2020 年 9 月作成

ご契約のしおり・約款 差込

医療保険「ご契約のしおり・約款」記載内容の訂正

医療保険の「ご契約のしおり・約款」において、以下【訂正箇所および訂正内容】の一部記載に誤りがございました。

つきましては、その記載を訂正させていただきますので、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

本書面はお手元の「ご契約のしおり・約款」とあわせて保管いただきますようお願い申し上げます。

【訂正箇所および訂正内容】　　（注）下線部が訂正箇所です。

1．医療保険普通保険約款

・ 第 37 条（保険契約の更新）９．（約款-16）

誤	（２）第４条（入院給付金の支払限度の型）、第５条（給付金の支払）、第８条（保険料払込の免除）および第 22 条（保険契約を解除できない場合）に関しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとします。
正	（２）第４条（入院給付金の支払限度の型）、第５条（給付金の支払）、第７条（主たる被保険者の死亡）、第８条（保険料払込の免除）、第 22 条（保険契約を解除できない場合）および第 41 条（災害不担保特則）に関しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとします。

・ 第 42 条（保険期間を有期から終身へ変更する特則）（約款-18）

誤	８．変更後契約について、第４条（入院給付金の支払限度の型）、第５条（給付金の支払）、第８条（保険料払込の免除）、第 22 条（保険契約を解除できない場合）および第 27 条（被保険者の型の変更）に関する規定の適用に際しては、変更前契約の保険期間と変更後契約の保険期間とは継続されたものとします。
正	８．変更後契約について、第４条（入院給付金の支払限度の型）、第５条（給付金の支払）、第７条（主たる被保険者の死亡）、第８条（保険料払込の免除）、第 22 条（保険契約を解除できない場合）、第 27 条（被保険者の型の変更）および第 41 条（災害不担保特則）に関する規定の適用に際しては、変更前契約の保険期間と変更後契約の保険期間とは継続されたものとします。

2. 入院初期給付特約条項

第 21 条（特約の更新）12.（約款-36）

誤	（２）第５条（入院初期給付金の支払）、第 14 条（告知義務および告知義務違反）および第 20 条（被保険者の型の変更）に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。
正	（２）第４条（入院初期給付金の支払限度の型）、第５条（入院初期給付金の支払）、第 14 条（告知義務および告知義務違反）および第 20 条（被保険者の型の変更）に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。

3. 指定代理請求人特約条項

第 12 条（医療保険またはがん保険に付加した場合の特則）（約款-126）

表中、「読み替える対象」

誤	第４条（指定代理請求人の指定および変更）１．および２．
正	第４条（指定代理請求人の指定および変更）１．、２．および３．

以上

お申込みいただいた保険の主契約・特約を ☑ チェックして、保障内容をご確認ください。

※保険証券にてご確認ください。

保障内容チェック表

（しおり・約款の該当ページには、各主契約・特約の保障内容（支払内容）を掲載しています。）

	ご契約された項目に ✓チェックを		しおり該当ページ	約款該当ページ
主契約	☐	医療保険	17ページ	4ページ
特約	☐	入院初期給付特約	19ページ	30ページ
	☐	長期入院一時給付特約	20ページ	43ページ
	☐	定期保険特約	21ページ	65ページ
	☐	退院後療養特約	21ページ	79ページ
	☐	がん入院特約	22ページ	90ページ
	☐	がん診断給付金特約	23ページ	101ページ
	☐	無事故給付金特約	24ページ	111ページ
	☐	指定代理請求人特約	25ページ	124ページ

ご契約のしおり・約款

この冊子は、ご契約にともなう大切なことがらを
記載したものですので、必ずご一読いただき、
内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申込み
いただきますようお願いいたします。

ご注意

この冊子には、医療保険のご契約(更新)にともなう大切なことがらが記載されています。
今回の更新に際して、必ずご一読いただき、大切に保管されるようお願い申し上げます。
なお、今回、無事故給付金特約のみが更新となり、主契約(医療保険)などは更新の対象とならないご契約(終身型など)の場合には、本冊子では、無事故給付金特約に関する事項のみをご参照いただき、主契約および無事故給付金特約以外の特約につきましては、ご契約当初にお渡ししております「医療保険　ご契約のしおり・約款」をご参照ください。
(ご注意)医療保険は、2009年２月より新規のお取扱いをしておりません。

ご契約のしおり・約款　もくじ

「ご契約のしおり」

ご契約についての重要事項をわかりやすくご説明しています。
しおりをお読みいただくうえで、わからない保険用語がありましたら、「主な保険用語のご説明」をあわせてご参照ください。

◎保障内容チェック表
◎目的別もくじ …… しおり － 4
◎主な保険用語のご説明 …… しおり － 6

Ⅰ　ご契約(更新)にあたって

❶ 自動更新について …… しおり － 10
❷ お客さまに関する情報のお取扱いについて …… しおり － 12
❸ ご契約内容等の確認制度について …… しおり － 14
❹ 保険証券のご確認について …… しおり － 14

Ⅱ　保険の特長としくみについて

❺ 医療保険の特長としくみ …… しおり － 15
(１)特長 …… しおり － 15
(２)しくみ …… しおり － 16
❻ 給付金お支払いと保険料払込みの免除 …… しおり － 17
❼ 付加できる特約・特則について …… しおり － 19
(１)入院初期給付特約 …… しおり － 19
(２)長期入院一時給付特約 …… しおり － 20
(３)定期保険特約 …… しおり － 21
(４)退院後療養特約 …… しおり － 21
(５)がん入院特約 …… しおり － 22
(６)がん診断給付金特約 …… しおり － 23
(７)無事故給付金特約 …… しおり － 24
(８)指定代理請求人特約 …… しおり － 25
(９)５年ごと利差配当付年金払特約 …… しおり － 28
(10)その他特則 …… しおり － 30
❽ ご家族に対する保障 …… しおり － 31

Ⅲ　保険料について

❾ 保険料の払込方法(回数)について …… しおり － 33
❿ 保険料の払込方法(経路)について …… しおり － 33
⓫ 保険料をまとめて払い込む方法について …… しおり － 34
⓬ 保険料払込みの猶予期間とご契約の失効について …… しおり － 35
⓭ 効力を失ったご契約の復活について …… しおり － 37
⓮ 保険料のお払込みが困難なときの継続方法 …… しおり － 38
⓯ 給付金等支払いの際の保険料精算 …… しおり － 39

⑯ 保険料のお払込みが不要となった場合のお取扱い …… しおり － 41

Ⅳ　給付金等について

⑰ 給付金等のご請求について …… しおり － 43
⑱ 給付金等の支払期限 …… しおり － 45
⑲ 給付金等をお支払いできない場合 …… しおり － 46
⑳ 給付金等をお支払いできる場合またはお支払いできない場合の事例 …… しおり － 50

Ⅴ　ご契約（更新）後のお取扱いについて

㉑ ご契約の解約と解約返戻金 …… しおり － 52
㉒ 給付金等の受取人によるご契約の存続 …… しおり － 53
㉓ 被保険者からご契約者への解約請求について …… しおり － 53
㉔ ご契約者・特約死亡保険金受取人の変更 …… しおり － 54
㉕ 特約死亡保険金受取人が亡くなられた場合 …… しおり － 55
㉖ 住所変更などの場合 …… しおり － 56
㉗ 管轄裁判所について …… しおり － 56
㉘ 生命保険と税金 …… しおり － 57
㉙ 手続きに必要な書類一覧 …… しおり － 60

Ⅵ　その他生命保険に関するお知らせ

㉚ 保険金額等が削減される場合 …… しおり － 63
㉛「生命保険契約者保護機構」について …… しおり － 63
㉜ 保険契約等に関する情報の共同利用について …… しおり － 66
㉝ 現在のご契約を解約・減額等して新たなご契約をお申込みになる際の留意事項 …… しおり － 69
㉞ 当社の組織形態について …… しおり － 70
㉟ 取引時確認（本人確認）について …… しおり － 70
㊱「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」にともなう手続きについて …… しおり － 71
㊲ ＦＡＴＣＡ（外国口座税務コンプライアンス法）にともなう手続きについて …… しおり － 72
㊳ このような場合、ただちにご連絡ください。 …… しおり － 73

「約款」　ご契約から消滅までのとりきめを記載しています。

医療保険普通保険約款 …… 約款 － 1
入院初期給付特約条項 …… 約款 － 28
長期入院一時給付特約条項 …… 約款 － 41
終身保険特約条項 …… 約款 － 53
定期保険特約条項 …… 約款 － 64
退院後療養特約条項 …… 約款 － 77
がん入院特約条項 …… 約款 － 88
がん診断給付金特約条項 …… 約款 － 100
無事故給付金特約条項 …… 約款 － 110
特別条件付保険特約条項（2015） …… 約款 － 116
指定代理請求人特約条項 …… 約款 － 123
５年ごと利差配当付年金払特約条項 …… 約款 － 127
保険料口座振替特約条項 …… 約款 － 135
保険料口座振替特約条項（団体扱・集団扱用） …… 約款 － 139
団体扱特約条項Ⅰ …… 約款 － 142
団体扱特約条項Ⅱ …… 約款 － 146
保険料クレジットカード払特約条項 …… 約款 － 150
ＡＩＧ富士生命からのお願い

目的別もくじ

しおりをお読みいただくうえで、わからない保険用語がありましたら、「主な保険用語のご説明」をあわせてご参照ください。

ご契約（更新）にあたって

保険用語が分からない	▶ 主な保険用語のご説明	しおり-6ページへ ▶▶▶
更新について知りたい	▶ ① 自動更新について	しおり-10ページへ ▶▶▶

主契約・特約について

保険の特長としくみを知りたい	▶ ⑤ 医療保険の特長としくみ	しおり-15ページへ ▶▶▶
保険料払込みの免除について知りたい	▶ ⑥ 給付金のお支払いと保険料払込みの免除	しおり-17ページへ ▶▶▶
付けることのできる特約・特則について知りたい	▶ ⑦ 付加できる特約・特則について	しおり-19ページへ ▶▶▶

保険料について

保険料をまとめて払い込む方法について知りたい	▶ ⑪ 保険料をまとめて払い込む方法について	しおり-34ページへ ▶▶▶
保険料の払込みができなかった場合について知りたい	▶ ⑫ 保険料払込みの猶予期間とご契約の失効について	しおり-35ページへ ▶▶▶
効力を失った保険を元に戻したい	▶ ⑬ 効力を失ったご契約の復活について	しおり-37ページへ ▶▶▶
保険料の払込みの都合がつかない場合の継続方法について知りたい	▶ ⑭ 保険料のお払込みが困難なときの継続方法	しおり-38ページへ ▶▶▶

給付金等について

給付金等の請求手続きについて知りたい	▶ ⑰ 給付金等のご請求について	しおり-43ページへ ▶▶▶
受取人が請求できない場合の代理請求について知りたい	▶ ⑦ 付加できる特約・特則について (8)指定代理請求人特約	しおり-25ページへ ▶▶▶
給付金等が受け取れないケースについて知りたい	▶ ⑲ 給付金等をお支払いできない場合	しおり-46ページへ ▶▶▶
	⑳ 給付金等をお支払いできる場合またはお支払いできない場合の事例	しおり-50ページへ ▶▶▶

ご契約（更新）後のお取扱いについて

契約の解約について知りたい

▶ 21 ご契約の解約と解約返戻金

しおり-52ページへ ▶▶▶

ご契約者や特約死亡保険金の受取人を変更したい

▶ 24 ご契約者・特約死亡保険金受取人の変更

しおり-54ページへ ▶▶▶

生命保険に関する税金について知りたい

▶ 28 生命保険と税金

しおり-57ページへ ▶▶▶

各種お手続き等

証券をなくした
結婚して姓が変わった
電話で保障内容を確認したい

→ 38 このような場合、ただちにご連絡ください。

しおり-73ページへ ▶▶▶

主な保険用語のご説明

しおりをお読みいただくうえで参考となる保険用語をわかりやすく説明しています。

か

解除
保険期間の途中で、告知義務違反があった場合等に当社の決定によりご契約を消滅させることをいいます。

解約
保険期間の途中で、ご契約者の意思でご契約を消滅させることをいいます。解約された場合、以後の保障はなくなります。

解約返戻金
ご契約を解約された場合等に、ご契約者にお支払いするお金のことをいいます。

き

給付金
災害または疾病により入院したときや手術を受けたとき等にお支払いするお金のことをいいます。

給付金受取人
給付金を受け取る人をいいます。

け

契約者（保険契約者）
当社と保険契約を結び、ご契約上のいろいろな権利（契約内容変更などの請求権）と義務（保険料払込義務）を持つ人をいいます。

契約年齢
被保険者の年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。
（例）ご契約時に満32歳7か月の被保険者の契約年齢は32歳となります。

契約日
ご契約が始まる日をいい、保険期間の起算日や年齢の計算の基準日になります。
保険料払込方法（回数）や保険料払込方法（経路）によって契約日は異なります。年払・半年払の場合は責任開始日と一致しますが、保険料払込方法が口座振替扱月払の場合は、責任開始日の属する月の翌月1日が契約日となります。
なお、更新後契約においては、保険期間の起算日や年齢の計算の基準日は更新日となります。

契約日の応当日
ご契約後の保険期間中にむかえる契約日の年単位、半年単位または月単位の応当日のことです。
（例）保険料払込方法が年払で契約日が平成29年12月10日の場合
契約日の年単位の応当日　：平成30年12月10日以降の毎年12月10日
契約日の半年単位の応当日：平成30年6月10日以降の毎年12月10日および6月10日
契約日の月単位の応当日　：平成30年1月10日以降の毎月10日

減額
給付金額等を減らすことをいいます。減額分は解約したものとして取扱います。

こ

更新日
保険期間が満了する月の前月の末日までに、ご継続をされない旨のお申出がない限り、この保険は、保険期間満了の日の翌日に自動更新され、この日を更新日といいます。

告知・告知義務・告知義務違反
ご契約者と被保険者は、ご契約のお申込みをされるとき（ご契約を復活されるとき）に現在の健康状態や職業、過去の傷病歴等当社がおたずねする重要なことがらについて当社に事実をお知らせ（告知）いただきます。これを「告知義務」といいます。告知していただいた内容が事実と違っていた場合には、告知義務違反としてご契約が解除されることがあります。

し

失効
保険料お払込みの猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがなかったために、保険契約の効力が失われることをいいます。

指定代理請求人
給付金等の受取人である被保険者が、給付金等を請求できない特別な事情があるときに、給付金等の受取人に代わり、給付金等を請求することができる方であり、契約者によりあらかじめ指定された方をいいます。

支払査定時照会制度
給付金等のお支払いの判断またはご契約の解除、取消しもしくは無効の判断の参考とすることを目的として、各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する情報を共同して利用する制度のことをいいます。

支払事由
約款に定める給付金等をお支払いする事由のことをいいます。

主契約と特約
約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容を主契約といい、特約はその主契約の保障内容をさらに充実させるためや、主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものです。

診査
診査扱のご契約に申し込まれた場合には、当社の指定する医師により問診・検診をさせていただきます。また、勤務先の定期健康診断の結果をご利用いただく方法もあります。

せ

責任開始期(日)
申し込まれたご契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。なお、復活の取扱いが行われた場合、最終の復活の際の責任開始期(日)とします。

責任準備金
将来の保険金等をお支払いするために、保険料の中から積み立てられるものをいいます。

た

第１回保険料相当額
ご契約のお申込みのときにお払込みいただくお金のことをいいます。ご契約が成立した場合には、第１回保険料に充当されます。

は

払込期月
保険料をお払込みいただく月のことをいいます。払込方法(回数)に応じて、次の契約日の応当日が属する月の１日から末日までをいいます。
(例)払込方法(回数)が月払で、契約日が平成29年12月１日の場合、第２回目の保険料の払込期月は、平成30年１月１日から１月31日までとなります。

ひ

被保険者
生命保険の保障の対象となる人のことをいいます。

ふ

復活
保険契約が失効した後、保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。この場合、改めて告知をしていただきますが、健康状態などによっては復活できないこともあります。また、失効後、復活できる期間には制限があります。

ほ

保険期間

当社がご契約上の保障を開始してから終了するまでの期間のことをいいます。

保険期間満了の日

保険期間が終了する日のことをいいます。保険期間が終了する日はそれぞれ以下のとおりとなります。

・保険期間が年数で定められている場合（年満期）：
契約日からの年数がその定められた年数に達する契約日の年単位の応当日の前日

・保険期間が被保険者の年齢で定められている場合（歳満期）：
被保険者がその定められた年齢に達した後に最初に到来する契約日の年単位の応当日の前日

（例）保険期間が80歳のご契約の場合、契約日の年単位の応当日が4月1日であれば、被保険者が満80歳となられた後に最初に到来する3月31日が保険期間満了の日となります。

（特約）保険金

被保険者の死亡・高度障害のときなどにお支払いするお金のことをいいます。

（特約）保険金受取人

ご契約者が指定した（特約）保険金を受け取る人をいいます。

保険証券

保険契約の成立や内容を証する重要なもので、給付金額（保険金額）や保険期間などのご契約内容を具体的に記載したものです。

保険年度

契約日から起算した１年ごとの期間をいいます。契約日から最初の満１か年を第１保険年度といい、以下順次、第２保険年度、第３保険年度、……といいます。

保険料

ご契約者にお払込みいただくお金のことをいいます。

保険料期間

保険料の払込方法（回数）に応じた、それぞれの契約日の応当日から翌契約日の応当日の前日までの期間のことをいいます。

（例）年　払の場合：契約日の年単位の応当日から次の契約日の年単位の応当日の前日までの期間（１年）
半年払の場合：契約日の半年単位の応当日から次の契約日の半年単位の応当日の前日までの期間（６か月）
月　払の場合：契約日の月単位の応当日から次の契約日の月単位の応当日の前日までの期間（１か月）

保険料払込期間

保険料をお払込みいただく期間のことをいいます。

（例）保険料払込期間が80歳のご契約の場合、契約日の年単位の応当日が4月1日であれば、被保険者が満80歳となられた後に最初に到来する3月31日が保険料払込期間満了の日となります。

め

免責事由

被保険者が支払事由に該当された場合でも、被保険者の自殺行為などのケースでは保険金等をお支払いできないことがあります。この支払われない事由のことをいいます。

や

約款

ご契約から消滅までのとりきめを記載したものです。

ゆ 猶予期間

第２回以後（更新の場合は第１回を含みます。）の保険料が払込期月内に払い込まれなかった場合の払込みの猶予期間のことをいいます。猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、ご契約は猶予期間満了の日の翌日に効力を失います（失効）。

Ⅰ　ご契約（更新）にあたって

1　自動更新について

ご注意

更新については、次の点にご注意ください。

●当社がこの冊子に掲載している主契約・特約の締結を更新時に取り扱っていないときは、当社所定の主契約・特約に変更して更新されることがあります。

●更新前のご契約と更新後のご契約とは保険期間が継続しているものとして取り扱うため、主契約・特約の給付金等の支払限度については更新前後の支払日数を通算します。

＜更新後のご契約の支払限度について＞
例えば、更新前のご契約で「疾病入院給付金を30日分」お支払いしている場合、その支払分は更新後のご契約に通算されます。
（疾病入院給付金の通算支払限度日数は、「1,095日－30日＝1,065日」となります。）

＜疾病入院給付金通算の例＞

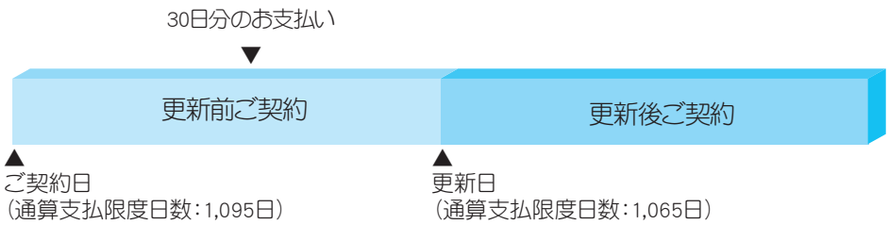

なお、支払限度の通算がおこなわれるのは、次の主契約・特約の給付金となります。

主契約・特約	給付金の種類	通算支払限度
医療保険	疾病入院給付金	1,095日
	災害入院給付金	1,095日
入院初期給付特約	入院初期疾病給付金	60日
	入院初期災害給付金	60日
長期入院一時給付特約	長期入院一時給付金	1,095万円
がん入院特約	がん入院給付金	1,095日

（1）主契約の自動更新

＊『医療保険』［有期タイプ］が対象となります。

1．保険期間が満了する月の前月の末日（月末日が当社の営業日でないときは月末日の直前の当社の営業日。）までにご契約者から継続しない旨のお申出がない限り、保険契約は保険期間満了の日の翌日に自動更新されます。

2．保険契約の自動更新をご希望されない場合、保険期間満了の日前に当社より送付いたします「更新不要・変更連絡通知」にてお申出ください。

3．次の場合、自動更新のお取扱いはいたしません。

【 MainDocument-00086-Chap-1 】 Page:0002

（１）更新後の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が99歳をこえるとき
（２）保険料払込期間が保険期間より短いとき

４．更新後の保険契約のお取扱いは次のとおりとなります。

保険期間	更新前の保険期間と同一とします。ただし、99歳の範囲内で保険期間を変更することがあります。
保障額	更新前の保障額と同一とします。
入院給付金の支払限度の型	更新前の支払限度の型と同一とします。
約款	更新日時点の普通保険約款を適用します。
保険料	更新日時点の被保険者の年齢および保険料率によって計算します。したがって、この保険契約の更新後の保険料は更新前の保険料と異なります。（同一の保障内容で更新する場合、通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。）
保険料払込期間	更新後の保険期間と同一とします。
保険料の払込方法	更新前の保険料の払込方法（回数・経路）と同一とします。

（２）特約の自動更新

１．次の特約を付加された場合で、主契約の保険料払込期間中に特約の保険期間が満了する場合、特約の保険期間が満了する月の前月の末日（月末日が当社の営業日でないときは月末日の直前の当社の営業日。）までにご契約者から継続しない旨のお申出がない限り、これらの特約は保険期間満了の日の翌日に自動的に更新されます。

・入院初期給付特約	・長期入院一時金特約	・定期保険特約	・退院後療養特約
・がん入院特約	・がん診断給付金特約	・無事故給付金特約	

２．特約の自動更新をご希望されない場合は、保険期間満了の日前に当社より送付いたします「更新不要・変更連絡通知」にてお申出ください。

３．次の場合には、自動更新のお取扱いはいたしません。
（１）更新後の特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が99歳をこえるとき
（２）更新後の特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき
（３）『無事故給付金特約』が保険料払込免除となった場合

４．更新後の各特約のお取扱いは次のとおりとなります。

保険期間	更新前の保険期間と同一とします。ただし、99歳の範囲内で保険期間を変更することがあります（『無事故給付金特約』は保険期間を変更しての更新はありません）。
保障額	更新前の保障額と同一とします。
約款・特約条項	更新日時点の各特約条項・特則を適用します。

【 MainDocument-00086-Chap-1 】 Page:0003

保険料	更新日時点の被保険者の年齢および保険料率によって計算します。（同一の保障内容で更新される場合、通常『無事故給付金特約』を除き、更新後の各特約の保険料は更新前より高くなります。）
保険料払込期間	更新後の保険期間と同一とします。
保険料の払込方法	主契約の保険料払込方法（回数・経路）と同一とします。

2 お客さまに関する情報のお取扱いについて

1 当社が取得する個人情報

当社は、お客さまの住所、氏名、生年月日、性別、職業、電話番号、健康状態など、保険契約の締結、維持管理、商品のご案内ならびに諸サービスの提供に必要な個人情報を収集しています。

2 当社の個人情報利用方法（利用目的）

当社は、取得した個人情報を次の目的のために利用します。

（１）　各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理および保険金・給付金等のお支払い
（２）　グループ会社が提供するものを含む各種商品やサービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
（３）　当社業務に関する情報提供および運営管理、商品・サービスの充実
（４）　保険に関連・付随する業務の実施
（５）　当社が有する債権の回収
（６）　再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
（７）　お客さまとのお取引および当社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務
（８）　その他上記に付随する業務

3 個人データの第三者への提供

当社は、次の場合を除いて、ご本人の個人データを第三者に提供することはありません。

（１）　ご本人が同意されている場合
（２）　利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部（当社代理店を含む）へ委託する場合
（３）　再保険の手続きをする場合
（４）　ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する情報制度に登録する等、保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
（５）　その他法令に根拠がある場合

【 MainDocument-00086-Chap-1 】 Page:0004

4 個人データの共同利用

当社では、保険制度が健全に運営され、保険金等の支払いが正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」、「医療保障保険契約内容登録制度」および「支払査定時照会制度」等（各制度の詳細および共同利用する者の範囲等法定開示事項につきましては、一般社団法人生命保険協会のホームページをご覧ください。）に基づき、他の生命保険会社等との保険契約等に関する所定の情報を共同利用しております。
また、お客さまのご契約情報等の個人データをグループ会社間で共同利用させていただく場合があります。
グループ会社の一覧につきましては、当社ホームページ（http://www.aig-fuji-life.co.jp）のプライバシーポリシーをご覧ください。

5 センシティブ情報のお取扱い

保健医療などに関する情報（機微（センシティブ）情報）については、保険業法施行規則に基づき、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。
これらの情報については、限定されている目的以外では利用いたしません。

6 保有個人データに関する事項の通知、開示、訂正等、利用停止等のご請求

当社は、保有個人データに関する事項の通知、開示、訂正等、利用停止等のご請求があった場合は、ご本人であることを確認させていただいたうえで、適切に対応いたします。
これらの具体的な請求手続きについては、以下の<お問い合わせ窓口>までご連絡ください。

7 特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）のお取扱い

当社は、適法かつ公正な手段によりお客さまの特定個人情報を取得します。また、法令で定められた場合を除き、特定個人情報の提供を求めることはありません。当社における特定個人情報の利用の範囲（利用目的）等、取扱いの詳細につきましては、当社ホームページ（http://www.aig-fuji-life.co.jp/）のプライバシーポリシーをご覧ください。

個人情報・特定個人情報のお取扱いに関するご質問につきましては、右記の『ＡＩＧ富士生命保険株式会社 総合サービスセンター』までお問い合わせください。

<お問い合わせ窓口>
ＡＩＧ富士生命保険株式会社 総合サービスセンター
０１２０－２１１－９０１（通話料無料）
月～金（祝日・年末年始を除く）　9:00～17:00
当社の最新のプライバシーポリシーについては
当社ホームページをご覧ください。
http://www.aig-fuji-life.co.jp

【 MainDocument-00086-Chap-1 】 Page:0005

3 ご契約内容等の確認制度について

1．給付金等のご請求および保険料払込みの免除のご請求の際、ご請求内容等について、当社の社員または当社で委託した者が訪問または電話により確認させていただく場合があります。事実の確認にあたりましては、お客さまのプライバシーの保護に関し細心の注意をもってお取扱いさせていただきますのでご協力をお願いします。

2．事実の確認に際し、ご契約者、被保険者または受取人が当社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで給付金等をお支払いしません。また、保険料払込みの免除をしません。

4 保険証券のご確認について

1．ご契約を更新されますと、保険証券をご契約者にお送りしますので、更新にあたってご希望された内容と相違していないかどうかもう一度よくお確かめください。

2．万一、内容が相違していたり、ご不明な点がありましたら、下記までご連絡ください。

お電話ください！

総合サービスセンター
受付時間

0120-211-901（通話料無料）
月～金（祝日・年末年始を除く）
9：00～17：00

Ⅱ　保険の特長としくみについて

5　医療保険の特長としくみ

（1）特長

1　入院または手術による医療保障を主な目的とした保険です。

1．病気やケガの治療で２日以上入院された場合に入院給付金をお支払いします。
2．病気やケガの治療を目的として所定の手術を受けられた場合に手術給付金をお支払いします。

詳しくは、しおりの該当記載箇所をご覧ください	❻ 給付金お支払いと保険料払込みの免除

2　災害不担保特則を適用した契約の場合、災害入院給付金および災害を原因とする手術等についての保障はありませんが、その分割安な保険料になっています。

3　保険期間は、終身タイプと有期タイプの２種類があります。

1．終身タイプの場合は、一生涯にわたって医療保障が続きます。
2．有期タイプの場合は、保険期間満了の日の翌日に健康状態にかかわらず当社所定の範囲内で自動的に契約を更新することができます。

※主契約を終身タイプとされたご契約の場合には、更新の対象となる『無事故給付金特約』に関する事項をご覧ください。

（2）しくみ

終身タイプの場合

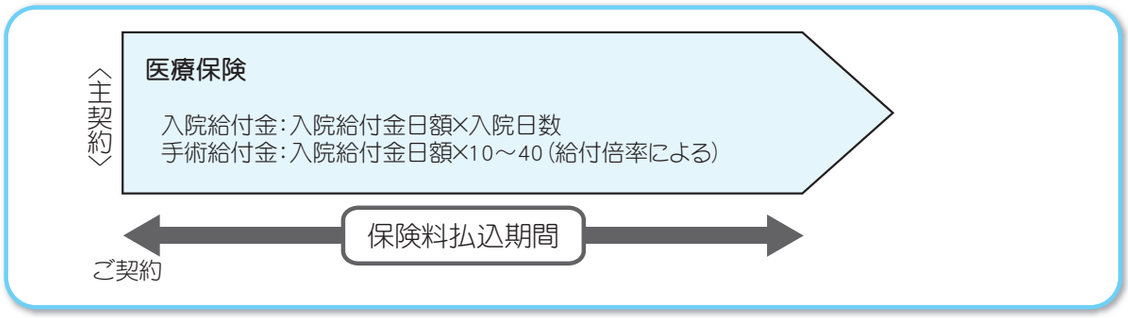

※保険料払込期間は、ご契約内容により５年～終身

有期タイプの場合

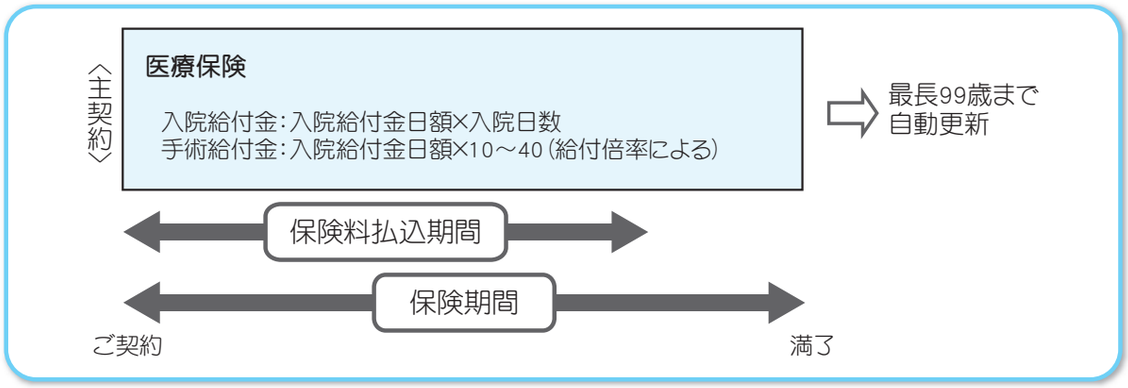

※保険料払込期間は、ご契約内容により５年以上で保険期間内

＊詳細については「❻ 給付金のお支払いと保険料払込みの免除」をご覧ください。

【 MainDocument-00086-Chap-2 】 Page:0003

6 給付金のお支払いと保険料払込みの免除

1 給付金のお支払い

給付金の種類	お支払いする場合	支払額	受取人
疾病入院給付金	保険期間中に、責任開始期以後に発病した疾病の治療を目的として２日以上の継続した入院（※１）をしたとき	入院給付金日額×入院日数（※３）	主たる被保険者
災害入院給付金	保険期間中に、責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害の治療を目的として２日以上の継続した入院（※１）をしたとき（※２）	入院給付金日額×入院日数（※３）	
手術給付金	保険期間中に、責任開始期以後に生じた、疾病、不慮の事故による傷害、または不慮の事故以外の外因による傷害の治療を目的として所定の手術（※４）を受けたとき	手術１回につき、入院給付金日額×手術別の給付倍率（※４）	

（※１）「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所（医療保険普通保険約款　別表６をご覧ください。）に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

（※２）次のいずれかに該当する入院は、疾病の治療を目的とする入院とみなします。
①責任開始期以後に生じた不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院
②責任開始期以後に生じた不慮の事故以外の外因による傷害の治療を目的とする入院
③責任開始期以後に開始した異常分娩（医療保険普通保険約款　別表８をご覧ください。）のための入院

（※３）１回の入院の支払限度日数に応じて３種類の支払限度の型があり、次のいずれかから選べます（型の変更はできません）。

支払限度の型	支払限度日数	
	１回の入院	通算
60日型	60日	1,095日
120日型	120日	1,095日
1,095日型	1,095日	1,095日

（※４）所定の手術およびその手術に対応する給付倍率については、『医療保険普通保険約款　別表５』をご覧ください。

ご注意

●この保険には、死亡給付金はありません。なお、主たる被保険者が亡くなられたときにご契約は消滅し、解約返戻金はありません。この場合、ご契約者またはその承継人は、当社へ通知してください。
●死亡に対する保障については、「❼（３）定期保険特約」をご覧ください。

【 MainDocument-00086-Chap-2 】 Page:0004

2　保険料払込みの免除

主たる被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として保険料払込期間中に高度障害状態（※）になられたとき、または責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を原因として、その事故の日から起算して180日以内に身体傷害の状態（※）になられたときは、以後の保険料払込みが免除されます。

（※）「高度障害状態」「身体障害の状態」については、医療保険普通保険約款をご覧ください。

約款も合わせてご覧ください	医療保険普通保険約款 「別表３　対象となる高度障害状態」 「別表４　対象となる身体障害の状態」

ご注意

●主契約の保険料払込みが免除される場合には、付加されている特約の保険料払込みも同時に免除されます。

●保険料払込みの免除事由の発生後は、「減額」等の保障内容の変更はできません。「住所変更、契約者変更、改姓・改名、法人商号変更等の名義訂正、受取人変更」等の契約情報の変更は可能です。

【 MainDocument-00086-Chap-2 】 Page:0005

7 付加できる特約・特則について

（1）入院初期給付特約

1 特長

疾病または不慮の事故による傷害の治療を目的として入院した場合に、入院日数に応じて入院初期給付金をお支払いします。

2 給付金のお支払い

給付金の種類	お支払いする場合	支払額	受取人
入院初期疾病給付金	この特約の保険期間中に、次のすべてを満たす入院をしたとき （1）この特約の責任開始期以後に発病した疾病を直接の原因とする入院であること （2）主契約の疾病入院給付金の支払われる入院であること	入院1回につき 入院初期給付金日額×入院日数	主契約の給付金の受取人
入院初期災害給付金	この特約の保険期間中に、次のすべてを満たす入院をしたとき （1）この特約の責任開始期以後に発生した主契約に定める不慮の事故を直接の原因とする入院であること （2）主契約の災害入院給付金の支払われる入院であること		

●入院初期給付金の支払限度日数

給付金の種類	支払限度日数	
	1回の入院	通算
入院初期疾病給付金	7日	60日
入院初期災害給付金	7日	60日

【 MainDocument-00086-Chap-2 】 Page:0006

（２）長期入院一時給付特約

1　特長

疾病または不慮の事故による傷害の治療を目的として入院した場合で、入院が長期に及んだときに長期入院一時給付金をお支払いします。

2　給付金のお支払い

給付金の種類	お支払いする場合	支払額	受取人
長期入院一時給付金	この特約の保険期間中に、次のすべてを満たす入院をしたとき （１）この特約の責任開始期以後に発生した事由を直接の原因とする入院であること （２）主契約の疾病入院給付金または災害入院給付金の支払事由該当する入院であること （３）その入院が当社所定の日数（60日・120日・180日・270日・360日）まで継続していること	１回の支払につき 長期入院一時給付金額	主契約の給付金の受取人

●長期入院一時給付金の通算支払限度

お支払いする場合	通算
不慮の事故による傷害を直接の原因とする場合	1,095万円
疾病を直接の原因とする場合	1,095万円

【 MainDocument-00086-Chap-2 】 Page:0007

（3）定期保険特約

1 特長

この特約の保険期間中に死亡、または高度障害状態になられた場合に、特約死亡保険金または特約高度障害保険金をお支払いします。

2 特約保険金のお支払い

特約保険金の種類	お支払いする場合	支払額	受取人
特約死亡保険金	この特約の保険期間中に死亡したとき	特約保険金額	特約死亡保険金受取人
特約高度障害保険金	この特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に高度障害状態になったとき		主契約の給付金の受取人

（4）退院後療養特約

1 特長

疾病または不慮の事故による傷害の治療を目的として入院した後、生存して退院した場合に退院後療養給付金をお支払いします。

2 給付金のお支払い

給付金の種類	お支払いする場合	支払額	受取人
退院療養給付金	この特約の保険期間中に、次のすべてを満たす入院をした後、生存して退院したとき （1）この特約の責任開始期以後に発生した事由を直接の原因とする入院であること （2）主契約の疾病入院給付金または災害入院給付金の支払われる入院であること （3）入院日数が継続して20日以上であること	入院1回のその退院につき 基本退院療養給付金額×10	主契約の給付金の受取人

（５）がん入院特約

1　特長

この特約の保険期間中にがんの治療を目的として入院した場合、入院日数に応じて入院給付金をお支払いします。

2　給付金のお支払い

給付金の種類	お支払いする場合	支払額	受取人
がん入院給付金	この特約の責任開始期以後の保険期間中に次の条件を満たす２日以上の継続入院した場合 （１）がん（※）と診断確定された場合 （２）がん（※）の治療を目的とする入院であること	がん入院給付金日額 ×入院日数	主契約の 給付金の受取人

（※）この特約における「がん」については、『がん入院特約条項　別表２（対象となる悪性新生物）』をご覧ください。

●がん入院給付金の支払限度日数

支払限度の型	支払限度日数	
	１回の入院	通算
60日型	60日	1,095日
120日型	120日	1,095日
1,095日型	1,095日	1,095日

【 MainDocument-00086-Chap-2 】 Page:0009

（６）がん診断給付金特約

1　特長

この特約の保険期間中にがんと診断確定された場合、がん診断給付金をお支払いします。

2　給付金のお支払い

給付金の種類	お支払いする場合	支払額	受取人
がん診断給付金	この特約の責任開始期以後の保険期間中に初めてがん（※）と診断確定された場合	がん診断給付金額	主契約の給付金の受取人

（※）この特約における「がん」については、『がん診断給付金特約条項　別表２（対象となる悪性新生物）』をご覧ください。

ご注意

●がん診断給付金のお支払いは保険期間を通じて１回のみとなります。がん診断給付金が支払われた場合には、この特約は支払事由に該当したときから消滅したものとみなします。

●「上皮内がん」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん」は支払対象となりません。

【 MainDocument-00086-Chap-2 】 Page:0010

（７）無事故給付金特約

1　特長

この特約の保険期間中に、主契約の疾病入院給付金、災害入院給付金、または手術給付金のいずれもお支払いがなかったときに、無事故給付金をお支払いします。

2　給付金のお支払い

給付金の種類	お支払いする場合	支払額	受取人
無事故給付金	この特約の保険期間満了時に生存し、かつ、この特約の保険期間中に災害入院給付金、疾病入院給付金および手術給付金のいずれもが支払われなかったとき	無事故給付金額	ご契約者

ご注意

●この特約のみの解約はできません。

●主契約の給付金が支払われた場合には、この特約の解約返戻金はありません。

【 MainDocument-00086-Chap-2 】 Page:0011

（8）指定代理請求人特約

1　特長

この特約は、給付金等の受取人である被保険者が、給付金等を請求できない以下の特別な事情があるときに、給付金等の受取人に代わり、あらかじめ指定された指定代理請求人が請求を行うことができる特約です。

◆特別な事情

被保険者が給付金等の請求を行う意思表示が困難な場合

被保険者が、傷病名の告知を受けていない場合
（例：悪性新生物の告知をご家族が受けている場合等）

その他左記に準じる状態である場合

2　対象となる給付金等の種類

1．被保険者と受取人が同一人である給付金（無事故給付金を除く）
2．ご契約者と被保険者が同一人である場合の保険料払込免除および無事故給付金

主契約・特約	対象となる給付金等
医療保険	疾病入院給付金（※）　災害入院給付金（※）　手術給付金（※） 保険料払込免除
入院初期給付特約	入院初期疾病給付金（※）　入院初期災害給付金（※） 特約の保険料払込免除
長期入院一時給付特約	長期入院一時給付金（※）　特約の保険料払込免除
定期保険特約	特約高度障害保険金　特約の保険料払込免除
退院後療養特約	退院療養給付金（※）　特約の保険料払込免除
がん入院特約	がん入院給付金（※）　特約の保険料払込免除
がん診断給付金特約	がん診断給付金　特約の保険料払込免除
無事故給付金特約	無事故給付金　特約の保険料払込免除

（※）「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」、「本人・子型」の場合の配偶者または子の給付金を含みます。

【 MainDocument-00086-Chap-2 】 Page:0012

3　指定代理請求人の範囲

ご契約者が、被保険者の同意を得て、次の１．または２．の範囲内であらかじめ指定された方（指定できる方は１人に限ります。）を指定代理請求人とします。ただし、請求時においても次の１．または２．の範囲内であることを要します。

１．次の範囲内の方

① 被保険者の戸籍上の配偶者 ② 被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の３親等内の親族 ③ 被保険者の直系血族 ④ 被保険者の兄弟姉妹（兄弟姉妹がいないときは甥姪、伯父伯母、叔父叔母）

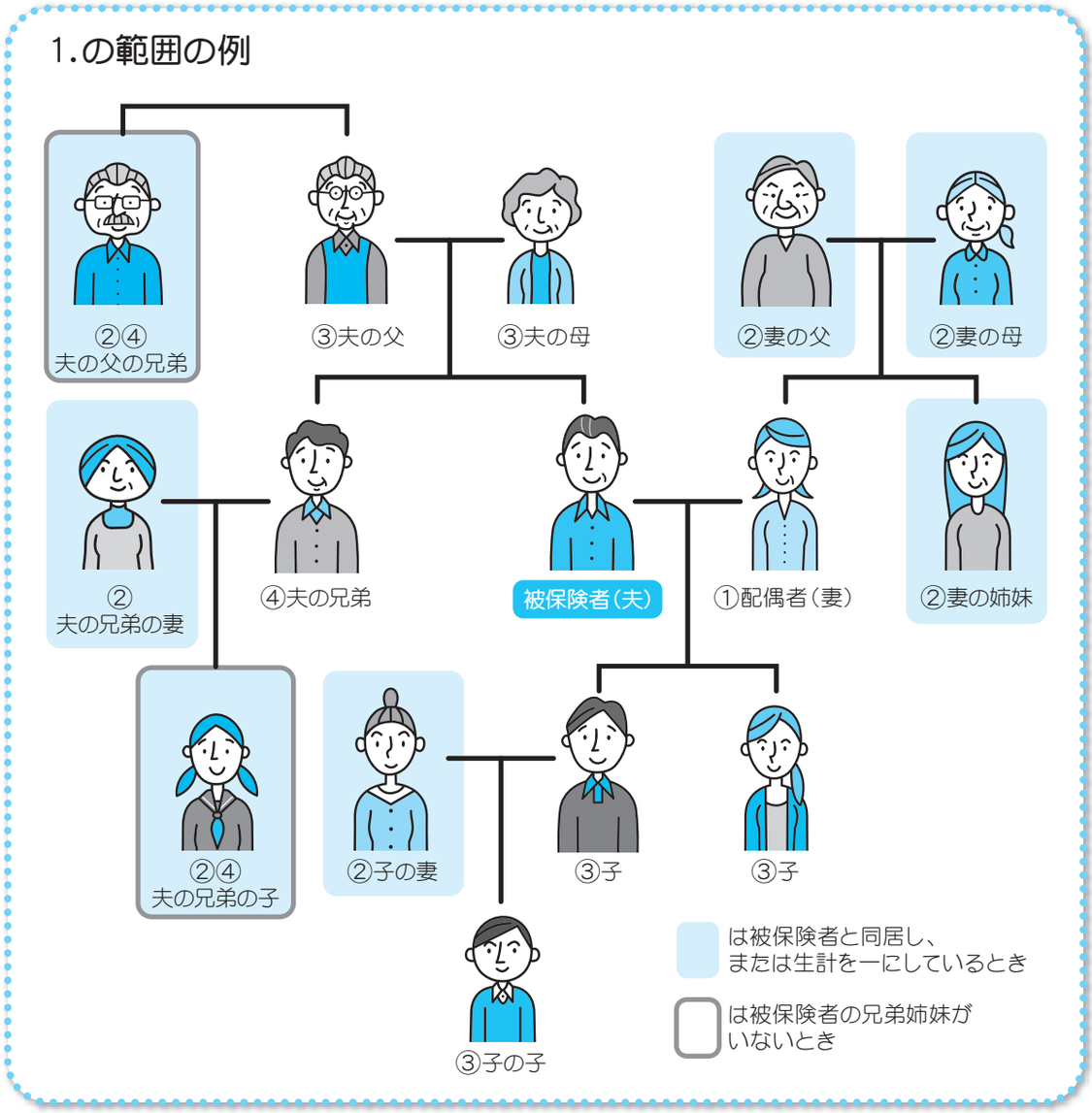

【 MainDocument-00086-Chap-2 】 Page:0013

2．次の範囲内の方。ただし、当社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、給付金等の受取人のために給付金等を請求すべき適当な理由があると当社が認めた方に限ります。

① 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている上記１．②以外の方 ② 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている方 ③ その他、①および②に掲げる方と同等の特別な事情がある方として当社が認めた方

3．上記１．および２．の指定代理請求人が指定されていない場合（指定代理請求人が亡くなられているときもしくは請求時に１．または２．の範囲のいずれにも該当しないときを含みます。）または指定代理請求人が代理請求をすることができない特別の事情がある場合は、次の方を代理請求人とします。

① 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者 ② ①に該当する方がいない場合または①に該当する方が代理請求をすることができない特別な事情がある場合は、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の３親等内の親族

4　指定代理請求人の変更

1．ご契約者は、被保険者の同意を得て、「3 指定代理請求人の範囲」１．および２．の範囲内で指定代理請求人を変更することができます。

2．指定代理請求人の死亡等により、指定代理請求人に該当する方がいなくなった場合には、「指定代理請求人を指定しない」ことへの変更を取り扱います。

3．給付金等の受取人が法人に変更された場合には、「指定代理請求人を指定しない」ことへの変更が行われたものとして取り扱います。

5　指定代理請求人による給付金等の請求

1．指定代理請求人は給付金等の受取人である被保険者に特別の事情がある場合には、その事情を示す書類、およびその他の請求に必要な書類を提出して被保険者の代理人として給付金等を請求することができます。

2．指定代理請求人から給付金等のご請求をいただいた場合、当社が必要と認めた場合には、指定代理請求人に事実の確認についてご協力をいただくことになります。

3．指定代理請求人による給付金等の請求は、あくまでも請求を代理していただくお取扱いです。したがいまして、給付金等は、原則として、給付金等の受取人である被保険者の口座にお振込みさせていただきます。

【 MainDocument-00086-Chap-2 】 Page:0014

6　給付金等をお支払いした後の注意事項

1．指定代理請求人から給付金等のご請求を受け、お支払いした後に被保険者ご本人からご請求があった場合は、重複して給付金等はお支払いしません。

2．指定代理請求人のご請求により給付金等をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、当社は給付金等をお支払いした旨を事実に基づいて回答します。この場合、当社の回答により万一不都合が生じても当社は責任を負いかねますので、関係者でご解決いただくことになります。

7　その他

1．故意に給付金等の支払事由を生じさせた者、または故意に給付金等の受取人を給付金等を請求できない状態にさせた者は、指定代理請求人として給付金等を請求することはできません。

2．この特約のみの解約はできません。

3．給付金等の受取人が法人の場合にはこの特約は付加できません。

!! 重要

「ご契約があること」および「代理請求ができること」をご契約者から指定代理請求人の方へ必ずお伝えください。

（9）５年ごと利差配当付年金払特約

1　特長

1．この特約を付加することにより、定期保険特約が付加されている場合、死亡・高度障害保険金（以下、保険金等といいます。）の全部または一部を一時金に代えて、年金でお受け取りいただけます。

2．責任準備金の運用益が当社の予定した運用益をこえた場合、５年ごとに契約者配当金をお受取りいただけます。（運用の状況によっては、配当金が生じない場合があります。）

3．以下の保険金が対象となります。

保険種類	保険金
定期保険特約	特約死亡保険金・特約高度障害保険金

【 MainDocument-00086-Chap-2 】 Page:0015

（保険金等の全部を10年確定年金でお支払いする場合）

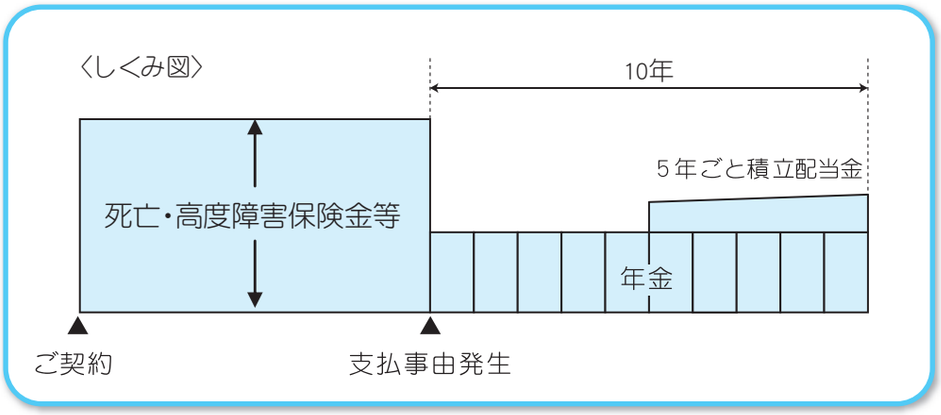

＊運用の状況によっては、配当金が生じない場合があります。

2　年金のお支払い

この特約を適用する場合	支払時期	支払額	年金種類	年金受取人
主契約に付加された特約の保険金等が一時に支払われるとき	・第１回の年金支払日（年金支払開始日）：年金基金設定日（※） ・第２回以後の年金支払日：年金支払開始日の年単位の応当日	基本年金額（当社所定の金額以上である必要があります。）	実際の支払事由発生時に所定の範囲内で次のいずれかからお選びいただけます。 ３・５・10・15年確定年金 （2017年４月現在、保証期間付終身年金の取扱いはありません。）	保険金等の受取人

（※）保険金等の支払事由が生じた時（保険金等の受取人がこの特約を締結したときは締結時）

1．年金受取人は、年金支払開始日以後、未払年金の現価について一括払を請求することができます。

2．年金支払期間中に年金受取人が亡くなられた場合は、残余年金支払期間の未払年金の現価を年金受取人の死亡時の法定相続人にお支払いします。

ご注意

年金額は保険のご加入時点で定まるものではありません。将来お受取りになる年金額は、年金基金設定日（年金支払開始日）における基礎率等（予定利率、予定死亡率等）に基づき算出されます。

3　特約の消滅

次の場合、この特約は消滅します。

（１）主契約が保険金等の支払事由以外の事由により消滅したとき
（２）保険金等の支払事由の発生日以後、保険金等の受取人が保険金等の全部について一時に受け取ったとき

（10）その他特則

1　解約返戻金のない保険契約に関する特則

（１）この特則を付加した場合、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

（２）主契約にこの特則が適用されている場合は、次の特約についても保険期間を通じて解約返戻金はありません。
・入院初期給付特約
・長期入院一時給付特約
・退院後療養特約
・がん入院特約
・がん診断給付金特約
・無事故給付金特約

ご注意

この特則のみの解約はできません。

2　災害不担保特則

（１）この特則を付加した場合、以下の給付金を支払いません。
・災害入院給付金
・責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合、その日を含めて180日以内に受けた手術に対する手術給付金

（２）主契約にこの特則が適用されている場合は、次の特約についても適用されます。
・入院初期給付特約
・長期入院一時給付特約
・退院後療養特約
・無事故給付金特約

【 MainDocument-00086-Chap-2 】 Page:0017

ご注意

この特則のみの解約はできません。

8 ご家族に対する保障

1 ご家族に対する保障が得られます。

『医療保険（主契約）』、『入院初期給付特約』、『退院後療養特約』、『がん入院特約』につきましては、主契約の被保険者を保障する「本人型」のほかに、ご家族まであわせて保障する「家族型」があります。

2 家族型の場合の被保険者の範囲

被保険者の範囲は以下のとおりです。

被保険者の型	被保険者の範囲
本人型	・主たる被保険者
本人・配偶者・子型	・主たる被保険者　・配偶者　・子
本人・配偶者型	・主たる被保険者　・配偶者
本人・子型	・主たる被保険者　・子

3 保障額

配偶者および子の保障額は、主たる被保険者の60％です。

4 ご家族の範囲

配偶者	主たる被保険者と同一戸籍に記載の配偶者の方
子	主たる被保険者と同一戸籍にその子として記載されている満20歳未満のお子さま。お子さまが満20歳に達した日の直後の主契約の年単位の契約応当日をむかえたとき、または満20歳未満であっても結婚・養子縁組などによって戸籍が異動したときは、被保険者の資格がなくなります。

Ⅱ　保険の特長としくみについて

ご注意

●現在、新たに配偶者の方、お子さまを被保険者として加えるお取扱いはしておりません。

●ご家族の範囲は、主たる被保険者と同一戸籍に記載の配偶者、お子さま（満20歳未満）です。配偶者が戸籍上の異動により主たる被保険者の配偶者でなくなったときには、被保険者の資格がなくなります。お子さまが満20歳に達した日の直後の年単位の契約応当日をむかえたとき、または満20歳未満であっても結婚、養子縁組などによって戸籍が異動したときには、被保険者の資格がなくなります。末のお子さまが満20歳に達した日の直後の年単位の契約応当日をむかえる場合など、配偶者または全てのお子さまが被保険者の資格を失うこととなったときには、被保険者の型の変更手続きをとられるようお願いいたします。

●子を含む家族型（本人・配偶者・子型または本人・子型）の場合、特約締結後に出生した子も自動的に被保険者の範囲に含まれます。

Ⅲ　保険料について

9 保険料の払込方法（回数）について

保険期間の途中で、以下の保険料の払込方法（回数）を相互に変更することができます。

払込方法（回数）	内容
年　払	年に１回、保険料を払い込む方法です。
半年払	半年に１回、保険料を払い込む方法です。
月　払	月に１回、保険料を払い込む方法です。

10 保険料の払込方法（経路）について

保険料は払込期月中に次のいずれかの払込方法（経路）によってお払込みください。

1 口座振替によるお払込み

当社と提携している金融機関で、保険料振替日（払込期月の27日。その日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日とします。）に、保険料がご契約者の指定した口座から当社の口座に自動的に振替えられます。

約款も合わせてご覧ください	保険料口座振替特約条項

ご注意

●万一、お振替できなかった場合には、その翌月に再請求させていただきます。
（翌月中旬に「生命保険料再請求のご案内」をお送りします。）

●翌月にもお振替できなかった場合には、保険料払込みの猶予期間（※）内に「生命保険料再請求のご案内」に添付の用紙にて当社指定のコンビニエンスストアまたはゆうちょ銀行からお払込みください。

（※）詳しくは「⑫ 保険料払込みの猶予期間とご契約の失効について」をご覧ください。

2 団体を通じてのお払込み

団体扱契約の場合、団体を経由して保険料をお払込みください。

約款も合わせてご覧ください	団体扱特約条項Ⅰ 団体扱特約条項Ⅱ

【 MainDocument-00086-Chap-3 】 Page:0002

3　その他の一時的な払込方法

前記 1 2 のいずれの方法によっても当該払込期月分の保険料を払込期月内にお払込みできないときは、その保険料についてのみ一時的に次のいずれかの方法によりお払込みください。

（１）ご契約者のお申出により、「振込依頼書」をお送りしますので、金融機関窓口にてお払込みください。受取書は保険料領収証の代わりになりますので大切に保管してください。

（２）当社の本社または当社の指定した場所に持参してお払込みください。

ご注意

●払込方法の変更をご希望の場合、転居の場合、または勤務先団体から退社などにより脱退の場合は、すみやかに当社の代理店、支店または総合サービスセンター（TEL：0120-211-901）までお申出ください。

●団体を通じてのお払込みから口座振替に変更される場合等は、新たな払込方法に変更されるまでの期間の保険料は、ご自身で当社までお払込みいただくことになります。

11　保険料をまとめて払い込む方法について

当社の定める範囲内で、保険料をまとめてお払込みいただく方法があります。

1　保険料の一括払（月払契約の場合）

当月分以降の保険料を３か月分から12か月分までまとめてお払込みいただくお取扱いです。この場合、一括払する月数に応じて所定の割引が適用されます。

2　保険料の前納（年払契約・半年払契約の場合）

１．将来の保険料を当社所定の範囲内でまとめてお払込みいただくお取扱いです。この場合、当社所定の利率（経済情勢により変更することがあります。）で割引いて計算した前納保険料をお払込みください。

２．前納保険料は、当社所定の利率（経済情勢により変更することがあります。）で積み立てられ、契約日の年単位または半年単位の応当日が到来するごとに保険料として充当されます。

３．前納期間が満了した場合または保険料のお払込みを要しなくなった場合（保険料払込みの免除、死亡や解約による契約の消滅時）に前納保険料の残額があるときは、その残額を払い戻します（上記以外の理由で前納期間中途でのお申出による前納保険料の残額の払戻しはありません）。

【 MainDocument-00086-Chap-3 】 Page:0003

4．月払契約で前納を希望される場合には、払込方法（回数）を年払に変更してください。この場合、年単位の契約応当月の前月までの月数の保険料を「一括払」するとともに、年単位の契約応当月からの保険料を「前納」してください。

ご注意

前記 **1** **2** について、詳しくは当社の代理店、支店または総合サービスセンター（0120-211-901）までご相談ください。

12 保険料払込みの猶予期間とご契約の失効について

ご契約を有効に継続させるためには、保険料の払込方法（回数）に応じた期日までに継続的に保険料を払い込む必要があります。また、払込期月内に保険料のお払込みが無い場合でも、次の払込猶予期間があります。

第２回以後の保険料払込みの猶予期間

1．第２回以後の保険料の払込期月および猶予期間は以下のようになります。

	払込期月（保険料をお払込みいただく月）	猶予期間
月　払	契約日の月単位の応当日の属する月の１日から末日まで	払込期月の翌月１日から末日まで
半年払 年　払	契約日の年単位または半年単位の応当日の属する月の１日から末日まで	払込期月の翌月１日から翌々月の契約日の月単位の応当日まで（ただし、契約日の応当日が２月、６月、11月の各末日の場合には、それぞれ、４月、８月、１月の各末日まで）

2．猶予期間満了日までに第２回以後の保険料のお払込みがないときは、ご契約は猶予期間満了日の翌日から効力がなくなります（失効）。

＊詳しくは「⑭ 保険料のお払込みが困難なときの継続方法」をご覧ください。

【払込期月と保険料払込みの猶予期間】

月払の場合

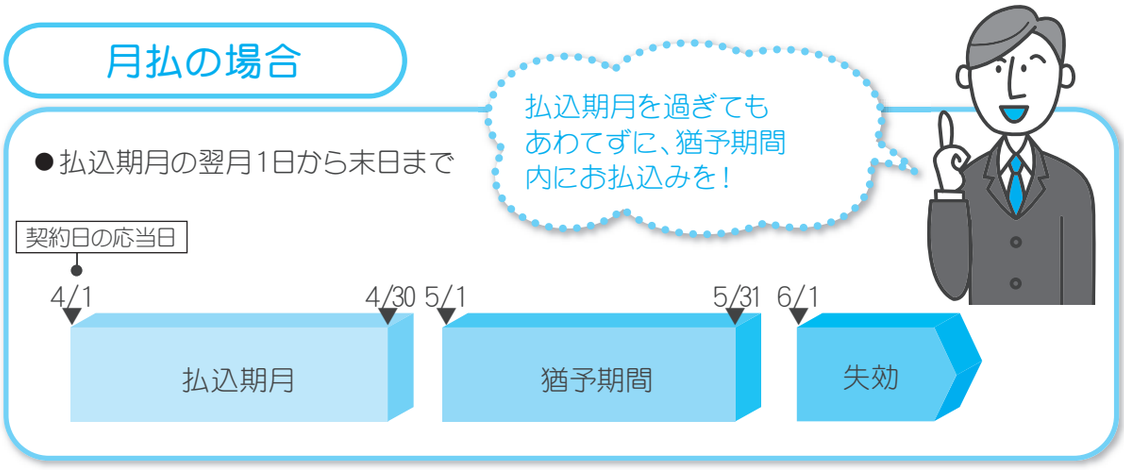

年払・半年払の場合

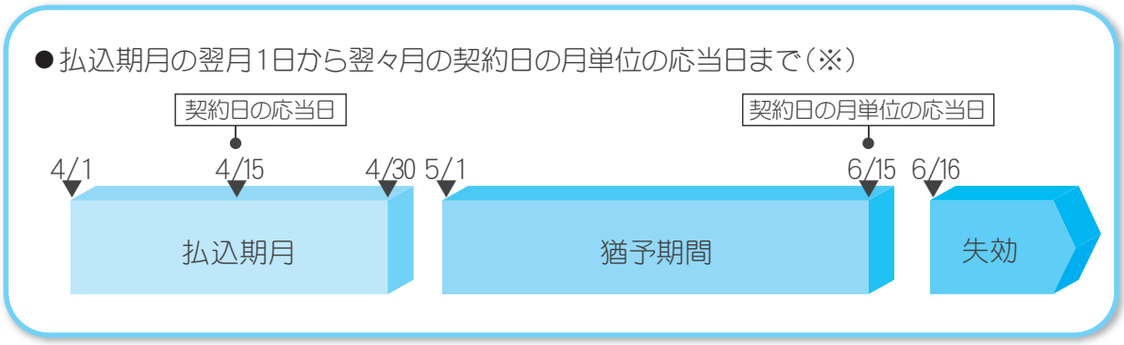

（※）年払・半年払の場合、払込期月内の契約日の応当日の翌日から起算して、2か月経過した時点で猶予期間が満了します。

【 MainDocument-00086-Chap-3 】 Page:0005

13 効力を失ったご契約の復活について

1．第２回以後の保険料のお払込みがなくご契約の効力がなくなった場合（失効）でも、失効日から起算して１年以内であればご契約の復活を申し込むことができます。

2．この場合、次のとおり取り扱います。
（１）あらためて告知または診査をしていただきます。
（健康状態などによってはご契約の復活ができないこともあります。）
（２）失効している期間の延滞保険料をお払込みください。
（３）ご契約の復活を当社が承諾した場合、「延滞保険料を当社が受け取った時」または「告知の時」のいずれか遅い時から、ご契約上の保障が開始され、この時が復活における責任開始期となります。また、復活における責任開始期の属する日（責任開始日）を復活日といいます。

ご注意

解約を請求された後はご契約の復活はお取扱いしません。

重要

【告知について】
●故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、復活日から２年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。復活日から２年を経過していても、給付金等の支払事由等が２年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。
●ご契約または特約を解除した場合には、たとえ給付金等の支払事由が生じていても、給付金等をお支払いすることはできません。また、保険料払込みの免除事由が生じていても、保険料払込みを免除することはできません。
●当社の募集人が「事実の告知を妨げたとき」、「告知をしないことを勧めたとき」または「事実でないことを告げることを勧めたとき」は、当社はご契約または特約を解除することができません。ただし、こうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告知されなかったかまたは事実と違うことを告知されたと認められる場合は、当社はご契約または特約を解除することができます。
＊　当社の募集人が「事実の告知を妨げたとき」、「告知をしないことを勧めたとき」または「事実でないことを告げることを勧めたとき」は、総合サービスセンター(0120-211-901)までご連絡ください。

【 MainDocument-00086-Chap-3 】 Page:0006

14 保険料のお払込みが困難なときの継続方法

保険料のお払込みのご都合がつかないときでも、ご契約ができるだけ有効に継続するように、次の制度が設けられています。

給付金額の減額

1．当社所定の範囲内で主契約の給付金額等を減額することにより払込保険料が少なくなります。

2．入院給付金日額を減額した場合、付加されている特約も減額されることがあります。

3．減額部分は解約されたものとして取り扱います。

ご注意

●「振替貸付」、「契約者貸付」、「延長定期保険への変更」および「払済保険への変更」はお取扱いしておりません。

●減額後の給付金額等が当社の定める限度を下回る場合は、お取扱いできません。

【 MainDocument-00086-Chap-3 】 Page:0007

15 給付金等支払いの際の保険料精算

1．保険料は、保険料の払込方法（回数）に応じたそれぞれの契約日の応当日から次の契約日の応当日の前日までの期間（保険料期間）に充当され、払込期月中の契約日の応当日に払い込まれるものとして計算されています。

月払の場合

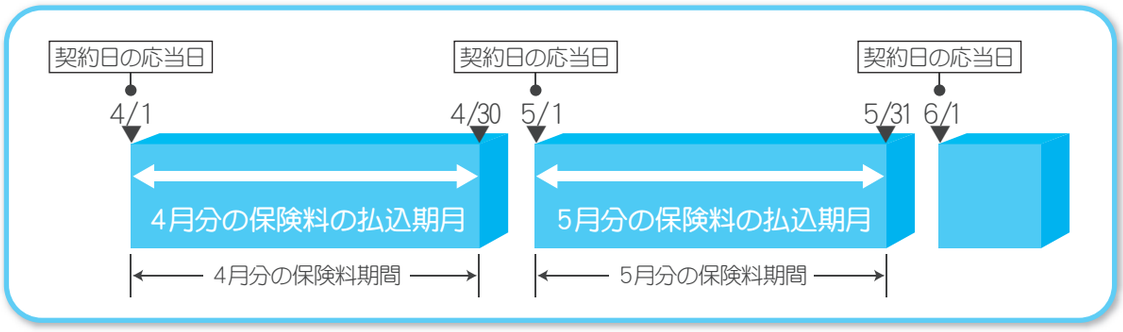

2．給付金等の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じた日を含む保険料期間に充当されるべき保険料が払い込まれていない場合は、次のようなお取扱いとなります。

給付金等支払いのとき……	未払込保険料を給付金等から差し引きます。 （給付金等が未払込保険料より少ないときは猶予期間満了日までに保険料を払い込んでください。）
保険料払込みの免除のとき…	未払込保険料をお払込みいただきます。

月払で未払込保険料を差し引くか、払い込んでいただく場合

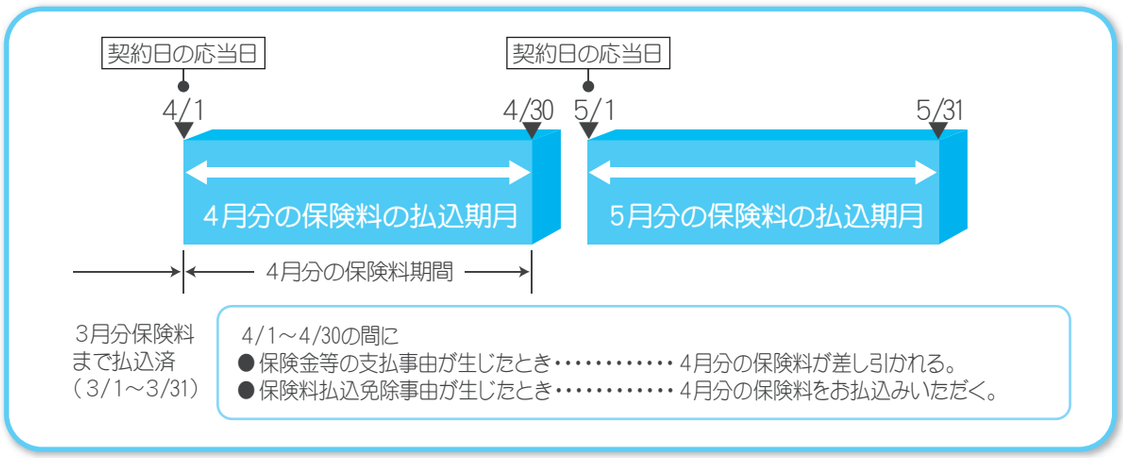

3．月払契約で猶予期間中の契約日の応当日以降に給付金等の支払事由が生じた場合は、２か月分の保険料を給付金等から差し引きます。また、保険料払込みの免除事由が生じた場合は、２か月分の保険料をお払込みいただきます。

月払で2か月分の未払込保険料を差し引く場合（給付金等の支払い）、払い込んでいただく場合（保険料払込みの免除）

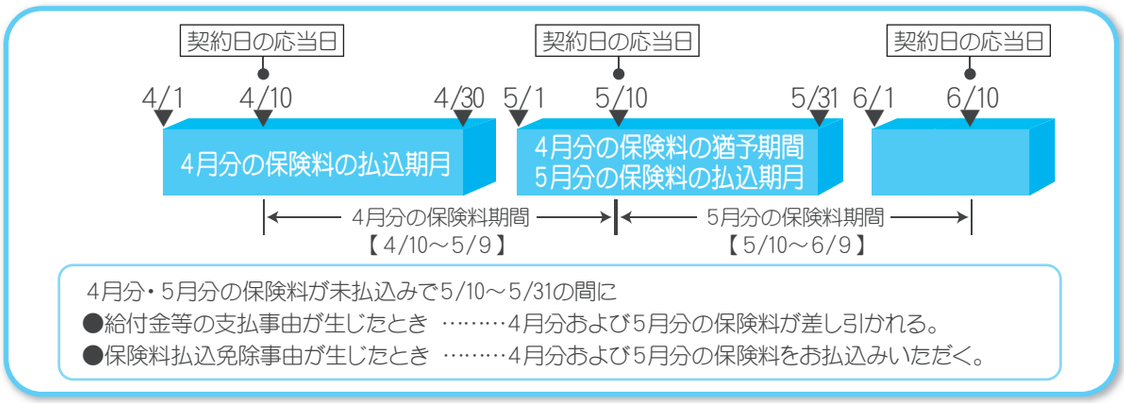

4月分・5月分の保険料が未払込みで5/10～5/31の間に
●給付金等の支払事由が生じたとき　……4月分および5月分の保険料が差し引かれる。
●保険料払込免除事由が生じたとき　……4月分および5月分の保険料をお払込みいただく。

年払・半年払で未払込保険料を差し引く場合（給付金等の支払い）、払い込んでいただく場合（保険料払込みの免除）

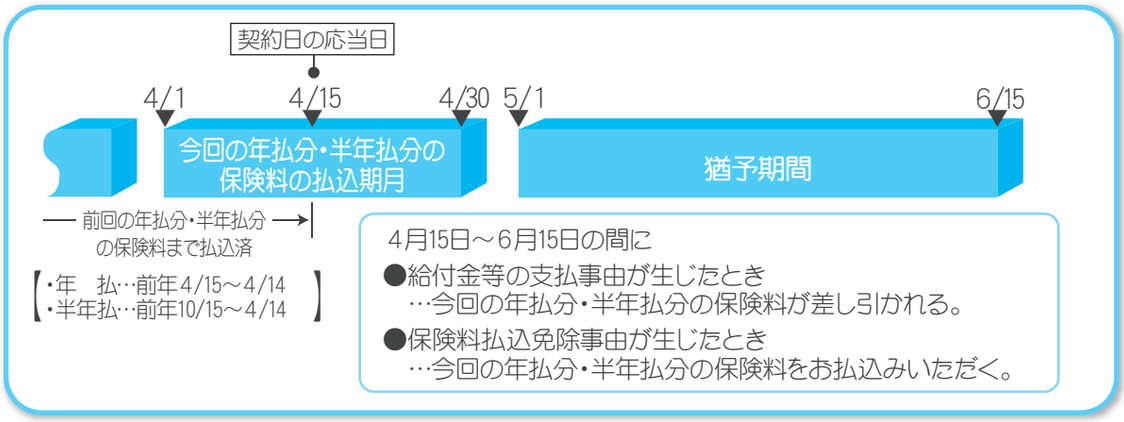

4月15日～6月15日の間に
●給付金等の支払事由が生じたとき
…今回の年払分・半年払分の保険料が差し引かれる。
●保険料払込免除事由が生じたとき
…今回の年払分・半年払分の保険料をお払込みいただく。

【 MainDocument-00086-Chap-3 】 Page:0009

16 保険料のお払込みが不要となった場合のお取扱い

保険料の払込方法（回数）が年払・半年払のご契約について、ご契約の消滅等（※１）により保険料のお払込みが不要となったときには、次の金額をお支払いします。

1 解約・減額のとき

解約返戻金と、お払込みいただいた保険料（※２）のうち未経過期間（※３）に対応する保険料相当額（未経過保険料）をお支払いします。

年払契約

◆ご契約例
契約日の応当日：1月1日　月ごとの応当日：毎月1日

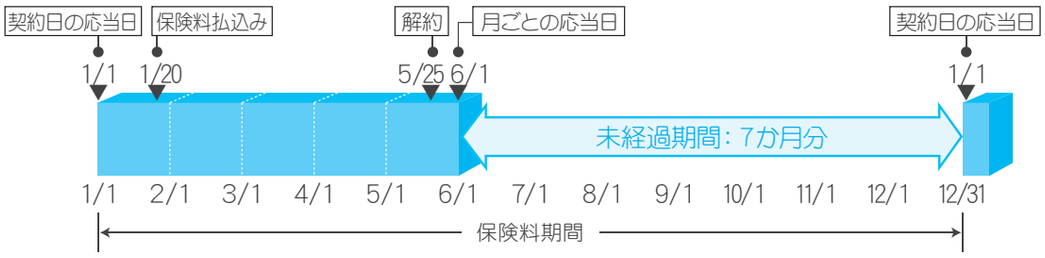

・ 1月20日に年払保険料を払い込まれた後、5月25日に契約を解約されたとき
保険料のお払込みが不要となった5月25日の翌日以降、最初に到来する月ごとの応当日は6月1日となります。したがって、6月1日から12月31日までの7か月分に対応する保険料相当額をお支払いします。

【 MainDocument-00086-Chap-3 】 Page:0010

2　被保険者が亡くなられたとき

お払込みいただいた保険料（※２）のうち未経過期間（※３）に対応する保険料相当額（未経過保険料）をお支払いします。

（※１）ご契約の消滅等には、ご契約または付加されている特約の消滅・減額、および保険料払込みの免除等を含みます。
（※２）保険料の一部のお払込みが不要となった場合は、そのお払込みが不要となった部分に限ります。
（※３）保険料のお払込みが不要となった日の翌日以後最初に到来する月ごとの応当日からその月ごとの応当日の属する保険料期間の末日までの月数をいいます。

ご注意

●保険料の払込方法（回数）が月払の場合、「⑯ 保険料のお払込みが不要となった場合のお取扱い」はありません。

●ご契約者が故意に被保険者を死亡させた場合や、ご契約が「詐欺による取消し」または「不法取得目的による無効」となった場合は、保険料相当額（未経過保険料）は支払いません。

●解約されると解約返戻金は多くの場合、お払込みの保険料より少ない金額になります。特にご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金は全くないか、あってもごくわずかです。なお、解約返戻金の額は、保険種類・契約年齢・保険料払込期間・経過年月数・保険料払込年月数等により異なります。

●このお取扱いは、主契約の契約日または更新日が平成22年3月2日以降となるご契約の場合となります。

Ⅳ　給付金等について

17 給付金等のご請求について

以下の場合にはお気軽に総合サービスセンターまでご連絡ください。
・給付金の支払事由や保険料払込の免除事由に該当した場合
・給付金の支払事由や保険料払込の免除事由に該当する可能性があると思われる場合
・ご不明な点が生じた場合

1 ご請求手続きの流れ

給付金等のご請求からお支払いまでの流れは以下のとおりとなります。

お客さま		ＡＩＧ富士生命
①事前にご確認ください。 ご連絡頂く前に当社の保険証券を全てお手元にご用意ください。		
↓		
②総合サービスセンターにご連絡ください。 ご請求の際は、保険証券の受取人欄に記載されている受取人の方よりご連絡ください。 総合サービスセンター 受付時間　0120-211-901（通話料無料） 月～金（祝日・年末年始を除く） 9：00～17：00	→	③ご案内と書類の発送 ・必要書類等について詳しくご案内します。 ・ご請求に必要な書類を送付します。（※）
④請求書類をご提出ください。 ・請求書類に必要事項をご記入ください。 ・医療機関に当社所定の診断書の発行をご依頼ください。 ・ご案内したその他の書類をご準備ください。 ・全ての書類が整いましたら当社へ提出してください。	←	
	→	⑤書類の確認・給付金等のお支払い ・ご提出いただいた書類の内容を確認します。 ・給付金を指定の口座に送金します。
⑥支払明細をご確認ください。 お支払金額などの明細を郵送しますので、内容をご確認ください。	←	

（※）詳しくは「㉙ 手続きに必要な書類一覧」をご覧ください。

ご注意

●ご契約者および給付金の受取人が法人である場合、ご契約者より給付金をご請求ください。ただし、ご契約者が法人であっても、給付金の受取人を被保険者としている場合、被保険者よりご請求ください。

●お客さまにお取寄せいただく書類（診断書や公的書類等）にかかる費用はお客さまのご負担となりますので、あらかじめご了承ください。

●ご提出いただいた書類に不明な点がある場合、詳細な事実の確認をさせていただくことがあります。（詳しくは、「⑱ 給付金等の支払期限」をご参照ください。）

●書類の内容や事実の確認の結果によっては、給付金等をお支払いできない場合があります。

●書類に不備がない場合、到着日の翌営業日から起算して５営業日以内にお支払いします。

お電話ください！

総合サービスセンター
受付時間

0120-211-901（通話料無料）
月～金（祝日・年末年始を除く）
9：00～17：00

2　給付金等をもれなくご請求いただくために

ご契約の内容によっては、他の給付金等をご請求いただける可能性がありますので、以下の点もご確認ください。

（１）複数のご契約に加入されていないかご確認ください。
（２）以下に記載している各事例に該当していないか、また、該当している場合は各特約を付加していないかご確認ください。

事例	特約
病気やケガにより、２日以上の入院をした。	入院初期給付特約
病気やケガで60日以上、継続して入院した。	長期入院一時給付特約
死亡した、または病気やケガで所定の高度障害状態となった。	定期保険特約
病気やケガで20日以上入院した後、生存して退院した。	退院後療養特約
がんと診断確定され、そのがんにより２日以上継続して入院した。	がん入院特約
がんと診断確定された。	がん診断給付金特約
当該特約の保険期間満了時に生存し、かつ、当該特約の保険期間中に主契約の給付金が支払われることがなかった。	無事故給付金特約
保険料払込期間中に ・病気やケガにより、所定の高度障害状態になった。 ・不慮の事故によるケガによって、その事故から180日以内に所定の身体障害の状態となった。	医療保険および付加されている特約 （保険料払込みの免除）

ご注意

●給付金・保険料払込免除等をご請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から起算して３年間請求がない場合、その権利がなくなります。

●上記に該当する場合は、しおり、および各特約条項に記載の「お支払いする場合（支払事

【 MainDocument-00086-Chap-4 】 Page:0003

由)」または「保険料払込みを免除する場合（保険料払込みの免除)」で詳細をご確認ください。

18 給付金等の支払期限

1．給付金等のご請求があった場合、当社は、完備された請求書類が当社に到着した日の翌営業日から起算して５営業日以内に給付金等をお支払いします。

2．ただし、給付金等のご請求を当社が受けてから、治療の内容・障害の状態・事故の状況等についてご提出いただいた書類や診断書に不明な点がある場合は、詳細な事実の確認をさせていただくことがあります。その場合の支払期限（完備された請求書類が当社に到着した日の翌日から起算した日数）は以下のとおりとします。

	給付金等をお支払いするための確認等が必要な場合	支払期限
①	給付金等をお支払いするために確認が必要な次の場合 ・給付金等の支払事由の発生の有無の確認が必要な場合 ・給付金支払いの免責事由に該当する可能性がある場合 ・告知義務違反に該当する可能性がある場合 ・重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	60日以内
②	上記①の確認をするために特別な照会が必要な次の場合 ・医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	90日以内
③	上記①の確認をするために特別な照会や調査が必要な次の場合 ・弁護士法またはその他の法令に基づく照会 ・研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 ・ご契約者、被保険者または給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 ・日本国外における調査 ・災害救助法が適用された地域における調査	180日以内

3．上記の期限をこえて給付金等をお支払いする場合には、所定の利息を付けてお支払いします。

ご注意

上記の確認等に際し、ご契約者・被保険者・給付金等の受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときは、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間給付金等をお支払いしません。

【 MainDocument-00086-Chap-4 】 Page:0004

19 給付金等をお支払いできない場合

!! 重要

次のような場合には、給付金等の支払事由が生じても給付金等はお支払いできません。
また、保険料払込みの免除事由が生じても保険料払込みを免除できません。

1 免責事由に該当した場合

保険種類	給付金等	給付金等をお支払いしない場合または 保険料払込みを免除しない場合（免責事由）
医療保険	疾病入院給付金 災害入院給付金 手術給付金	1．ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき 2．被保険者の犯罪行為によるとき 3．被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき 4．被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき 5．被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき 6．被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき 7．被保険者の薬物依存によるとき（災害入院給付金を除く） 8．地震、噴火または津波（※）によるとき 9．戦争その他の変乱（※）によるとき
入院初期給付特約	入院初期給付金	
医療保険	保険料払込免除	【約款所定の高度障害状態に該当されたとき】 1．ご契約者または被保険者の故意によるとき 2．戦争その他の変乱（※）によるとき 【約款所定の身体障害状態に該当されたとき】 1．ご契約者または主たる被保険者の故意または重大な過失によるとき 2．被保険者の犯罪行為によるとき 3．被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき 4．被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき 5．被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき 6．被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき 7．地震、噴火または津波（※）によるとき 8．戦争その他の変乱（※）によるとき
定期保険特約	特約死亡保険金	1．責任開始期（または復活日）から起算して３年以内の被保険者の自殺によるとき ただし、自殺に際して心神喪失ないしこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときは、死亡保険金をお支払いする場合がありますので、当社へお問い合わせください。 2．ご契約者の故意によるとき

【 MainDocument-00086-Chap-4 】 Page:0005

		3．特約死亡保険金受取人の故意によるとき ただし、その方が特約死亡保険金の一部の受取人である場合には、当社はその残額を他の受取人にお支払し、支払わない部分の責任準備金を保険契約者にお支払いします。 （ご契約者の故意によるときは責任準備金のお支払いはありません。） 4．戦争その他の変乱（※）によるとき
	特約高度障害保険金	1．ご契約者または被保険者の故意によるとき 2．戦争その他の変乱（※）によるとき

（※）その該当被保険者の数の増加が、主契約・特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合には、その影響の程度に応じ、給付金の全額もしくは一部を支払い、または、保険料払込みを免除します。

2　責任開始期前のがん診断確定による無効の場合（がん入院特約またはがん診断給付金特約）

被保険者が当該特約の責任開始日の前日までにがん（悪性新生物（がん入院給付金特約の場合は上皮内癌または悪性新生物））と診断確定されていた場合、ご契約者、被保険者または給付金等の受取人がその事実を知っているかいないかに関わらず当該特約は無効となることがあり、その場合には無効となった特約の給付金等はお支払いできません。

ご注意

当該特約が無効となる場合、既に払い込まれた特約の保険料は次のように取り扱います。

（1）告知前に診断確定されていた事実を、ご契約者、被保険者または給付金等の受取人の全てが知らなかった場合
ご契約者に払い戻します。

（2）告知前に診断確定されていた事実を、ご契約者、被保険者または給付金等の受取人のいずれか一人でも知っていた場合
払い戻しません。

（3）告知の時から当該特約の責任開始期の前日までに診断確定されていた場合
ご契約者に払い戻します。

3　責任開始期前に生じた傷病の場合

以下の給付金等のお支払いや保険料払込みの免除は、原因となる疾病や傷害が責任開始期前に生じていた場合（以下、「責任開始期前の傷病」といいます。）は、給付金等のお支払いや保険料払込みの免除の対象となりません。

・疾病入院給付金	・災害入院給付金	・手術給付金	・入院初期給付金
・長期入院一時給付金	・特約高度障害保険金　等		

ご注意

次の１．～３．のいずれかに該当する場合は、責任開始期前の傷病を、責任開始期後に生じたものとみなして、給付金等のお支払いに関する規定を適用します。

１．普通保険約款または特約条項に特別な定め（責任開始日より一定期間経過後は支払対象となるという記載）がある場合

２．ご契約の締結または復活の際に、告知等により当社が責任開始期前の傷病について知っていた場合（ただし、責任開始期前の傷病について、ご契約者または被保険者から告知されなかったことにより、当社が事実の一部を知らなかった場合を除きます。）

３．責任開始期前の傷病について、責任開始期前に被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、責任開始期前に健康診断等の健康状態を評価する診察・検査・検診において異常の指摘を受けたことがない場合（ただし、責任開始期前の傷病による症状について、ご契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。）

4　告知義務違反による解除の場合

１．ご加入（復活）に際して当社が告知を求めた事項について、ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって事実を告知いただけなかったり、事実でないことを告知いただいたために、告知義務違反によりご契約や特約が解除された場合は、給付金等のお支払いや保険料払込みの免除はできません。

２．既に給付金等をお支払いしている場合には、その金額を当社にお返しいただきます。また、既に保険料払込みを免除していた場合には、保険料払込みを免除しなかったものとして取り扱います。

３．給付金等の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらない場合には、給付金等をお支払いします。また、保険料払込みの免除事由の発生が解除の原因となった事実によらない場合には、保険料払込みを免除します。

5　重大事由による解除の場合

１．下記３．①～⑤のいずれかの事由に該当した場合、ご契約や特約を解除することがあります。この場合、給付金等のお支払いや保険料払込みの免除はできません。

【 MainDocument-00086-Chap-4 】 Page:0007

2．複数の給付金等の受取人のうちの一部の受取人だけが下記３．④の事由にのみ該当した場合、給付金等のうち、その受取人にお支払いすることとなっていた給付金等を除いた額を、他の受取人にお支払いします。

3．既に給付金等をお支払いしている場合には、その金額を当社にお返しいただきます。また、既に保険料払込みを免除していた場合には、保険料払込みを免除しなかったものとして取り扱います。

①ご契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または給付金等の受取人が給付金等（保険料払込みの免除を含みます。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故を起こしたとき（未遂を含みます。）
②この保険契約の給付金等（保険料払込みの免除を含みます。）のご請求に関し、給付金等の受取人に詐欺行為があったとき（未遂を含みます。）
③他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
④ご契約者、被保険者または給付金等の受取人が、反社会的勢力（※１）に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（※２）を有していると認められるとき
⑤この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、またはご契約者、被保険者もしくは給付金等の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、当社のご契約者、被保険者または給付金等の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない上記①～④に掲げる事由と同等の事由があるとき

（※１）暴力団、暴力団員（脱退後５年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

（※２）反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、ご契約者もしくは給付金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることも含みます。

6　ご契約の失効の場合

保険料のお払込みがなかったため、ご契約が失効した後に給付金等の支払事由（保険料払込みの免除事由を含みます。）が生じた場合、給付金等をお支払いすることはできません。

7　詐欺による取消しの場合

ご契約者、被保険者、または給付金等の受取人が詐欺によりご契約を締結、復活した場合は、当社はそのご契約を取り消すことができます。この場合、既にお払込みいただいた保険料は払い戻しません。

8　不法取得目的による無効の場合

ご契約者が給付金等を不法に取得する目的または他人に給付金等を不法に取得させる目的で

【 MainDocument-00086-Chap-4 】 Page:0008

ご契約を締結、復活した場合は、当社はそのご契約を無効とします。この場合、既にお払込みいただいた保険料は払い戻しません。

20 給付金等をお支払いできる場合またはお支払いできない場合の事例

ご注意

●給付金等をお支払いできる場合またはお支払いできない場合について、代表的な事例を参考として挙げたものです。

●ご契約の保険種類・ご加入の時期・下記内容以外に認められた事実関係等によってはお取扱いが異なる場合があります。実際のご契約でのお取扱いにつきましては、「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

1．入院給付金の支払限度日数について

○ お支払いできる場合

入院給付金の支払限度の型が120日型であるご契約において、「食道がん」で130日間入院し、退院から200日後に再び同じ「食道がん」で90日間入院した。

１回目の入院は120日分お支払いします。また、退院日の翌日から起算して180日以内の再入院については１回の入院とみなすこととなっていますが、２回目の入院は180日をこえていますので、90日分お支払いします。

× お支払いできない場合

入院給付金の支払限度の型が120日型であるご契約において、「食道がん」で130日間入院し、退院から100日後に再び同じ「食道がん」で90日間入院した。

１回目の入院は120日分お支払いいたします。また、退院日の翌日から起算して180日以内の再入院については１回の入院とみなすこととなっていますので、２回目の入院は１回目の入院と通算され、支払日数の限度（120日）を超過することになりますので、お支払いできません。（１入院支払限度日数の超過）

解　説

退院日の翌日から起算して180日以内の再入院については１回の入院とみなすこととなっており、その場合の再入院の日数は１回目の入院と通算されます。また、ご契約により、１回の入院に対して支払われる限度日数（60日、120日、1,095日のいずれか）が定められており、その日数をこえた入院につきましては、給付金をお支払いできません。

【 MainDocument-00086-Chap-4 】 Page:0009

2．手術給付金の支払対象となる手術について

○ お支払いできる場合	✕ お支払いできない場合
右下腹部に圧痛があり、虫垂炎と診断され、虫垂を切除する手術（虫垂切除術）を受けた。 虫垂切除術は、約款に定める「お支払いの対象となる手術」に該当しますので、お支払いします。	近視の治療のため、レーザー屈折矯正手術（レーシック手術）を受けた。 レーザー屈折矯正手術（レーシック手術）は、約款に定める「お支払いの対象となる手術」に該当しないため、お支払いできません。

解 説

手術給付金は、医療保険普通保険約款「別表５　対象となる手術および給付倍率表」のお支払いの対象に該当する手術を受けられた場合にお支払いします。

3．「病院または診療所」について

○ 入院給付金がお支払いできる場合	✕ 入院給付金がお支払いできない場合
責任開始期以後に発病した脳梗塞で病院に入院した。	責任開始期以後に発病した脳梗塞の症状が悪化し、介護保険施設に入所した。

解 説

医療保険の普通保険約款において規定する「病院または診療所」とは、「医療法」に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所です。また、上記と同等と当社が認めた日本国外にある医療施設です。×の例の場合、介護保険施設は、「介護保険法」に基づき設立されており、「病院または診療所」に該当しないため、お支払いできません。

Ⅴ　ご契約（更新）後のお取扱いについて

21 ご契約の解約と解約返戻金

重要

●解約はいつでもできますが、ご契約はご家族の生活保障等に役立つ大切な財産ですので、ぜひ末永くご継続ください。
●あらためてご契約されますと、多くの場合、これまでより保険料が割高になります。
●効力のなくなったご契約についても解約返戻金をお支払いできる場合があります。

1．解約されると解約返戻金は多くの場合、お払込みの保険料より少ない金額になります。特にご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金は全くないか、あってもごくわずかです。なお、解約返戻金の額は、保険種類・契約年齢・保険料払込期間・経過年月数・保険料払込年月数等により異なります。

2．やむをえずご契約を解約される場合には、当社所定の解約に関する書類をご提出ください。

3．当社所定の解約返戻金請求書類が当社に到着し、書類に不備がない場合には、到着日の翌営業日から起算して５営業日以内に解約返戻金をお支払いします。

ご注意

●主たる被保険者が亡くなられたときにご契約は消滅し、解約返戻金はありません。
●「解約返戻金のない保険契約に関する特則」が適用された主契約および特約（定期保険特約を除きます。）については、保険期間を通じて解約返戻金はありません。また、「解約返戻金のない保険契約に関する特則」のみの解約はできません。
●保険料払込期間中に解約の請求をされる場合には、解約返戻金がないことを確認した旨のご署名と押印のある書面をご提出いただきます。
●無事故給付金特約のみの解約はできません。また、主契約の給付金が支払われた場合には、無事故給付金特約についての解約返戻金はありません。

保険料のお払込みが困難なときは、主契約の入院給付金日額を減額する方法があります。

詳しくは、しおりの該当記載箇所をご覧ください	⑭ 保険料のお払込みが困難なときの継続方法

【 MainDocument-00086-Chap-5 】 Page:0002

22 給付金等の受取人によるご契約の存続

1．ご契約者の差押債権者、破産管財人等（以下、「債権者等」といいます。）によるご契約の解約は、解約の書類が当社に到着した時から１か月を経過した日に効力を生じます。

2．債権者等が解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知された時において、以下の全てを満たす給付金等の受取人はご契約を存続させることができます。
（１）ご契約者でないこと
（２）ご契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
＊ご契約者を通して給付金等の受取人（介入権者）に「介入権の行使の意思確認」を実施します。意思確認にご協力をお願いいたします。

3．給付金等の受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到着した時から１か月を経過する日までの間に、以下の全てのお手続きを行う必要があります。
（１）ご契約者の同意を得ること
（２）解約の通知が当社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払うこと
（３）上記（２）について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること（当社への通知についても期間内に行うこと）

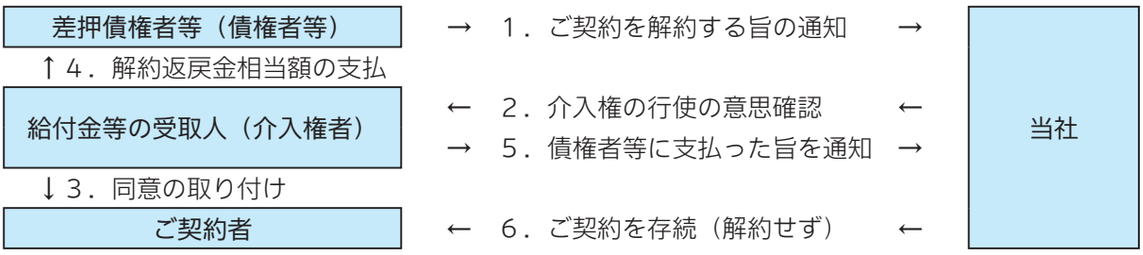

23 被保険者からご契約者への解約請求について

被保険者とご契約者が異なるご契約で、次の（１）～（４）のいずれかに該当するときは、被保険者はご契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。この場合、被保険者から解約の請求を受けたご契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

（１）ご契約者または給付金等受取人が当社に保険給付を行わせることを目的として給付金等の支払事由を発生させた、または発生させようとした場合
（２）給付金等受取人が当該生命保険契約に基づく保険給付の請求について詐取を行った、または行おうとした場合
（３）上記（１）・（２）の他、被保険者のご契約者または給付金等受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
（４）ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者がご契約のお申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

【 MainDocument-00086-Chap-5 】 Page:0003

ご注意

被保険者は、当社に対し直接ご契約の解約を請求することはできません。解約の請求はご契約者が行う必要があります。

24 ご契約者・特約死亡保険金受取人の変更

1 ご契約者の変更

1．ご契約者は、被保険者と当社の同意を得て、ご契約者を変更することができます。

2．ご契約者を変更しますと、ご契約上の権利義務（契約内容変更等の請求権、保険料を払い込む義務等）は全て変更後のご契約者に引き継がれます。

2 当社への通知による特約死亡保険金受取人の変更

1．ご契約者は、特約死亡保険金の支払事由が生じるまでは、被保険者の同意を得た上で、特約死亡保険金受取人を変更することができます。

2．特約死亡保険金受取人を変更される場合には当社へご通知ください。

3 遺言による特約死亡保険金受取人の変更

1．ご契約者は、特約死亡保険金の支払事由が生じるまでは、被保険者の同意を得た上で、法律上有効な遺言により特約死亡保険金受取人を変更することができます。

2．ご契約者が亡くなられたときは、ご契約者の相続人の方よりすみやかに当社へご通知ください。

ご注意

上記 2 3 の場合、当社が通知を受ける前に変更前の特約死亡保険金受取人に特約死亡保険金をお支払いしたときは、そのお支払後に変更後の特約死亡保険金受取人から特約死亡保険金の請求を受けても、当社は特約死亡保険金をお支払いしません。

【 MainDocument-00086-Chap-5 】 Page:0004

25 特約死亡保険金受取人が亡くなられた場合

1．『定期保険特約』が付加されている場合、特約死亡保険金受取人が亡くなられたときは、すみやかに当社にご連絡ください。

2．新しい特約死亡保険金受取人に変更するお手続きをしていただきます。

3．特約死亡保険金受取人が亡くなられた時以後、特約死亡保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、特約死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人が特約死亡保険金受取人となります。（特約死亡保険金受取人となった方が２人以上いる場合は、特約死亡保険金の受取割合は均等とします。）

ご注意

ご契約者・被保険者・受取人の関係によっては、特約死亡保険金等の税法上のお取扱いが異なります。ご契約者や特約死亡保険金受取人の変更の際は税法上のお取扱いを十分ご確認ください（「㉘ 生命保険と税金」をご参照ください）。

＊＜例＞
ご契約者・被保険者　　：Ａさん
特約死亡保険金受取人　：Ｂさん

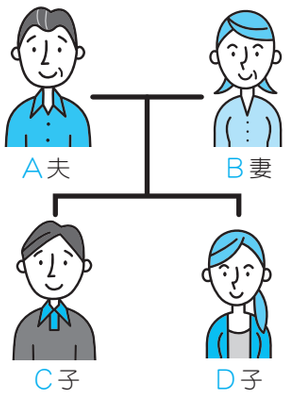

＊Ｂさん（特約死亡保険金受取人）が亡くなられ、特約死亡保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、Ｂさんの死亡時の法定相続人であるＡさん、ＣさんとＤさんが特約死亡保険金受取人となります。その後、Ａさん（ご契約者、被保険者）が亡くなられた場合は、ＣさんとＤさんが特約死亡金受取人となります。この場合、ＣさんとＤさんの特約死亡保険金の受取割合は均等（それぞれ５割ずつ）となります。

（注）保険事故の発生形態によって種々の場合が生じることがありますので、代理店、支店、または総合サービスセンターまでご連絡ください。

お電話ください！

総合サービスセンター
受付時間

0120-211-901（通話料無料）
月～金（祝日・年末年始を除く）
9：00～17：00

【 MainDocument-00086-Chap-5 】 Page:0005

26 住所変更などの場合

以下のときには、すみやかに代理店、支店または総合サービスセンターまでご連絡ください。
（１）転居、住居表示の変更などによって、ご住所に変更が生じたとき
（２）ご契約者・被保険者・給付金受取人が改姓または改名されたとき
（３）保険証券を紛失されたときまたは盗難に遭われたとき

ご連絡いただきたい事項
１．保険証券番号（同時に変更すべき他のご契約もお知らせください。）
２．ご契約者名
３．新住所と電話番号
４．旧住所

＜お願い＞
保険証券は大切に保管してください。

お電話ください！

総合サービスセンター
受付時間

0120-211-901（通話料無料）
月～金（祝日・年末年始を除く）
9：00～17：00

27 管轄裁判所について

給付金等の請求に関する訴訟については、当社の本社所在地または受取人の住所地と同一の都道府県内の支店所在地を管轄する地方裁判所を、合意による管轄裁判所とします。

【 MainDocument-00086-Chap-5 】 Page:0006

28 生命保険と税金

!! 重要

税務のお取扱いにつきましては、平成28年10月現在の法令・通達・判例に基づくものであり将来的にお取扱いが変わることがあります。個別のお取扱い等については、所轄の税務署や税理士等にご確認ください。

1 生命保険料控除制度について

「生命保険料控除制度」とは、お払込みいただいた保険料に応じた一定額がご契約者のその年の所得から控除される制度で、税率を掛ける前の所得が低くなることにより所得税、住民税の負担が軽減されます。

（１）対象となるのは、納税する人が保険料を払い込み、保険金等受取人が「ご契約者本人」あるいは「配偶者またはその他の親族」のご契約です。
（２）生命保険料控除の対象となる保険料の金額は、１月から12月までにお払込みいただいた保険料から保険料控除対象外となる保険料およびその年度に支払われた配当金を差し引いた額です。
（３）１月から12月までにお払込みの保険料が１契約につき9,000円をこえるときは、「生命保険料控除証明書」を発行いたしますので、年末調整または確定申告のときまで大切に保管してください。
（団体扱契約の場合は、団体の担当者の証明でよいことになっていますので不要です。）

2 生命保険料控除の区分について

１．保険料は、主契約・特約ごとに次のいずれかに区分されます。

一般生命保険料	生存または死亡に対して保険金や給付金などをお支払いする主契約・特約の保険料
介護医療保険料	入院・通院などに対して保険金や給付金などをお支払いする主契約・特約の保険料
個人年金保険料	個人年金保険料税制適格特約の付加された個人年金保険契約等に係る保険料
保険料控除対象外となる保険料	身体の傷害のみに対して保険金や給付金などをお支払いする主契約・特約の保険料、財形保険・保険期間が5年未満の貯蓄保険・団体信用生命保険などの保険料

２．この「ご契約のしおり」に記載の主契約・特約の保険料は、次のとおり区分されます。

一般生命保険料	更新後の『定期保険特約』、『無事故給付金特約』
介護医療保険料	更新後の『医療保険』、『入院初期給付特約』、『長期入院一時給付特約』、『退院後療養特約』、『がん入院特約』、『がん診断給付金特約』

3　生命保険料控除額について

「一般生命保険料」「介護医療保険料」「個人年金保険料」の区分ごとに、所得税および住民税の保険料控除額が計算されます。

●所得税・住民税の生命保険料控除額
それぞれの区分ごとに、次の表に基づいて控除額を計算します。

所得税		住民税	
年間払込保険料額	控除額※	年間払込保険料額	控除額※
20,000円以下	払込保険料全額	12,000円以下	払込保険料全額
20,000円超 40,000円以下	払込保険料×1/2 ＋10,000円	12,000円超 32,000円以下	払込保険料×1/2 ＋6,000円
40,000円超 80,000円以下	払込保険料×1/4 ＋20,000円	32,000円超 56,000円以下	払込保険料×1/4 ＋14,000円
80,000円超	一律　40,000円	56,000円超	一律　28,000円

※控除額は、「一般生命保険料」「介護医療保険料」「個人年金保険料」の３つの区分ごとに算出した控除額を合算して、所得税では最高120,000円、住民税では最高70,000円が限度です。

4　契約日が【平成23年12月31日以前】のご契約について

契約日が【平成23年12月31日以前】のご契約には旧制度が適用され、従来の「一般生命保険料控除」または「個人年金保険料控除」の区分ごとに、保険料控除額が計算されます。

●所得税・住民税の生命保険料控除額
それぞれの区分ごとに、次の表に基づいて控除額を計算します。

所得税		住民税	
年間払込保険料額	控除額※	年間払込保険料額	控除額※
25,000円以下	払込保険料全額	15,000円以下	払込保険料全額
25,000円超 50,000円以下	払込保険料×1/2 ＋12,500円	15,000円超 40,000円以下	払込保険料×1/2 ＋7,500円
50,000円超 100,000円以下	払込保険料×1/4 ＋25,000円	40,000円超 70,000円以下	払込保険料×1/4 ＋17,500円
100,000円超	一律　50,000円	70,000円超	一律　35,000円

※控除額は、「一般生命保険料」「個人年金保険料」の２つの区分ごとに算出した控除額を合算して、所得税では最高100,000円、住民税では最高70,000円が限度です。

ご注意

契約日が【平成23年12月31日以前】のご契約と【平成24年１月１日以後】のご契約の両方について生命保険料控除制度の適用を受ける場合、控除額は所得税では最高120,000円、住民税では最高70,000円が限度となります。

【 MainDocument-00086-Chap-5 】 Page:0008

5　税法上のお取扱い

特約死亡保険金の税法上のお取扱い

ご契約者・被保険者・受取人の関係によって、次のとおり特約死亡保険金に対する課税の種類が異なります。

	契約形態	契約例			課税の種類
		契約者	被保険者	受取人	
特約死亡保険金	ご契約者と被保険者が同一人	夫	夫	妻	相続税
	ご契約者と受取人が同一人	夫	妻	夫	所得税（一時所得）
	ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ別人	夫	妻	子	贈与税

6　非課税扱いの特典

1．死亡給付金の相続税非課税限度額
「ご契約者と被保険者が同一の保険契約で死亡給付金を受け取った場合、死亡給付金の受取人が被保険者の相続人（※）の場合、各相続人（※）が受け取った死亡給付金の合計額のうち、「500万円×法定相続人の数」までの金額が相続税の非課税限度額となります。
（※）ここでいう相続人とは、民法で定められた法定相続人のうち、相続を放棄した人や相続権を失った人を除いた人をいいます。

（相続税法第12条）

2．高度障害保険金の非課税扱い
高度障害保険金は非課税扱いになります。ただし、ご契約者が法人で、かつ高度障害保険金の受取人である場合を除きます。

（所得税法施行令第30条、所得税基本通達９－21）

3．入院給付金、手術給付金等には、受取人が次のような場合には税金がかかりません。
（１）被保険者本人
（２）被保険者の配偶者
（３）被保険者の直系血族または生計を一にするその他の親族

【 MainDocument-00086-Chap-5 】 Page:0009

29 手続きに必要な書類一覧

1．諸手続きの際は、下記書類をご準備ください。

2．下記以外の書類の提出を求め、または下記書類の一部の省略を認めることがあります。

3．下記書類だけではお支払いに必要な確認ができない場合は、「⑱ 給付金等の支払期限」に記載の事項について確認（当社指定の医師による被保険者の診断を含みます。）させていただきます。

1 給付金、保険料払込みの免除等の請求書類

保険種類	給付金等	必要書類
医療保険	疾病入院給付金 災害入院給付金	(1) 当社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類（※１） (3) 当社所定の様式による医師の診断書 (4) 当社所定の様式による入院をした病院または診療所の入院証明書 (5) 被保険者の住民票（※２） (6) 給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (7) 保険証券
入院初期給付特約	入院初期疾病給付金 入院初期災害給付金	
医療保険	手術給付金	(1) 当社所定の請求書 (2) 当社所定の様式による医師の診断書 (3) 当社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書 (4) 被保険者の住民票（※２） (5) 給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 保険証券
	保険料払込みの免除	(1) 当社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 当社所定の様式による医師の診断書・証明書 (4) 保険証券
長期入院一時給付特約	長期入院一時給付金	(1) 当社所定の請求書 (2) 当社所定の様式による医師の診断書 (3) 当社所定の様式による入院をした病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の住民票（※２） (5) 給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 保険証券
退院後療養特約	退院療養給付金	
がん入院特約	がん入院給付金	

保険種類	給付金等	必要書類
定期保険特約	特約死亡保険金	(1) 当社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書（※３） (3) 被保険者の死亡事実が記載された住民票（※４） (4) 保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 保険証券
	特約高度障害保険金	(1) 当社所定の請求書 (2) 当社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（※２） (4) 保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 保険証券
無事故給付金特約	無事故給付金	(1) 当社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（※２） (3) ご契約者の戸籍抄本と印鑑証明書 (4) 保険証券
指定代理請求人特約	給付金等の指定代理請求	(1) 主約款および各特約条項に定める保険金等の請求書類 (2) 被保険者および指定代理請求人の戸籍抄本 (3) 指定代理請求人の住民票と印鑑証明書 (4) 指定代理請求人が被保険者と生計を一にしているときは、被保険者もしくは指定代理請求人の健康保険証の写しまたは指定代理請求人が被保険者の治療費の支払いを行っていることを証する領収証の写し (5) 指定代理請求人が契約に基づき被保険者の療養看護または財産管理を行っているときは、その契約書の写し
５年ごと利差配当付年金払特約	年金の支払	(1) 当社所定の請求書 (2) 年金の受取人の住民票（※４） (3) 年金の受取人の印鑑証明書 (4) 年金証書

（※１）災害入院給付金を請求する場合
（※２）受取人と同一の場合は不要
（※３）当社が必要と認めた場合は当社所定の様式による医師の死亡証明書
（※４）当社が必要と認めた場合は戸籍抄本

2　その他の請求書類

請求項目	必要書類
保険契約の復活	(1) 当社所定の復活請求書 (2) 被保険者についての当社所定の告知書
解約	(1) 当社所定の解約請求書 (2) ご契約者の印鑑証明書 (3) 被保険者の住民票　（※１） (4) 保険証券
入院給付金日額の減額 被保険者の型の変更	(1) 当社所定の保険契約内容変更請求書 (2) ご契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
保険期間が終身の医療保険への変更	(1) 当社所定の請求書 (2) ご契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
保険契約者の変更	(1) 当社所定の名義変更請求書 (2) 変更前のご契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
特約死亡保険金受取人・指定代理請求人の変更	(1) 当社所定の名義変更請求書 (2) ご契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
遺言による特約死亡保険金受取人の変更	(1) 当社所定の名義変更請求書 (2) 遺言書（※２） (3) ご契約者の相続人の戸籍抄本 (4) 保険証券
給付金受取人・特約保険金受取人による保険契約の存続	(1) 当社所定の請求書 (2) 受取人の戸籍抄本 (3) ご契約者の同意書 (4) ご契約者の印鑑証明書 (5) 受取人の印鑑証明書 (6) 受取人が債権者等に解約時支払額を支払ったことの証明書

（※１）当社が必要と認めた場合は戸籍抄本
（※２）法律上、有効な遺言の場合に限ります。

Ⅵ　その他生命保険に関するお知らせ

30 保険金額等が削減される場合

1．保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

2．生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険会社が破綻した場合の保険契約のお取扱いに関するお問い合わせ先
生命保険契約者保護機構　TEL：03-3286-2820
月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前９時～正午、午後１時～午後５時
ホームページアドレス　http://www.seihohogo.jp

31 「生命保険契約者保護機構」について

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しています。保護機構の概要は、以下のとおりです。

1 保護機構とは

保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。

2 保険契約の継続について

保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、生命保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。

3　保険契約の移転等について

1．保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※１）に係る部分を除いた国内における元受保険契約です。その補償限度は、高予定利率契約（※２）を除き、責任準備金等（※３）の90％とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90％が補償されるものではありません。（※４））。

2．保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があります。これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。

3．早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

（※１）特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。

（※２）破綻時に過去５年間で常に予定利率が基準利率（注１）を超えていた契約を指します（注２）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率 ＝ 90％ － {(過去５年間における各年の予定利率－基準利率）の総和 ÷ 2}

（注１）基準利率は、生保各社の過去５年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

（注２）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者ごとに予定利率が異なる場合には、被保険者ごとに独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者ごとに高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

（※３）責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。

（※４）個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90％が補償されるものではありません。

【 MainDocument-00086-Chap-6 】 Page:0003

4　保険契約者等の保護の仕組みの概略

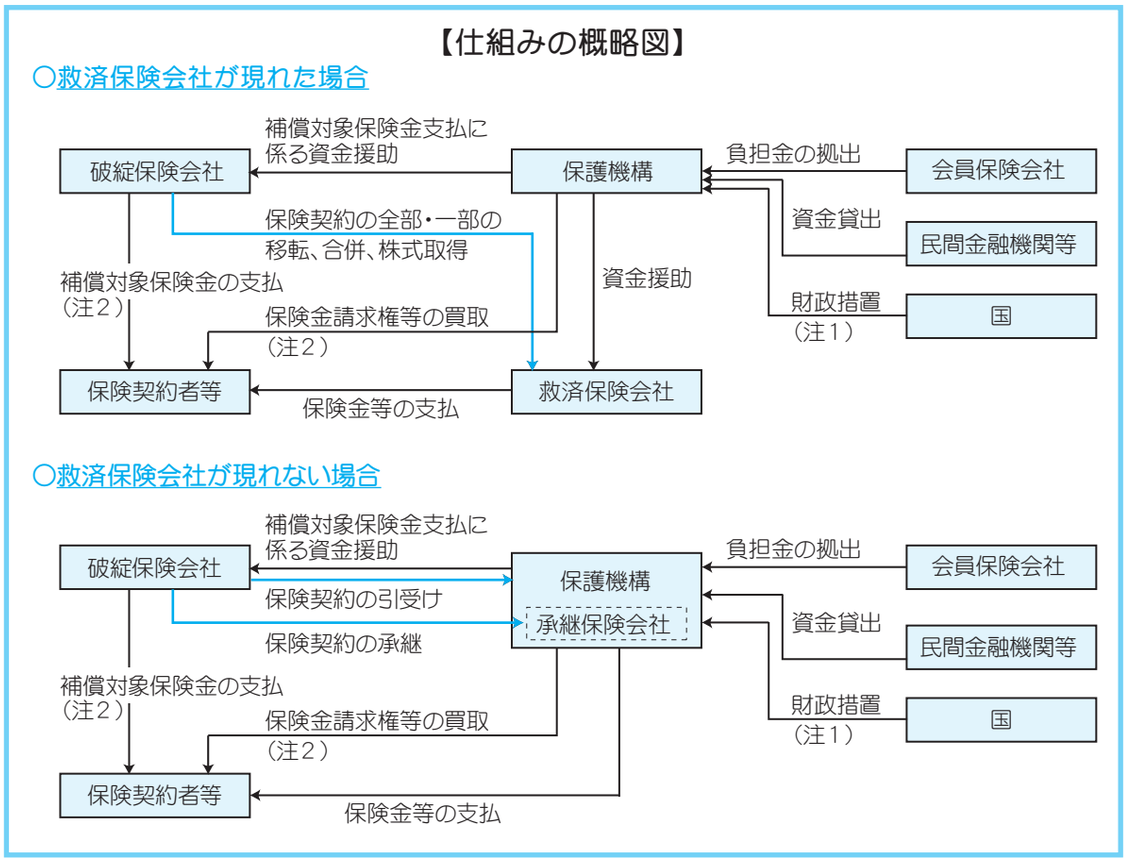

（注１）上記の「財政措置」は、生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

（注２）破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。（高予定利率契約については、※２に記載の率となります。）

・補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て平成28年10月現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。上記の「財政措置」が適用される期限を含め、法令改正後の内容につきましては、当社のホームページ（http://www.aig-fuji-life.co.jp/80.html）でご確認ください。

生命保険会社が破綻した場合の保険契約のお取扱いに関するお問い合わせ先
生命保険契約者保護機構　TEL：03-3286-2820
月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前９時～正午、午後１時～午後５時
ホームページアドレス　http://www.seihohogo.jp/

【 MainDocument-00086-Chap-6 】 Page:0004

32 保険契約等に関する情報の共同利用について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

（１）「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について

お客さまのご契約内容が登録されることがあります。

1　登録の目的について

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます。）のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます。）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。）に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

2　情報の利用について

１．保険契約等のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

【登録事項】
（１）保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします。）
（２）死亡保険金額および災害死亡保険金額
（３）入院給付金の種類および日額
（４）契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
（５）取扱会社名

・その他、正確な情報の把握のため、契約およびお申込みの状態に関して相互に照会することがあります。
・上記登録事項において、保険契約者、被保険者、死亡保険金、災害死亡保険金、入院給付金、会社とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、共済契約者、被共済者、死亡共済金、災害死亡共済金、入院共済金、団体と読み替えます。

２．一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたは保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあり

【 MainDocument-00086-Chap-6 】 Page:0005

ます。

3．登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日（以下「契約日等」といいます。）から５年間（被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から５年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。

4．各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。また、他に公開いたしません。

3　情報に関する各種手続きについて

1．当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。

2．保険契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。

3．個人情報の保護に関する法律に違反して登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続きに従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。

4．上記各手続きの詳細については、当社総合サービスセンターまたはお近くの当社支店にご連絡ください。

＊「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（ http://www.seiho.or.jp/ ）の「加盟会社」をご参照ください。

（２）「支払査定時照会制度」について

保険金等のご請求に際し、お客さまのご契約内容等を照会させていただくことがあります。

1　照会の目的について

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます）の解除、取消しもしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

【 MainDocument-00086-Chap-6 】 Page:0006

2　情報の相互照会について

1．保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会をなし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます）があります。

2．相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。

【相互照会事項】
次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後５年を経過した契約に係るものは除きます。
（１）被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします）
（２）保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から５年以内のものとします）
（３）保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

・上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

3．相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。

4．照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。

5．各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開しません。

3　情報に関する各種手続きについて

1．当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。

2．ご契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。

3．個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取扱われている場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。

【 MainDocument-00086-Chap-6 】 Page:0007

4．上記各手続きの詳細については、当社総合サービスセンターまたはお近くの当社支店にご連絡ください。

＊「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（ http://www.seiho.or.jp/ ）の「加盟会社」をご参照ください。

33 現在のご契約を解約・減額等して新たなご契約をお申込みになる際の留意事項

現在のご契約を解約・減額等（失効することや払済保険・延長定期保険への変更を含みます。以下同じ。）して新たなご契約をお申込みになる場合、下記の点でご契約者に不利益となる場合がありますのでご留意ください。

●現在のご契約についての留意事項

- 解約されると解約返戻金は多くの場合、お払込みの保険料より少ない金額になります。特にご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金は全くないか、あってもごくわずかです。
  なお、解約返戻金の額は、保険種類・契約年齢・保険料払込期間・経過年月数・保険料払込年月数等により異なります。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。
- 新たなご契約が解除となったとしても、解約・減額等されたご契約を元に戻すことができない場合があります（解約された場合は元に戻すことはできません）。

●新たなご契約についての留意事項

- 保険料は現在の被保険者の年齢等により改めて決まりますので、保険料が高くなる場合があります。
- 新たにお申込みになるご契約についても、他のご契約と同様に告知義務があるため、被保険者の健康状態によっては、お引受けできない場合や条件をつけてお引受けする場合があります。
- 新たなご契約の責任開始日を起算日として告知義務違反による解除の規定が適用されます。
- 詐欺による契約の取消しの規定等について、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。
- 告知が必要な傷病歴等がある場合には、その告知をされなかったために解除・取消しとなることがあります。
- 新たなご契約の責任開始日から起算して３年以内の自殺の場合には、保険金等をお支払いできない場合があります。

【 MainDocument-00086-Chap-6 】 Page:0008

34 当社の組織形態について

1．保険会社の会社組織形態には「株式会社」と「相互会社」があり、当社は株式会社です。

2．株式会社は、株主の出資により運営されるもので、株式会社のご契約者は、相互会社のご契約者のように、「社員」（構成員）として会社の運営に参加することはできません。

35 取引時確認（本人確認）について

1．当社では、犯罪収益移転防止法に基づき、生命保険契約の締結等の取引の際にお客さまの氏名・住居等について取引時確認（本人確認）を行います。これは、お客さまの取引に関する記録の保存を行うことにより、金融機関等がテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダリング（犯罪等で得た資金を正当な取引で得た資金に見せかけること）に利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。

2．お客さまの取引時確認（本人確認）は、以下の場合に行います。
（1）生命保険契約の締結、契約者貸付、契約者変更、満期保険金・年金・解約返戻金支払等の取引
（2）現金等による200万円を超える取引
（3）過去に確認したお客さまになりすましている疑いがある取引
（4）過去の確認の際に確認事項を偽っていた疑いがあるお客さまとの取引
＊取引時確認（本人確認）が必要な取引・商品等については、対象外となるものがあります。

3．取引時確認（本人確認）では、お客さまが個人の場合は氏名・住居・生年月日・取引目的・職業等を、法人の場合は名称・本店または主たる事務所の所在地・取引目的・事業内容・実質的支配者等を確認します。また、マネー・ローンダリングのリスクの高い取引の場合、通常の取引よりも厳格な方法で確認し、ならびに、資産および収入の状況（200万円を超える財産の移転を伴う取引のみ）を確認します。

4．取引時確認（本人確認）で確認した事項に後日変更が生じた場合には、当社までご連絡ください。

【 MainDocument-00086-Chap-6 】 Page:0009

36 「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」にともなう手続きについて

1．「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下、実特法といいます。）」の改正により、「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」が創設され、当社では、実特法に基づき、保険契約（※１）の締結等に際し、お客さまより、お客さまの氏名・住所（名称・所在地）や居住地国（※２）等を記載した届出書を提出いただいております。
これは、金融機関が非居住者に係る金融口座情報を税務当局に報告し、各国の税務当局間で互いに提供することにより、外国の金融口座を利用した国際的な脱税および租税回避に対処することを目的としたものです。
（※１）当社ではキャッシュバリュー保険契約・年金保険契約等の当社所定の保険契約を指します。
（※２）居住地国とは、税務上の居住地国を指します。

2．届出書の提出をお願いするお客さまおよび手続きは、以下の通りです。

（１）届出書の提出をお願いするお客さま
個人・法人（法人の実質的支配者を含みます。）
（２）届出書の提出をお願いする手続き
・契約の締結
・契約者の変更
・契約者貸付の申込
・解約返戻金の支払
・満期保険金／年金の支払
・海外渡航

なお、当社が「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」にともなう手続きにより取得したお客さまの個人情報は、同制度上の目的のために利用します。
当社は、同制度に基づく本人確認および税務当局への報告（それらの要否の判定を含みます。）を適切に行うために以下の取扱いをいたします。
① 当社が非居住者の該当有無、納税者番号等の必要な情報を取得・保存すること
② 当社が取得した情報および保険契約に関する情報を本人確認や報告（提供）の要否判定に利用すること
③ 当社が取得した情報および保険契約に関する情報を必要に応じて税務当局へ報告（提供）すること

3．お客さまに届出書の提出に応じていただけない場合には、当社は、保険契約の締結を行いません。また、実特法に基づき、当社は届出書の記録を保存いたします。届出内容に変更が生じた場合には、当社までご連絡をお願いいたします。届出書の不提出・虚偽記載等があった場合には、実特法上罰則の対象となる可能性がありますのでご注意ください。

【 MainDocument-00086-Chap-6 】 Page:0010

37 ＦＡＴＣＡ（外国口座税務コンプライアンス法）にともなう手続きについて

当社は、米国の「FATCA（外国口座税務コンプライアンス法）」および日本国政府と米国政府の「国際的な税務コンプライアンスの向上及びFATCA実施の円滑化のための米国財務省と日本当局の間の相互協力及び理解に関する声明」に対応するため、生命保険契約の締結等に際し、お客さまが「米国税制上の特定米国人」または「米国人所有の外国事業体」に該当するかについてご申告いただいております。
なお、当社がFATCA（外国口座税務コンプライアンス法）にともなう手続きにもとづき取得したお客さまの個人情報は、同法上の目的のために利用します。

＜米国内国歳入法（米国税法）の対応について＞
FATCA（外国口座税務コンプライアンス法）は、米国納税義務者による租税回避を防ぐため、米国内国歳入法の一部として制定されています。当社は、米国内国歳入法にもとづく本人確認および米国内国歳入庁への報告（それらの要否の判定を含む）を適切に行うために以下の取扱をいたします。

①当社が米国納税義務者の該当有無、米国納税者番号等の必要な情報を取得すること
②当社が取得した情報および保険契約に関する情報を本人確認や報告の要否判定に利用すること
③当社が取得した情報および保険契約に関する情報を必要に応じて米国内国歳入庁へ報告（提供）すること

＜対象となる米国納税義務者について＞
「米国納税義務者」とは以下のお客さまが対象となります。

１．特定米国人
〇米国納税義務者から一定の要件に該当する者を除いた個人・法人をいいます。
【特定米国人に該当する例（報告対象）】
・米国市民　・米国居住者（※１）
・米国パートナーシップ　・米国法人　・米国財団　・米国信託　など
（※１）一般的に米国での滞在日数が183日以上の方をいいます。滞在日数の計算には、対象年度の滞在日数に加え、前年の日数の３分の１に相当する日数と前々年の日数の６分の１に相当する日数も考慮されます。また、永住権所有者は米国居住者に含まれます。
【特定米国人に該当しない例】
・米国上場法人　・米国政府　・米国非課税団体　・米国銀行　など

２．米国人所有の外国事業体
〇実質的米国人所有者が１人以上いる外国事業体（※２）をいいます。
（※２）支配者のなかに直接または間接的に25％を超える議決権または価値を有する特定米国人が１人以上いる外国事業体
〇外国事業体のうち、一定の条件を満たす事業体は報告が免除されています。
【免除対象となる外国事業体の例】
・上場法人およびその関連会社
・政府機関等（政府、行政機関、国際組織、中央銀行など）

【 MainDocument-00086-Chap-6 】 Page:0011

・過年度の総所得のうち、投資所得が50％未満の事業体
・一定の非営利団体、公益法人　など
○FATCA対応に協力する金融機関は、原則、報告が免除されています。

お客さまに確認手続きに応じていただけない場合、および米国内国歳入庁への報告に同意いただけない場合には、当社は、生命保険契約の締結を行いません。また、契約締結後において、確認手続きに応じていただけない等の場合には、米国内国歳入庁の要請に基づき、該当のご契約情報等を日米当局間で交換することとされています。

38 このような場合、ただちにご連絡ください。

ご契約に関する各種お手続きや、ご相談・ご照会・苦情につきましては、ＡＩＧ富士生命総合サービスセンターへご連絡ください。

たとえばこんなときご連絡を！

- 改姓・改名、受取人変更
- 住所変更、町名変更
- 保険料の払込方法の変更
- 保険料払込口座の変更
- 給付金等のご請求
- 具体的なお手続等
- 保険証券の再発行
- 本人確認事項等（＊）の変更

＊「犯罪収益移転防止法」に基づき取引時に確認させていただいた事項

お電話ください！

総合サービスセンター
受付時間

0120-211-901（通話料無料）
月～金（祝日・年末年始を除く）
9：00～17：00

1．各種お手続き、お問い合わせにつきましては、契約者ご本人（入院給付金のご請求は被保険者または指定代理請求人、死亡給付金のご請求は受取人）からお願いいたします。

2．各種お問い合わせの際には保険証券番号、ご契約者の氏名、生年月日、ご登録の住所、電話番号をお知らせください。

3．お申出の内容・契約形態により、支店・営業課で対応させていただく場合があります。

4．あらゆるお手続きに保険証券は欠かせないものです。保険証券は大切に保管してください。

5．当社のお手続きに関する事項や各種情報につきましては、当社ホームページをご覧ください。

ＡＩＧ富士生命ホームページ
http://www.aig-fuji-life.co.jp/

６．この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。

７．一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・ご照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページアドレス：http://www.seiho.or.jp/）

８．「生命保険相談所」が苦情の申出を受けたことを生命保険会社へ連絡し、解決を依頼した後、原則として１か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、「生命保険相談所」内に「裁定審査会」を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

医療保険普通保険約款　目次

（この保険の概要）……3
１．被保険者の型および被保険者の範囲……3
第１条　被保険者の型および被保険者の範囲……3
第２条　被保険者資格の得喪……3
第３条　配偶者または子の入院給付金日額……4
２．入院給付金の支払限度の型……4
第４条　入院給付金の支払限度の型……4
３．給付金の支払……4
第５条　給付金の支払……4
第６条　給付金の請求、支払時期および支払場所……7
４．主たる被保険者の死亡……8
第７条　主たる被保険者の死亡……8
５．保険料払込の免除……8
第８条　保険料払込の免除……8
第９条　保険料の払込を免除しない場合……8
第10条　保険料払込免除の請求……9
６．会社の責任開始期……9
第11条　会社の責任開始期……9
第12条　保険証券……9
７．保険料の払込……10
第13条　保険料の払込……10
第14条　保険料の払込方法（経路）……10
第15条　保険料の前納または一括払……11
８．保険料払込の猶予期間および保険契約の失効……11
第16条　猶予期間および保険契約の失効……11
９．保険契約の復活……11
第17条　保険契約の復活……11
10．詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効……12
第18条　詐欺による取消し……12
第19条　不法取得目的による無効……12
11．告知義務および保険契約の解除……12
第20条　告知義務……12
第21条　告知義務違反による解除……12
第22条　保険契約を解除できない場合……12
第23条　重大事由による解除……13
12．解約および解約返戻金……13
第24条　解約……13
第25条　解約返戻金……13
13．契約内容の変更……14
第26条　入院給付金日額の減額……14
第27条　被保険者の型の変更……14
14．給付金の受取人……14
第28条　給付金受取人の変更……14
15．保険契約者……14
第29条　保険契約者の代表者……14
第30条　保険契約者の変更……15
第31条　保険契約者の住所の変更……15
16．年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの処理……15
第32条　年齢の計算……15
第33条　契約年齢および性別の誤りの処理……15

17．契約者配当……15
第34条　契約者配当……15
18．時効……15
第35条　時効……15
19．被保険者の業務、転居および旅行……15
第36条　被保険者の業務、転居および旅行……15
20．保険契約の更新……16
第37条　保険契約の更新……16
21．管轄裁判所……16
第38条　管轄裁判所……16
22．契約内容の登録……16
第39条　契約内容の登録……16
23．解約返戻金のない保険契約に関する特則……17
第40条　解約返戻金のない保険契約に関する特則……17
24．災害不担保特則……17
第41条　災害不担保特則……17
25．保険期間を有期から終身へ変更する特則……17
第42条　保険期間を有期から終身へ変更する特則……17
26．平成20年５月12日以前に締結された保険契約の取扱に関する特則……18
第43条　平成20年５月12日以前に締結された保険契約の取扱に関する特則……18
27．給付金受取人による保険契約の存続……18
第44条　給付金受取人による保険契約の存続……18
第45条　給付金受取人による保険契約の存続規定の適用時期……19
別表１　請求書類……20
別表２　対象となる不慮の事故……21
別表３　対象となる高度障害状態……22
別表４　対象となる身体障害の状態……22
別表５　対象となる手術および給付倍率表……22
別表６　病院または診療所……25
別表７　入院……25
別表８　異常分娩……25

医療保険普通保険約款

（平成27年４月２日改正）

（この保険の概要）

この保険は、つぎの給付を行なうことを主な内容とするものです。

（１）疾病入院給付金

被保険者が保険期間中に疾病の治療を目的として入院をしたときに支払います。

（２）災害入院給付金

被保険者が保険期間中に不慮の事故による傷害の治療を目的として入院をしたときに支払います。

（３）手術給付金

被保険者が保険期間中に疾病または不慮の事故による傷害の治療を目的として手術を受けたときに支払います。

（４）保険料の払込免除

主たる被保険者が保険料払込期間中に所定の高度障害状態になったとき、または不慮の事故によって所定の身体障害の状態になったときにその後の保険料の払込を免除します。

１．被保険者の型および被保険者の範囲

第１条　**（被保険者の型および被保険者の範囲）**

保険契約者は、この保険契約の締結の際、つぎのいずれかの被保険者の型を選択するものとします。

被保険者の型	被保険者の範囲
本人型	主たる被保険者
本人・配偶者・子型	主たる被保険者 配偶者 子
本人・配偶者型	主たる被保険者 配偶者
本人・子型	主たる被保険者 子

２．この保険契約において「配偶者」および「子」とはつぎの者をいいます。

（１）配偶者

主たる被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されている者（この保険契約の締結後にその戸籍に記載されるに至った者を含みます。）

（２）子

主たる被保険者と同一戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者（この保険契約の締結後にその戸籍に記載されるに至った満20歳未満の者を含みます。なお、この保険契約において満年齢で規定した場合には、出生日から起算した満年であって、１年未満の端数を切り捨てるものとします。）

第２条　**（被保険者資格の得喪）**

この保険契約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合、この保険契約の締結時に前条第２項に定める配偶者または子に該当している者については、この保険契約の締結時にこの保険契約の被保険者の資格を取得します。

２．この保険契約の締結後に前条第２項に定める配偶者または子に該当するに至った者については、該当した時にこの保険契約の被保険者の資格を取得します。

３．前条第２項に定める配偶者または子は、この保険契約の締結後、つぎの各号のいずれかの事由に該当したときからこの保険契約の被保険者の資格を喪失します。

（１）戸籍上の異動により配偶者または子に該当しなくなったとき
（２）子が満20歳に達した日の直後のこの保険契約の年単位の契約応当日をむかえたとき
４．第１項または第２項に該当する場合、各被保険者の同意がなければその効力を生じません。

第３条　**（配偶者または子の入院給付金日額）**

この保険契約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合、配偶者または子の入院給付金日額は、主たる被保険者について定められた入院給付金日額の60％相当額とします。

２．配偶者または子について定められた入院給付金日額は、主たる被保険者について定められた入院給付金日額の変更があった場合には、同時に同じ割合で変更されます。

２．入院給付金の支払限度の型

第４条　**（入院給付金の支払限度の型）**

この保険契約の各被保険者の入院給付金の支払限度は、型に応じつぎのとおりとし、保険契約者はこの保険契約の締結の際、つぎのいずれかの支払限度の型を選択するものとします。

支払限度の型	給付金の種類	支払限度日数	
		１回の入院	通算
60日型	災害入院給付金	60日	1,095日
	疾病入院給付金	60日	1,095日
120日型	災害入院給付金	120日	1,095日
	疾病入院給付金	120日	1,095日
1,095日型	災害入院給付金	1,095日	1,095日
	疾病入院給付金	1,095日	1,095日

２．前項の通算支払限度において、第27条（被保険者の型の変更）の規定により被保険者の型の変更が行なわれた場合には、変更前の支払日数を含みます。
３．第１項により選択された支払限度の型は、相互に変更することができません。

３．給付金の支払

第５条　**（給付金の支払）**

この保険契約において支払う給付金は、つぎのとおりです。

給付金の種類	支払額	受取人	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
疾病入院給付金	入院１回につき、入院給付金日額×入院日数	主たる被保険者	被保険者が保険期間中につぎの条件のすべてを満たす入院をしたとき （１）責任開始期（復活の取扱が行なわれた後は、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）以後に発病した疾病を直接の原因とする入院であること （２）疾病の治療を目的とすること （３）入院日数が継続して２日以上であること （４）別表６に定める病院または診療所における別表７に定める入院であること	つぎのいずれかにより左記の支払事由に該当したとき （１）保険契約者、主たる被保険者または当該被保険者の故意または重大な過失 （２）当該被保険者の犯罪行為 （３）当該被保険者の精神障害を原因とする事故 （４）当該被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 （５）当該被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 （６）当該被保険者が法令に定め

				る酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 （７）当該被保険者の薬物依存 （８）地震、噴火または津波 （９）戦争その他の変乱
災害入院給付金	同一の不慮の事故による入院１回につき、入院給付金日額×入院日数	主たる被保険者	被保険者が保険期間中につぎの条件のすべてを満たす入院をしたとき （１）責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表２）を直接の原因とする入院であること （２）傷害の治療を目的とすること （３）不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院であること （４）同一の不慮の事故による入院日数が継続して２日以上であること （５）別表６に定める病院または診療所における別表７に定める入院であること	つぎのいずれかにより左記の支払事由に該当したとき （１）保険契約者、主たる被保険者または当該被保険者の故意または重大な過失 （２）当該被保険者の犯罪行為 （３）当該被保険者の精神障害を原因とする事故 （４）当該被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 （５）当該被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 （６）当該被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 （７）地震、噴火または津波 （８）戦争その他の変乱
手術給付金	手術１回につき、入院給付金日額×別表５に定める給付倍率	主たる被保険者	被保険者が保険期間中につぎの条件のすべてを満たす手術を受けたとき （１）責任開始期以後に生じたつぎのいずれかを直接の原因とする手術であること ①　疾病 ②　不慮の事故による傷害 ③　不慮の事故以外の外因による傷害 （２）疾病または傷害の治療を直接の目的とすること （３）別表５に定めるいずれかの種類の手術であること （４）別表６に定める病院または診療所における手術であること	つぎのいずれかにより左記の支払事由に該当したとき （１）保険契約者、主たる被保険者または当該被保険者の故意または重大な過失 （２）当該被保険者の犯罪行為 （３）当該被保険者の精神障害を原因とする事故 （４）当該被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 （５）当該被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 （６）当該被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 （７）当該被保険者の薬物依存 （８）地震、噴火または津波 （９）戦争その他の変乱

２．つぎのいずれかに該当する入院は、疾病の治療を目的とする入院とみなして前項の規定を適用します。

（１）責任開始期以後に生じた不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院

（２）責任開始期以後に生じた不慮の事故以外の外因による傷害の治療を目的とする入院

（３）責任開始期以後に開始した異常分娩（別表８）のための入院

３．被保険者が疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を開始したときに、異なる疾病を併発していた場合またはその入院中に異なる疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった疾病により、継続して入院したものとみなして取り扱います。

４．被保険者が疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を２回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった疾病、不慮の事故、不慮の事故以外の外因による傷害または異常分娩（別表８）が同一かまたは医学上重要な関係があると会社が認めたときは、１回の入院とみなして本条および第４条（入院給付金の支払限度の型）第１項の規定を適用します。ただし、疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。

５．被保険者が２以上の不慮の事故により入院した場合は、入院開始の直接の原因となった不慮の事故（以下本項において「主たる不慮の事故」といいます。）に対する災害入院給付金を支払い、主たる不慮の事故以外の不慮の事故（以下本項において「異なる不慮の事故」といいます。）に対する災害入院給付金は支払いません。ただし、その入院中に主たる不慮の事故により災害入院給付金が支払われる期間が終了したときは、異なる不慮の事故により災害入院給付金を支払います。この場合、異なる不慮の事故に対する災害入院給付金の支払額は、主たる不慮の事故により災害入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じた金額とします。

６．被保険者が災害入院給付金の支払事由に該当する入院を２回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故が同一であるときは、１回の入院とみなして本条および第４条第１項の規定を適用します。ただし、その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。

７．疾病入院給付金と災害入院給付金の支払事由が重複する場合には、会社は、疾病入院給付金と災害入院給付金を重複して支払いません。この場合、災害入院給付金が支払われる期間については、疾病入院給付金を支払いません。また、重複して支払われない疾病入院給付金の入院日数については、入院給付金の支払限度の計算には算入しません。

８．被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、会社がこれを認めたときは、継続した１回の入院とみなして第１項の規定を適用します。

９．被保険者が第１項に規定する入院中につぎの各号に定める事由が発生した場合には、それらの事由の発生時を含んで継続している入院は、保険期間中の入院とみなして、本条の疾病入院給付金および災害入院給付金の支払に関する規定を適用します。

（１）保険期間が満了したとき

（２）主たる被保険者の死亡によりこの保険契約が消滅したとき

（３）この保険契約が「本人・配偶者・子型」または「本人・子型」の場合に、子の入院中にその子が第２条（被保険者資格の得喪）第３項第２号の規定によりこの保険契約の被保険者の資格を喪失したとき

10．被保険者の入院中に入院給付金日額が変更された場合には、疾病入院給付金、災害入院給付金および手術給付金の支払額は、各日現在の入院給付金日額に応じて計算します。

11．被保険者が責任開始期前に発病した疾病の治療または発生した不慮の事故もしくは不慮の事故以外の外因による傷害の治療を目的として入院した場合でも、責任開始の日からその日を含めて２年を経過した後に開始した入院は、責任開始期以後の原因によるものとみなして第１項の規定を適用します。

12．被保険者が、時期を同じくして２種類以上の手術を受けた場合には、第１項の規定にかかわらず、対象となる手術および給付倍率表（別表５）に定める給付倍率の最も高いいずれか１種類の手術についてのみ手術給付金を支払います。

13．被保険者が責任開始期前に発病した疾病の治療または発生した不慮の事故もしくは不慮の事故以外の外因による傷害の治療を目的として手術を受けた場合でも、責任開始の日からその日を含めて２年を経過した後に受けた手術は、責任開始期以後の原因によるものとみなして第１項の規定を適用します。

14．保険契約者が法人の場合には、保険契約締結時に保険契約者から申出があり、会社がその旨を保険証券に記載したときは、第１項の規定にかかわらず、保険契約者を疾病入院給付金、災害入院給付金および手術給付金の受取人とします。ただし、同時に付加されている特約に特約死亡保険金受取人が定められている場合には、その受取人は法人であることを要します。

15．被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により給付金の支払事由に該当した場合でも、これらの事由により給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、給付金の全額を支払い、またはそ

の金額を削減して支払うことがあります。

16．つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、被保険者が責任開始期前に発病した疾病または発生した不慮の事故もしくはそれ以外の外因によって被った傷害（以下、本項において「責任開始期前の疾病等」といいます。）を、この保険契約の責任開始期以後に生じたものとみなして本条の規定を適用します。

（１）この保険契約の締結または復活の際、告知等により会社が責任開始期前の疾病等について知っていた場合。ただし、責任開始期前の疾病等について、保険契約者または被保険者から告知されなかったことにより、会社が事実の一部を知らなかった場合を除きます。

（２）責任開始期前の疾病等について、責任開始期前に被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、責任開始期前に健康診断（定期健康診断、人間ドック等、健康状態を評価することで疾患の予防・早期発見に役立てることを目的として行う診察・検査・検診をいいます。）において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、責任開始期前の疾病等による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第６条　**（給付金の請求、支払時期および支払場所）**

給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または給付金の受取人はすみやかに会社に通知してください。

２．給付金の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表１）を提出して給付金を請求してください。

３．給付金は、その請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して５営業日以内に会社の本店で支払います。

４．給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から給付金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して60日を経過する日とします。

（１）給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
被保険者の入院または手術に該当する事実の有無

（２）給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
給付金の支払事由が発生した原因

（３）告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因

（４）この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前２号に定める事項、第23条（重大事由による解除）第１項第４号（ア）から（オ）までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは給付金受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請求時までにおける事実

５．前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前２項にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

（１）前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会　　90日

（２）前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会　　180日

（３）前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定　　180日

（４）前項各号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項各号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会　　180日

（５）前項各号に定める事項についての日本国外における調査　　180日

（６）前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査　　180日

6．前２項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。

7．第４項または第５項による確認を行なう場合、会社は、給付金を請求した者（給付金の受取人が2人以上の場合にはその代表者）に通知します。

4．主たる被保険者の死亡

第７条　**（主たる被保険者の死亡）**

主たる被保険者が死亡した場合には、主たる被保険者が死亡したときにこの保険契約は消滅します。この場合、保険契約者またはその承継人は、ただちに会社に通知してください。

2．前項の場合、この保険契約の消滅時に２年をこえて継続して被保険者であった者は、保険契約の消滅時から１か月以内であれば、被保険者選択を受けることなく、つぎの保険契約を新たに締結することができます。

（１）保険契約が「本人・配偶者型」の場合
配偶者を主たる被保険者とする「本人型」契約

（２）保険契約が「本人・子型」の場合
子をそれぞれ主たる被保険者とする「本人型」契約

（３）保険契約が「本人・配偶者・子型」の場合
配偶者を主たる被保険者とする「本人・子型」契約または配偶者もしくは子をそれぞれ主たる被保険者とする「本人型」契約

3．前項の場合、つぎのとおり取り扱います。

（１）新たに加入できる入院給付金日額は、新たに加入する直前のそれぞれの被保険者に対する入院給付金日額と同額以下とします。

（２）新たに加入する以前に支払われた給付金については、第４条（入院給付金の支払限度の型）の規定を適用します。

4．被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、前３項の取扱を行ないます。

5．保険料払込の免除

第８条　**（保険料払込の免除）**

主たる被保険者がつぎの各号のいずれかに該当した場合には、会社は、つぎに到来する第13条（保険料の払込）第２項の保険料期間以降の保険料の払込を免除します。

（１）主たる被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として保険料払込期間中に高度障害状態（別表３）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。

（２）主たる被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表２）による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に身体障害の状態（別表４）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態に該当したときも同様とします。

2．保険料の払込が免除された場合には、以後第13条（保険料の払込）に定める払込方法（回数）にかかわらず月払契約として保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

3．保険料の払込が免除された保険契約については、保険料払込の免除事由の発生時以後契約内容の変更に関する規定を適用しません。

4．責任開始期前に発病した疾病ならびに発生した不慮の事故（別表２）およびそれ以外の外因による傷害の取扱については、第５条（給付金の支払）第16項の規定を準用します。

第９条　**（保険料の払込を免除しない場合）**

前条第１項第１号の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかにより主たる被保険者が高度障害状態（別表３）に該当した場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。ただし、第２号にあっては、その原因による高度障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、保険料の払込を免除することがあります。

（１）保険契約者または主たる被保険者の故意

（２）戦争その他の変乱

２．前条第１項第２号の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかにより主たる被保険者が身体障害の状態（別表４）に該当した場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。ただし、第７号または第８号にあっては、その原因による身体障害の状態に該当した主たる被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、保険料の払込を免除することがあります。

（１）保険契約者または主たる被保険者の故意または重大な過失

（２）主たる被保険者の犯罪行為

（３）主たる被保険者の精神障害を原因とする事故

（４）主たる被保険者の泥酔の状態を原因とする事故

（５）主たる被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故

（６）主たる被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

（７）地震、噴火または津波

（８）戦争その他の変乱

第10条　**（保険料払込免除の請求）**

保険料払込の免除事由が生じたときは保険契約者または被保険者はすみやかに会社に通知してください。

２．保険契約者は、会社に請求に必要な書類（別表１）を提出して保険料の払込免除を請求してください。

３．保険料払込の免除の請求については、第６条（給付金の請求、支払時期および支払場所）第４項から第７項までの規定を準用します。

６．会社の責任開始期

第11条　**（会社の責任開始期）**

会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。

（１）保険契約の申込を承諾した後に第１回保険料を受け取った場合
……第１回保険料を受け取った時

（２）会社所定の領収証をもって第１回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
……第１回保険料を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）

２．前項により会社の責任が開始される日を契約日とします。

３．保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては契約日から起算します。

４．会社が保険契約の申込を承諾した場合およびこの保険契約を更新する場合には、保険証券を交付します。

５．前項の規定にかかわらず、会社は、保険契約の復活または主契約に付加されている特約のみの更新の場合には、保険証券を交付しません。

６．被保険者の型が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合の配偶者または子については、第２条（被保険者資格の得喪）に定める被保険者の資格を取得した時から保険契約上の責任を負います。ただし、保険契約の締結後に出生した子については、出生した時から保険契約上の責任を負います。

第12条　**（保険証券）**

会社は、保険契約者に対し、つぎの各号に定める事項を記載した保険証券を交付します。

（１）会社名

（２）保険契約者の氏名または名称
（３）被保険者の氏名
（４）給付金の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
（５）保険期間
（６）入院給付金日額
（７）保険料およびその払込方法
（８）契約日
（９）保険証券を作成した年月日

２．特約の中途付加の場合は、前項の記載事項以外に中途付加日を記載します。

７．保険料の払込

第13条　**（保険料の払込）**

第２回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回つぎの各号の保険料の払込方法（回数）にしたがい、次条第１項に定める払込方法（経路）により、つぎに定める期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。

（１）月払契約の場合
月単位の契約応当日（契約応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同じ。）の属する月の初日から末日まで

（２）年払契約または半年払契約の場合
年単位または半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで

２．前項で払い込むべき保険料は、保険料の払込方法（回数）に応じ、それぞれの契約応当日から翌契約応当日の前日までの期間（以下「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。

３．第１項の保険料が契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅したときまたは保険料の払込を要しなくなったときには、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（この保険契約および同時に付加されている特約の給付金または保険金を支払うときはその給付金または保険金の受取人）に返還します。

４．第１項の保険料が払い込まれないまま、第１項の契約応当日以後末日までに給付金の支払事由が生じたときには、会社は、未払込保険料を支払うべき給付金から差し引きます。

５．会社の支払うべき金額が前項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する時までに未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき給付金を支払いません。

６．第１項の保険料が払い込まれないまま、第１項の契約応当日以後末日までに保険料払込の免除事由が生じたときには、保険契約者は、未払込保険料を払い込んでください。

７．前２項の場合、未払込保険料の払込については第16条（猶予期間および保険契約の失効）の規定を準用します。

８．保険契約者は、保険料の払込方法（回数）を変更することができます。

９．月払の保険契約が入院給付金日額の減額等によって会社の定める保険料の限度を下回る場合は、保険料の払込方法（回数）を年払または半年払に変更します。

10．年払契約または半年払契約で、払い込んだ保険料（第１回保険料を含みます。）に対応する保険料期間中に保険契約が消滅したとき（減額したときを含みます。）、または保険料払込の免除事由が生じて保険料の払込を要しなくなったときは、それらの事由に該当したつぎの月単位の契約応当日から当該保険料期間の末日までの期間に対して、会社は、会社の定める方法により計算した未経過保険料がある場合はこれを保険契約者（この保険契約および同時に付加されている特約の給付金または保険金を支払うときはその給付金または保険金の受取人）に払い戻します。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは、未経過保険料を払い戻しません。

第14条　**（保険料の払込方法（経路））**

保険契約者は、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

（１）会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
（２）金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
（３）所属団体または集団を通じ払い込む方法（所属団体または集団と会社との間に団体取扱に関す

る協定または集団取扱に関する協定が締結されている場合に限ります。）

2．前項各号のいずれかの方法によっても当該払込期月分の保険料が払込期月内に払い込まれないときは、その保険料についてのみ、会社の本店または会社の指定した場所に持参して払い込むことができます。

3．保険契約者は、第１項各号の保険料の払込方法（経路）を変更することができます。

4．保険料の払込方法（経路）が第１項第１号または第３号である保険契約において、その保険契約が会社の取扱範囲外となったときまたは会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料の払込方法（経路）を他の払込方法（経路）に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法（経路）の変更を行なうまでの間の保険料については、会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

第15条　**（保険料の前納または一括払）**

保険契約者は、会社所定の前納回数を限度として、将来の年払保険料または半年払保険料２年分以上を前納することができます。この場合には、会社所定の利率で割り引いて計算した保険料前納金を払い込んでください。

2．前項の保険料前納金は、会社所定の利率による複利計算の利息をつけて会社に積み立てて置き、年単位または半年単位の契約応当日ごとに年払保険料または半年払保険料の払込に充当します。

3．前納期間が満了した場合に保険料前納金の残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。

4．保険料の払込を要しなくなった場合に保険料前納金の残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、この保険契約および同時に付加されている特約の給付金または保険金を支払うときはその給付金または保険金の受取人に払い戻します。

5．月払契約の場合には、保険契約者は、12か月分を限度として、当月分以後の保険料を一括払することができます。この場合、一括払される保険料が３か月分以上あるときは、会社所定の割引率で保険料を割引します。

6．保険料の払込を要しなくなった場合に、一括払された保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、この保険契約および同時に付加されている特約の給付金または保険金を支払うときはその給付金または保険金の受取人に払い戻します。

８．保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

第16条　**（猶予期間および保険契約の失効）**

第２回以後の保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。

（１）月払契約の場合、払込期月の翌月初日から末日まで

（２）年払契約または半年払契約の場合、払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで
（契約応当日が２月、６月、11月の各末日の場合には、それぞれ４月、８月、１月の各末日まで）

2．猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は、猶予期間満了の日の翌日から効力を失います。この場合には、保険契約者は解約返戻金があるときはこれを請求することができます。

3．猶予期間中に給付金の支払事由が生じたときは、会社は未払込保険料を給付金から差し引きます。

4．前項の場合、第13条（保険料の払込）第5項の規定を準用します。

5．猶予期間中に保険料払込の免除事由が生じたときは、保険契約者はその猶予期間満了の日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、免除事由の発生により免除すべき保険料の払込を免除しません。

９．保険契約の復活

第17条　**（保険契約の復活）**

保険契約者は、保険契約が効力を失った日から起算して１年以内は会社所定の書類（別表１）を提出して、保険契約の復活を請求することができます。ただし、保険契約者が解約返戻金を請求した後は、保険契約の復活を請求することはできません。

2．保険契約の復活を会社が承諾したときは、保険契約者は、会社の指定した日までに、延滞保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

3．第11条（会社の責任開始期）第１項の規定は、本条の場合に準用します。

10．詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効

第18条　**（詐欺による取消し）**

保険契約の締結、復活または被保険者の型の変更に際して、保険契約者、被保険者または給付金受取人に詐欺の行為があったときは、会社は、保険契約（被保険者の型の変更の際の詐欺の場合には、新たに被保険者として加えられた部分）を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

第19条　**（不法取得目的による無効）**

保険契約者が給付金を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結、復活または被保険者の型を変更したときは、その保険契約は無効（被保険者の型の変更の際の不法取得目的の場合には、新たに被保険者として加えられた部分は無効）とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

11．告知義務および保険契約の解除

第20条　**（告知義務）**

会社が保険契約の締結、復活または被保険者の型の変更の際、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求めた事項について保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

第21条　**（告知義務違反による解除）**

保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は将来に向って保険契約を解除（被保険者の型の変更の際の告知義務違反の場合には、新たに被保険者として加えられた部分を解除。以下同じ。）することができます。

2．会社は、給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、給付金を支払わず、または保険料の払込を免除しません。またすでに給付金を支払い、または保険料の払込を免除していたときは、給付金の返還を請求し、または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。

3．前項の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、給付金を支払いまたは保険料の払込を免除します。

4．本条の規定によって保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または給付金の受取人に通知します。

5．本条の規定によって保険契約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときはこれと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

第22条　**（保険契約を解除できない場合）**

会社は、つぎのいずれかの場合には前条による保険契約の解除をすることができません。

（１）会社が、保険契約の締結、復活または被保険者の型の変更の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき。

（２）会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき。

（３）保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第20条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき。

（４）会社が、保険契約の締結、復活または被保険者の型の変更の後、解除の原因となる事実を知

り、その事実を知った日からその日を含めて１か月を経過したとき。

（５）責任開始期の属する日からその日を含めて２年以内に、給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じなかったとき。

２．前項第２号および第３号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第20条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

第23条　**（重大事由による解除）**

会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向って保険契約を解除することができます。

（１）保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、この保険契約の給付金（保険料払込の免除を含みます。以下本項において同じ。）を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合

（２）この保険契約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合。

（３）他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合

（４）保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当するとき

（ア）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

（イ）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

（ウ）反社会的勢力を不当に利用していると認められること

（エ）保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

（オ）その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

（５）この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第１号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合

２．会社は、給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、前項の規定により、保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による給付金を支払わず、または保険料の払込を免除しません。また、この場合に、すでに給付金を支払い、または保険料の払込を免除していたときは、給付金の返還を請求し、または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。

３．本条の規定によって保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または給付金の受取人に通知します。

４．本条の規定によって保険契約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときはこれと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

12．解約および解約返戻金

第24条　**（解約）**

保険契約者は、いつでも将来に向って保険契約を解約することができます。この場合、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

第25条　**（解約返戻金）**

解約返戻金は、保険料払込中の保険契約については払込方法（回数）にかかわらず月払契約とみなしてその払込年月数を限度とした経過年月数により、その他の保険契約についてはその経過年月数によ

り計算します。
2．保険契約者は、解約返戻金を請求するときは会社所定の書類（別表１）を提出してください。
3．解約返戻金の支払時期および支払場所については、第６条（給付金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

13．契約内容の変更

第26条　**（入院給付金日額の減額）**

保険契約者は、入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の入院給付金日額は、会社の定める金額以上であることを要します。
2．入院給付金日額の減額をするときは、保険契約者は請求に必要な書類（別表１）を提出してください。
3．入院給付金日額を減額したときは、減額分は解約したものとして取り扱います。
4．入院給付金日額を減額したときは、その後の保険料を更正します。

第27条　**（被保険者の型の変更）**

保険契約者は、会社の承諾を得て、第１条（被保険者の型および被保険者の範囲）に定める被保険者の型を変更することができます。
2．被保険者の型を変更するときは、保険契約者は請求に必要な書類（別表１）を提出してください。
3．本条の変更を会社が承諾した場合には、つぎに定める時から変更の効力が生じるものとします。ただし、変更により新たにこの保険契約の被保険者となる配偶者または子については、各被保険者の同意がなければ変更の効力を生じません。
（１）「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」もしくは「本人・子型」から「本人型」への変更の場合または「本人・配偶者・子型」から「本人・配偶者型」もしくは「本人・子型」への変更の場合
……承諾日
（２）前号以外の変更の場合
……会社が会社所定の金額を受けとった時（告知の前に受けとった場合には、告知の時）
4．本条の変更が行なわれた場合には、その後の保険料を更正します。
5．本条の変更によりこの保険契約の被保険者から除かれる配偶者または子は、変更の効力が生じた時から被保険者でなくなります。この場合、変更前の解約返戻金と変更後の解約返戻金との差額金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。
6．前項において、年払契約または半年払契約で、払い込んだ保険料に対応する保険料期間中に払込年月数が経過年月数をこえるときは、そのこえた月単位の期間に対して、会社は、会社の定める方法により計算した未経過保険料の差額金がある場合はこれを保険契約者に払い戻します。
7．本条の変更により新たにこの保険契約の被保険者となる配偶者または子については、会社は、変更の効力が生じた時からこの保険契約上の責任を負います。

14．給付金の受取人

第28条　**（給付金受取人の変更）**

給付金受取人は、主たる被保険者以外の者に変更することはできません。ただし、第５条（給付金の支払）第14項の場合には、被保険者の同意を得た上で、給付金受取人を変更することができます。

15．保険契約者

第29条　**（保険契約者の代表者）**

保険契約者が２人以上の場合には、代表者１人を定めてください。この場合、その代表者は他の保険契約者を代理するものとします。
2．前項の代表者が定まらないかまたはその所在が不明のときは、会社が保険契約者の１人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3．保険契約者が数人ある場合には、その責任は連帯とします。

第30条　**（保険契約者の変更）**

保険契約者またはその承継人は、主たる被保険者および会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。

２．前項の承継をするときは、保険契約者またはその承継人は、会社所定の書類（別表１）を提出してください。

３．第１項の承継をしたときは、保険証券に表示します。

第31条　**（保険契約者の住所の変更）**

保険契約者が住所を変更したときは、すみやかに会社の本店または会社の指定した場所に通知してください。

２．保険契約者が前項の通知を行なわず、保険契約者の住所を会社が確認できなかった場合、会社の知った最終の住所に発した通知は通常到達するために要する期間を経過した時に保険契約者に到達したものとみなします。

16．年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの処理

第32条　**（年齢の計算）**

被保険者の契約年齢は契約日現在の満年で計算し、１年未満の端数については切り捨てます。

２．保険契約締結後の被保険者の年齢は、前項の契約年齢に年単位の契約応当日ごとに１歳を加えて計算します。

第33条　**（契約年齢および性別の誤りの処理）**

保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合は、つぎの方法により取り扱います。

（１）契約日における実際の年齢が、会社の定める契約年齢の範囲内であったときは、実際の年齢に基づいて保険料を改め、過不足の精算等の取扱を行ないます。

（２）契約日における実際の年齢が、会社の定める契約年齢の範囲外であったときは、保険契約を無効としてすでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、契約日においては最低契約年齢に足りなかったが、その事実が発見された日においてすでに最低契約年齢に達していたときには、最低契約年齢に達した日に契約したものとして保険料を改め、過不足の精算等の取扱を行ないます。

２．保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別に基づいて保険料を改め、過不足の精算等の取扱を行ないます。

17．契約者配当

第34条　**（契約者配当）**

この保険契約に対しては、契約者配当はありません。

18．時効

第35条　**（時効）**

給付金、解約返戻金その他この保険契約に基づく諸支払金の支払または保険料払込の免除を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時からその日を含めて３年間請求がない場合には消滅します。

19．被保険者の業務、転居および旅行

第36条　**（被保険者の業務、転居および旅行）**

保険契約の継続中に、被保険者がどのような業務に従事し、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、保険契約の解除も保険料の変更もしないで保険契約上の責任を負います。

20．保険契約の更新

第37条　**（保険契約の更新）**

この保険契約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了の日の２か月前までに保険契約を継続しない旨を通知しない限り、保険契約（保険期間満了の日までの保険料が払い込まれているものに限ります。）は、保険期間満了の日の翌日に更新して継続されるものとし、この日を更新日とします。

２．前項の規定にかかわらず、つぎのいずれかに該当する場合は更新できません。

（１）更新後の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める最高年齢をこえるとき。

（２）保険料払込方法（回数）が一時払のとき。

（３）保険料払込期間が保険期間より短いとき。

３．更新後の保険契約の保険期間は、更新前の保険契約の保険期間と同一とします。ただし、前項第１号の規定に該当する場合には、保険契約は、短期の保険期間に変更して更新します。この場合、更新後の保険契約の保険期間が会社の定める最低保険期間に満たないときは、保険契約の更新は取り扱いません。

４．更新後の保険契約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。

５．更新後の保険契約の入院給付金日額は、更新前の保険契約の入院給付金日額と同一とします。

６．更新された保険契約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算するものとし、保険料は更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。

７．更新後の保険契約の第１回保険料の払込については、第13条（保険料の払込）第１項から第６項まで、第８項および第９項ならびに第16条（猶予期間および保険契約の失効）第１項および第３項から第５項までの規定を準用します。

８．前項の保険料が猶予期間中に払込まれなかったときは、保険契約の更新はなかったものとし、保険契約は更新前の保険契約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。

９．保険契約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。

（１）更新後の保険契約には、更新時の普通保険約款および保険料率が適用されます。

（２）第４条（入院給付金の支払限度の型）、第５条（給付金の支払）、第８条（保険料払込の免除）および第22条（保険契約を解除できない場合）に関しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとします。

（３）更新前の保険契約において告知義務違反による解除の理由があるときは、会社は、更新後の保険契約を解除することができます。

10．更新時に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないときは、会社所定の保険契約により更新されることがあります。

21．管轄裁判所

第38条　**（管轄裁判所）**

この保険契約における給付金の請求に関する訴訟については、会社の本店または給付金の受取人（給付金の受取人が２人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地と同一の都道府県内にある支店（同一の都道府県内に支店がないときは、最寄りの支店）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。ただし、契約日からその日を含めて１年以内に生じた事由にもとづく給付金の請求に関する訴訟については、会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所のみをもって、合意による管轄裁判所とします。

２．この保険契約における保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

22．契約内容の登録

第39条　**（契約内容の登録）**

会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

（１）保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）

（２）入院給付金の種類

（３）入院給付金の日額

（４）契約日（復活が行なわれた場合は、最後の復活の日とします。以下第２項において同じ。）
（５）当会社名

２．前項の登録の期間は、契約日から５年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から５年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。

３．協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第１項の規定により登録された被保険者について、入院給付金のある保険契約（入院給付金のある特約を含みます。以下本条において同じ。）の申込（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けた場合、協会に対して第１項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

４．各生命保険会社等は、第２項の登録の期間中に入院給付金のある保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を入院給付金のある保険契約の承諾（復活、復旧、入院給付金日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。

５．各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同じ。）から５年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から５年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して第１項の規定により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

６．各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。

７．協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。

８．保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。

９．第３項、第４項および第５項中、被保険者、入院給付金、保険契約とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、入院共済金、共済契約と読み替えます。

23．解約返戻金のない保険契約に関する特則

第40条　**（解約返戻金のない保険契約に関する特則）**

保険契約者は、保険契約の締結の際、この特則を付加することができます。

２．この特則を付加した保険契約については、解約返戻金はありません。

３．この特則のみの解約はできません。

24．災害不担保特則

第41条　**（災害不担保特則）**

保険契約者は、保険契約の締結の際、この特則を付加することができます。

２．この特則を付加した保険契約については、つぎの各号のとおりとします。

（１）第５条（給付金の支払）に規定する災害入院給付金は支払いません。

（２）被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合でも、その事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術に対しては、第５条（給付金の支払）に規定する手術給付金は支払いません。

３．この特則のみの解約はできません。

25．保険期間を有期から終身へ変更する特則

第42条　**（保険期間を有期から終身へ変更する特則）**

保険契約者は、この保険契約（以下「変更前契約」といいます。）の保険期間が満了する日の２か月前までに会社に申し出て、会社の承諾および被保険者の同意を得ることにより、被保険者選択を受け

ることなく、保険期間を終身とする医療保険への変更をすることができます。（以下本条の変更を行なった場合の保険期間が終身の医療保険を「変更後契約」といいます。）

この場合、変更前契約の保険期間満了の日の翌日に変更後契約へ変更されるものとし、この日を変更日とします。

2．本条の変更を行なう場合、つぎの各号のすべての条件を満たすことを要します。

（1）変更日における主たる被保険者の年齢が89歳以下のとき

（2）変更前契約が契約日（更新の取扱が行なわれた後は、最初の契約日）より10年以上経過しているとき

3．前2項の規定にかかわらず、つぎの場合には、会社は本条の変更を取り扱いません。

（1）変更前契約の保険料の払込が免除されている場合

（2）変更前契約に特別条件付保険特約または特別条件付保険特約（2015）が付加されている場合

（3）変更日の前日までの保険料が払い込まれていない場合

4．変更後契約の入院給付金日額は、変更前契約の入院給付金日額と同額とします。

5．変更後契約には変更時の普通保険約款を適用し、その保険料は、変更時の保険料率および被保険者の年齢により計算します。

6．変更後契約の第1回保険料の払込については、第13条（保険料の払込）第1項から第6項まで、第8項および第9項ならびに第16条（猶予期間および保険契約の失効）第1項および第3項から第5項までの規定を準用します。

7．前項の保険料が猶予期間中に払い込まれなかったときは、本条による保険期間が終身の医療保険への変更は行なわれなかったものとし、変更後契約は変更前契約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。

8．変更後契約について、第4条（入院給付金の支払限度の型）、第5条（給付金の支払）、第8条（保険料払込の免除）、第22条（保険契約を解除できない場合）および第27条（被保険者の型の変更）に関する規定の適用に際しては、変更前契約の保険期間と変更後契約の保険期間とは継続されたものとします。

9．変更前契約において告知義務違反による解除の理由があるときは、会社は、変更後契約を解除することができます。

10．第1項の規定にかかわらず、変更日に会社がこの保険期間を終身とする医療保険の締結を取り扱っていない場合には、会社は本条の変更を取り扱いません。この場合、変更前契約は、本条の取扱に準じて、変更日に会社の定める他の保険契約へ変更されることがあります。

26．平成20年5月12日以前に締結された保険契約の取扱に関する特則

第43条　**（平成20年5月12日以前に締結された保険契約の取扱に関する特則）**

平成20年5月12日以前に締結されたこの保険契約が更新され、かつ、指定代理請求人特約が付加されていないときは、つぎの各号のとおり取り扱います。

（1）給付金の受取人が主たる被保険者で、主たる被保険者に給付金を請求できない特別な事情があるときは、主たる被保険者の戸籍上の配偶者（配偶者がいない場合には、主たる被保険者と生計を一にする親族）が、その事情を会社に申し出て、会社の承諾を得たうえ、主たる被保険者のために主たる被保険者に代わって給付金を請求することができます。

（2）前項の規定により会社が給付金を代理人に支払ったときは、その後に給付金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

27．給付金受取人による保険契約の存続

第44条　**（給付金受取人による保険契約の存続）**

保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

2．前項の解約が通知された場合でも、通知の時においてつぎの各号のすべてを満たす給付金受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

（１）保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
（２）保険契約者でないこと
３．前項の通知をするときは、会社所定の書類（別表１）を提出してください。

第45条　**（給付金受取人による保険契約の存続規定の適用時期）**
前条の規定は、債権者等による保険契約の解約の通知が平成22年４月１日以後に会社に到達した場合に適用します。

別表１　請求書類

（１）給付金および保険料払込の免除の請求に必要な書類

	項目	必要書類
1	疾病入院給付金 災害入院給付金	（１）会社所定の請求書 （２）不慮の事故であることを証する書類（災害入院給付金を請求する場合に限ります。） （３）会社所定の様式による医師の診断書 （４）会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 （５）当該被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当該被保険者が主たる被保険者以外の場合は戸籍抄本） （６）給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 （７）最終の保険料払込を証する書類 （８）保険証券
2	手術給付金	（１）会社所定の請求書 （２）会社所定の様式による医師の診断書 （３）会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書 （４）当該被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当該被保険者が主たる被保険者以外の場合は戸籍抄本） （５）給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 （６）最終の保険料払込を証する書類 （７）保険証券
3	保険料の払込免除	（１）会社所定の請求書 （２）不慮の事故であることを証する書類 （３）会社所定の様式による医師の診断書 （４）最終の保険料払込を証する書類 （５）保険証券
（注）会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。		

（２）その他の請求書類

	項目	必要書類
1	保険契約の復活	（１）会社所定の復活請求書 （２）被保険者についての会社所定の告知書
2	解約	（１）会社所定の解約請求書 （２）保険契約者の印鑑証明書 （３）被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） （４）最終の保険料払込を証する書類 （５）保険証券
3	契約内容の変更 ・入院給付金日額の減額 ・被保険者の型の変更	（１）会社所定の保険契約内容変更請求書 （２）保険契約者の印鑑証明書 （３）最終の保険料払込を証する書類 （４）保険証券 （５）新たに被保険者となる配偶者または子についての会社所定の告知書（被保険者の型の変更の場合）
4	保険期間が終身の医療保険への変更	（１）会社所定の請求書 （２）保険契約者の印鑑証明書 （３）最終の保険料払込を証する書類 （４）保険証券

5	保険契約者の変更	（１）会社所定の名義変更請求書 （２）変更前の保険契約者の印鑑証明書 （３）保険証券
6	給付金受取人による保険契約の存続	（１）会社所定の請求書 （２）給付金受取人の戸籍抄本 （３）保険契約者の同意書 （４）給付金受取人が債権者等に解約時支払額を支払ったことの証明書
（注）会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また１の請求については会社の指定した医師に被保険者の診断を行なわせることがあります。		

別表２　対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします（急激・偶発・外来の定義は表１によるものとし、備考に事故を例示します。）。ただし、表２の事故は除外します。

表１　急激・偶発・外来の定義

用語	定義
１．急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
２．偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
３．外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 （身体の内部的原因によるものは該当しません。）

備考　急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
次のような事故は、表１の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 ・交通事故 ・不慮の転落、転倒 ・不慮の溺水 ・窒息	次のような事故は、表１の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 ・高山病、潜水病、乗物酔いにおける原因 ・飢餓、渇 ・過度の運動 ・騒音、振動、無重力環境への長期滞在 ・処刑

表２　除外する事故

項目	除外する事故
１．疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
２．疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
３．疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
４．気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故（熱中症（日射病・熱射病）の原因となったものをいいます。）
５．接触皮膚炎、食中毒などの原因	次の症状の原因となった事故

となった事故	（１）洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 （２）外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など （３）細菌性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

別表３　対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

（１）両眼の視力を全く永久に失ったもの
（２）言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
（３）中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
（４）両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
（５）両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
（６）１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
（７）１上肢の用を全く永久に失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの

別表４　対象となる身体障害の状態

対象となる身体障害の状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

（１）１眼の視力を全く永久に失ったもの
（２）両耳の聴力を全く永久に失ったもの
（３）脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの
（４）１上肢を手関節以上で失ったかまたは１上肢の用もしくは１上肢の３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの
（５）１下肢を足関節以上で失ったかまたは１下肢の用もしくは１下肢の３大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
（６）１手の５手指を失ったかまたは第１指（母指）および第２指（示指）を含んで４手指を失ったもの
（７）10手指の用を全く永久に失ったもの
（８）10足指を失ったもの

別表５　対象となる手術および給付倍率表

「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号１～88を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

手術番号　手術の種類	給付倍率
§皮膚・乳房の手術	
１．　植皮術（25cm^{2}未満は除く。）	20
２．　乳房切断術	20
§筋骨の手術（抜釘術は除く。）	
３．　骨移植術	20
４．　骨髄炎・骨結核手術（膿瘍の単なる切開は除く。）	20
５．　頭蓋骨観血手術（鼻骨・鼻中隔を除く。）	20
６．　鼻骨観血手術（鼻中隔弯曲症手術を除く。）	10
７．　上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術（歯・歯肉の処置に伴うものを除く。）	20
８．　脊椎・骨盤観血手術	20
９．　鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨観血手術	10

10. 四肢切断術（手指・足指を除く。）	20
11. 切断四肢再接合術（骨・関節の離断に伴うもの。）	20
12. 四肢骨・四肢関節観血手術（手指・足指を除く。）	10
13. 筋・腱・靱帯観血手術（手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く。）	10
§呼吸器・胸部の手術	
14. 慢性副鼻腔炎根本手術	10
15. 喉頭全摘除術	20
16. 気管・気管支・肺・胸膜手術（開胸術を伴うもの。）	20
17. 胸郭形成術	20
18. 縦隔腫瘍摘出術	40
§循環器・脾の手術	
19. 観血的血管形成術（血液透析用外シャント形成術を除く。）	20
20. 静脈瘤根本手術	10
21. 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸・開腹術を伴うもの。）	40
22. 心膜切開・縫合術	20
23. 直視下心臓内手術	40
24. 体内用ペースメーカー埋込術	20
25. 脾摘除術	20
§消化器の手術	
26. 耳下腺腫瘍摘出術	20
27. 顎下腺腫瘍摘出術	10
28. 食道離断術	40
29. 胃切除術	40
30. その他の胃・食道手術（開胸・開腹術を伴うもの。）	20
31. 腹膜炎手術	20
32. 肝臓・胆嚢・胆道・膵臓観血手術	20
33. ヘルニア根本手術	10
34. 虫垂切除術・盲腸縫縮術	10
35. 直腸脱根本手術	20
36. その他の腸・腸間膜手術（開腹術を伴うもの。）	20
37. 痔瘻・脱肛・痔核根本手術（根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く。）	10
§尿・性器の手術	
38. 腎移植手術（受容者に限る。）	40
39. 腎臓・腎盂・尿管・膀胱・観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
40. 尿道狭窄観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
41. 尿瘻閉鎖観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
42. 陰茎切断術	40
43. 睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術	20
44. 陰嚢水腫根本手術	10
45. 子宮広汎全摘除術（単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く。）	40
46. 子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術	10
47. 帝王切開娩出術	10
48. 子宮外妊娠手術	20
49. 子宮脱・膣脱手術	20

50. その他の子宮手術（子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く。）	20
51. 卵管・卵巣観血手術（経膣的操作は除く。）	20
52. その他の卵管・卵巣手術	10
§ 内分泌器の手術	
53. 下垂体腫瘍摘除術	40
54. 甲状腺手術	20
55. 副腎全摘除術	20
§ 神経の手術	
56. 頭蓋内観血手術	40
57. 神経観血手術（形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術。）	20
58. 観血的脊髄腫瘍摘出手術	40
59. 脊髄硬膜内外観血手術	20
§ 感覚器・視器の手術（屈折異常に対する手術は除く。）	
60. 眼瞼下垂症手術	10
61. 涙小管形成術	10
62. 涙嚢鼻腔吻合術	10
63. 結膜嚢形成術	10
64. 角膜移植術	10
65. 観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	10
66. 虹彩前後癒着剥離術	10
67. 緑内障観血手術	20
68. 白内障・水晶体観血手術	20
69. 硝子体観血手術	10
70. 網膜剥離症手術	10
71. レーザー・冷凍凝固による眼球手術（施術の開始日から60日の間に１回の給付を限度とする。）	10
72. 眼球摘除術・組織充填術	20
73. 眼窩腫瘍摘出術	20
74. 眼筋移植術	10
§ 感覚器・聴器の手術	
75. 観血的鼓膜・鼓室形成術	20
76. 乳様洞削開術	10
77. 中耳根本手術	20
78. 内耳観血手術	20
79. 聴神経腫瘍摘出術	40
§ 悪性新生物の手術	
80. 悪性新生物根治手術	40
81. 悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に１回の給付を限度とする。）	10
82. その他の悪性新生物手術	20
§ 上記以外の手術	
83. 上記以外の開頭術	20
84. 上記以外の開胸術	20
85. 上記以外の開腹術	10
86. 衝撃波による体内結石破砕術（施術の開始日から60日の間に１回の給付を限度とする。）	20
87. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓	10

器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に１回の給付を限度とする。）	
§新生物根治放射線照射	
88.　新生物根治放射線照射（50グレイ以上の照射で、施術の開始日から60日の間に１回の給付を限度とする。）	10

別表６　病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

１．医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）

２．前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表７　入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表６に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表８　異常分娩

対象となる「異常分娩」とは、平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中つぎのものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ＩＣＤ－10（2003年度版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
・妊娠、分娩および産じょく＜褥＞における浮腫、たんぱく＜蛋白＞尿および高血圧性障害	O10～O16
・主として妊娠に関連するその他の母体障害	O20～O29
・胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	O30～O48
・分娩の合併症	O60～O75
・分娩（単胎自然分娩（O80）を除きます。）	O81～O84
・主として産じょく＜褥＞に関連する合併症	O85～O92
・その他の産科的病態、他に分類されないもの	O94～O99

備考

１．治療を目的とした入院

美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。

２．同一疾病

医学上重要な関係にある一連の疾病は、病名を異にする場合であっても、これを同一の疾病として取り扱います。たとえば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等をいいます。

３．治療を直接の目的とした手術

美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断、検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは、「治療を直接の目的とした手術」には該当しません。

４．開頭術

「開頭術」とは、頭蓋を開き、脳を露出させる手術をいいます。

5．開胸術

「開胸術」とは、胸腔を開く手術であって、膿胸手術、胸膜、肺臓、心臓、横隔膜、縦隔洞、食道手術等胸腔内に操作を加える際に行なうものをいいます。

6．開腹術

「開腹術」とは、腹壁を切開し、腹腔を開く手術であって、胃、十二指腸、小腸、大腸、虫垂、肝臓および胆道、膵臓、脾臓、卵巣および子宮手術等腹腔内に操作を加える際に行なうものをいいます。

7．薬物依存

「薬物依存」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中の分類番号304に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

備考【別表３、別表４】

1．眼の障害

（1）視力の測定は、万国式試視力表により、１眼ずつ、きょう正視力について測定します。

（2）「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。

（3）視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

2．言語またはそしゃくの障害

（1）「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの３つの場合をいいます。

① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の４種のうち、３種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合

② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合

③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合

（2）「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

3．常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

4．上・下肢の障害

（1）「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ３大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

（2）「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込のない場合、または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

5．耳の障害（聴力障害）

（1）聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年８月14日改定）に準拠したオージオメータで行ないます。

（2）「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれａ・ｂ・ｃデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合を

いいます。

6．脊柱の障害

（1）「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部から見て明らかにわかる程度以上のものをいいます。

（2）「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の３種の運動のうち、２種以上の運動が生理的範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。

7．手指の障害

（1）「手指を失ったもの」とは、第１指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

（2）「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の２分の１以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込のない場合をいいます。

8．足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

【身体部位の名称図】

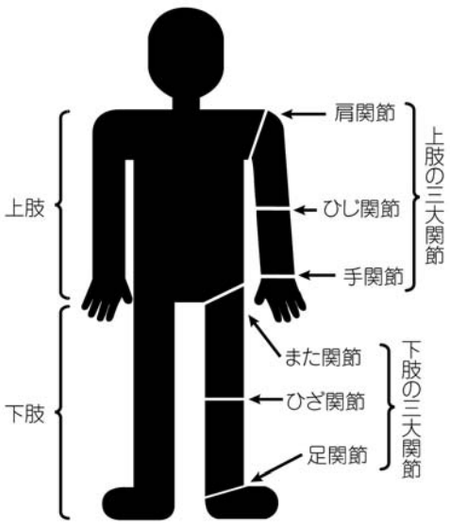

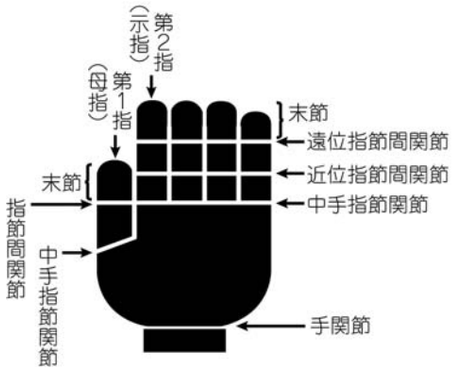

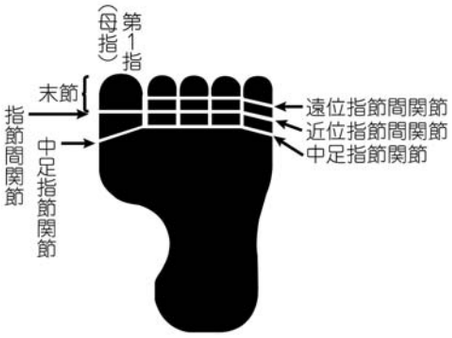

入院初期給付特約条項　目次

（この特約の概要）……29
第１条　被保険者の型および被保険者の範囲……29
第２条　被保険者資格の得喪……29
第３条　配偶者または子の入院初期給付金日額……29
第４条　入院初期給付金の支払限度の型……30
第５条　入院初期給付金の支払……30
第６条　入院初期給付金の請求、支払時期および支払場所……32
第７条　特約保険料の払込免除……32
第８条　特約の締結……32
第９条　特約の責任開始期……32
第10条　特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込……33
第11条　猶予期間中の保険事故と保険料の取扱……33
第12条　特約の失効……33
第13条　特約の復活……33
第14条　告知義務および告知義務違反……34
第15条　重大事由による解除……34
第16条　特約の解約……34
第17条　特約の返戻金……34
第18条　特約の消滅とみなす場合……35
第19条　入院初期給付金日額の減額……35
第20条　被保険者の型の変更……35
第21条　特約の更新……35
第22条　特約の契約者配当……37
第23条　主契約の内容変更に伴う特約の取扱……37
第24条　管轄裁判所……37
第25条　主約款の規定の準用……37
第26条　解約返戻金のない保険契約に関する特則……37
第27条　災害不担保特則……37
第28条　保険期間を有期から終身へ変更する特則……37
第29条　給付金の受取人による特約の存続……38
第30条　給付金の受取人による特約の存続規定の適用時期……38
第31条　平成22年３月２日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合の取扱に関する特則…38
別表１　請求書類……40
別表２　異常分娩……40

入院初期給付特約条項

（平成27年４月２日改正）

（この特約の概要）

この特約は、被保険者が疾病または不慮の事故による傷害の治療を目的として入院した場合に、入院日数に応じて入院初期給付金を支払うことを主な内容とするものです。

第１条　**（被保険者の型および被保険者の範囲）**

保険契約者は、この特約の締結の際、つぎのいずれかの型を選択するものとします。

型	被保険者の範囲
本人型	主たる被保険者
本人・配偶者・子型	主たる被保険者 配偶者 子
本人・配偶者型	主たる被保険者 配偶者
本人・子型	主たる被保険者 子

２．この特約において「主たる被保険者」、「配偶者」および「子」とはつぎの者をいいます。

（１）主たる被保険者

主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の主たる被保険者と同一の者

（２）配偶者

主たる被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されている者（この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った者を含みます。）

（３）子

主たる被保険者と同一戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者（この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った満20歳未満の者を含みます。なお、この特約において満年齢で規定した場合には、出生日から起算した満年であって、１年未満の端数は切り捨てるものとします。）

第２条　**（被保険者資格の得喪）**

この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合、この特約の締結時に前条第２項に定める配偶者または子に該当している者については、この特約の締結時にこの特約の被保険者の資格を取得します。

２．この特約の締結後に前条第２項に定める配偶者または子に該当するに至った者については、該当した時にこの特約の被保険者の資格を取得します。

３．前条第２項に定める配偶者または子は、この特約の締結後、つぎの各号のいずれかの事由に該当したときからこの特約の被保険者の資格を喪失します。

（１）戸籍上の異動により配偶者または子に該当しなくなったとき

（２）子が満20歳に達した日の直後の主契約の年単位の契約応当日をむかえたとき

４．第１項または第２項に該当する場合、各被保険者の同意がなければその効力を生じません。

第３条　**（配偶者または子の入院初期給付金日額）**

この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合、配偶者または子の入院初期給付金日額は、主たる被保険者について定められた入院初期給付金日額の60％相当額とします。

２．配偶者または子について定められた入院初期給付金日額は、主契約の被保険者について定められた入院初期給付金日額の変更があった場合には、同時に同じ割合で変更されます。

第４条　**（入院初期給付金の支払限度の型）**

この特約の各被保険者の入院初期給付金の支払限度は、型に応じつぎのとおりとし、保険契約者はこの特約の締結の際、つぎのいずれかの支払限度の型を選択するものとします。

支払限度の型	給付金の種類	支払限度日数	
		１回の入院	通算
４日型	入院初期疾病給付金	４日	60日
	入院初期災害給付金	４日	60日
７日型	入院初期疾病給付金	７日	60日
	入院初期災害給付金	７日	60日

２．前項の通算支払限度において、第20条（被保険者の型の変更）の規定により被保険者の型の変更が行なわれた場合には、変更前の支払日数を含みます。

３．第１項により選択された支払限度の型は、相互に変更することができません。

第５条　**（入院初期給付金の支払）**

この特約において支払う入院初期給付金はつぎのとおりです。

給付金の種類	支払額	受取人	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
入院初期疾病給付金	入院１回につき、入院初期給付金日額×入院日数	主契約の給付金受取人	被保険者が、この特約の保険期間中に、つぎのすべてを満たす入院をしたとき （１）この特約の責任開始期（復活の取扱が行なわれた後は、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）以後に発病した疾病を直接の原因とする入院であること （２）主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める疾病入院給付金の支払われる入院であること	つぎのいずれかにより左記の支払事由に該当したとき （１）保険契約者、主たる被保険者または当該被保険者の故意または重大な過失 （２）当該被保険者の犯罪行為 （３）当該被保険者の精神障害を原因とする事故 （４）当該被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 （５）当該被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 （６）当該被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 （７）当該被保険者の薬物依存 （８）地震、噴火または津波 （９）戦争その他の変乱
	同一の不慮の事故による入院１回につき、入院初期給付金日額×入院日数		被保険者が、この特約の保険期間中に、つぎのすべてを満たす入院をしたとき （１）この特約の責任開始期以後に発生した主約款に定める不慮の事故（以下「不慮の事故」	つぎのいずれかにより左記の支払事由に該当したとき （１）保険契約者、主たる被保険者または当該被保険者の故意または重大な過失 （２）当該被保険者の犯罪行為

入院初期災害給付金		主契約の給付金受取人	といいます。）を直接の原因とする入院であること （２）主約款に定める災害入院給付金の支払われる入院であること	（３）当該被保険者の精神障害を原因とする事故 （４）当該被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 （５）当該被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 （６）当該被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 （７）地震、噴火または津波 （８）戦争その他の変乱

２．つぎのいずれかに該当する入院は、疾病の治療を目的とする入院とみなして前項の規定を適用します。
（１）責任開始期以後に生じた不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院
（２）責任開始期以後に生じた不慮の事故以外の外因による傷害の治療を目的とする入院
（３）責任開始期以後に開始した異常分娩（別表２）のための入院。

３．被保険者が入院初期疾病給付金の支払事由に該当する入院を開始したときに、異なる疾病を併発していた場合またはその入院中に異なる疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった疾病により、継続して入院したものとみなして取り扱います。

４．被保険者が入院初期疾病給付金の支払事由に該当する入院を２回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった疾病、不慮の事故、不慮の事故以外の外因による傷害または異常分娩（別表２）が同一かまたは医学上重要な関係があると会社が認めたときは、１回の入院とみなして本条および第４条（入院初期給付金の支払限度の型）第１項の規定を適用します。ただし、入院初期疾病給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。

５．被保険者が２以上の不慮の事故により入院した場合は、入院開始の直接の原因となった不慮の事故（以下本項において「主たる不慮の事故」といいます。）に対する入院初期災害給付金を支払い、主たる不慮の事故以外の不慮の事故（以下本項において「異なる不慮の事故」といいます。）に対する入院初期災害給付金は支払いません。ただし、その入院中に主たる不慮の事故により入院初期災害給付金が支払われる期間が終了したときは、異なる不慮の事故により入院初期災害給付金を支払います。この場合、異なる不慮の事故に対する入院初期災害給付金の支払額は、主たる不慮の事故により入院初期災害給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に入院初期給付金日額を乗じた金額とします。

６．被保険者が入院初期災害給付金の支払事由に該当する入院を２回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故が同一であるときは、１回の入院とみなして本条および第４条第１項の規定を適用します。ただし、その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。

７．入院初期疾病給付金と入院初期災害給付金の支払事由が重複する場合には、会社は、入院初期疾病給付金と入院初期災害給付金を重複して支払いません。この場合、入院初期災害給付金が支払われる期間については、入院初期疾病給付金を支払いません。また、重複して支払われない入院初期疾病給付金の入院日数については、入院初期給付金の支払限度の計算には算入しません。

８．被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、会社がこれを認めたときは、継続した１回の入院とみなして第１項の規定を適用します。

９．被保険者が第１項に規定する入院中につぎの各号に定める事由が発生した場合には、それらの事由の発生時を含んで継続している入院は、この特約の有効中の入院とみなして、第１項の規定を適用します。
（１）この特約の保険期間が満了したとき
（２）主たる被保険者の死亡により主契約が消滅し、第18条（特約の消滅とみなす場合）第１号の規定によってこの特約が消滅したとき

（３）この特約が「本人・配偶者・子型」または「本人・子型」の場合に、子の入院中にその子が第２条（被保険者資格の得喪）第３項第２号の規定によりこの保険契約の被保険者の資格を喪失したとき

10．被保険者の入院中に入院初期給付金日額が変更された場合には、入院初期疾病給付金および入院初期災害給付金の支払額は、各日現在の入院初期給付金日額に応じて計算します。

11．被保険者が責任開始期前に発病した疾病の治療または発生した不慮の事故もしくは不慮の事故以外の外因による傷害の治療を目的として入院した場合でも、責任開始の日からその日を含めて２年を経過した後に開始した入院は、責任開始期以後の原因によるものとみなして第１項の規定を適用します。

12．被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により給付金の支払事由に該当した場合でも、これらの事由により給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

13．つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病または発生した不慮の事故もしくはそれ以外の外因によって被った傷害（以下、本項において「責任開始期前の疾病等」といいます。）を、この特約の責任開始期以後に生じたものとみなして本条の規定を適用します。

（１）この特約の締結または復活の際、告知等により会社が責任開始期前の疾病等について知っていた場合。ただし、責任開始期前の疾病等について、保険契約者または被保険者から告知されなかったことにより、会社が事実の一部を知らなかった場合を除きます。

（２）責任開始期前の疾病等について、責任開始期前に被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、責任開始期前に健康診断（定期健康診断、人間ドック等、健康状態を評価することで疾患の予防・早期発見に役立てることを目的として行う診察・検査・検診をいいます。）において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、責任開始期前の疾病等による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第６条　**（入院初期給付金の請求、支払時期および支払場所）**

入院初期給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または入院初期給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。

２．入院初期給付金の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表１）を提出して、入院初期給付金を請求してください。

３．主約款に定める給付金の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による入院初期給付金の支払の場合に準用します。

第７条　**（特約保険料の払込免除）**

主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。

２．前項のほか、つぎの各号の場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

（１）主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき

（２）この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき

３．この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、前２項の規定は適用しません。

第８条　**（特約の締結）**

保険契約者は、主契約の契約日以後、会社の定める取扱に基づき、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、主契約の締結の際、主契約に付加する場合は、主契約とあわせて被保険者の選択を行ない、主契約の契約日後、主契約に付加する場合は、新たに被保険者に関する告知を求め、被保険者の選択を行ないます。

第９条　**（特約の責任開始期）**

この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、会社が保険契約者からの特約付加の申

込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合は、告知の時）からこの特約上の責任を負います。

2．この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合の配偶者または子については、第２条（被保険者資格の得喪）に定める被保険者の資格を取得した時からこの特約上の責任を負います。ただし、この特約の締結後に出生した子については、出生した時からこの特約上の責任を負います。

第10条　**（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）**

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、会社所定の範囲内で定めます。

2．この特約（特約保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。）の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。

3．前項の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。

4．第２項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約応当日（年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約応当日）以後その月の末日までにこの特約による入院初期給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき金額から、未払込保険料を差し引きます。ただし、入院初期給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。

5．前項の場合、未払込保険料の払込については、第11条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）第２項の規定を準用します。

6．主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向って解約されたものとします。

7．この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。

8．前項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。

9．第７項に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。

10．年払契約または半年払契約で、払い込んだ保険料（第１回保険料を含みます。）に対応する保険料期間中にこの特約が消滅したとき（減額したときを含みます。）、または保険料払込の免除事由が生じて保険料の払込を要しなくなったときは、それらの事由に該当したつぎの月単位の契約応当日から当該保険料期間の末日までの期間に対して、会社は、会社の定める方法により計算した未経過保険料がある場合はこれを保険契約者（保険金を支払うときは保険金の受取人）に払い戻します。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは、未経過保険料を払い戻しません。

第11条　**（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）**

保険料払込の猶予期間中に、この特約による入院初期給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

2．入院初期給付金が前項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する時までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第12条　**（特約の失効）**

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向って効力を失います。

第13条　**（特約の復活）**

主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

2．会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準

用して、この特約の復活の取扱をします。

第14条　**（告知義務および告知義務違反）**

この特約の締結、復活または被保険者の型の変更に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第15条　**（重大事由による解除）**

会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

（１）保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、この特約の給付金（保険料払込の免除を含みます。以下本項において同じ。）を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合

（２）この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合

（３）他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合

（４）保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当するとき

（ア）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

（イ）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

（ウ）反社会的勢力を不当に利用していると認められること

（エ）保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

（オ）その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

（５）主契約、主契約に付加されている他の特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第１号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合

２．入院初期給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による入院初期給付金の支払または保険料の払込の免除を行ないません。また、この場合に、すでに入院初期給付金を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

３．本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または入院初期給付金の受取人に通知します。

４．本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

第16条　**（特約の解約）**

保険契約者は、いつでも将来に向って、この特約を解約することができます。この場合、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

第17条　**（特約の返戻金）**

この特約が解約または解除されたときは、会社は、会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。

２．この特約が次条の規定によって消滅したときも前項と同様に取り扱います。

３．前項の規定にかかわらず、主たる被保険者の死亡により主契約が消滅した場合には、この特約の解約返戻金の払戻はありません。

第18条　**（特約の消滅とみなす場合）**

つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

（１）主契約が解約その他の事由によって消滅したとき

（２）主約款の規定による主たる被保険者にかかわる疾病入院給付金および災害入院給付金の支払日数のいずれもが通算して1,095日に達したとき

（３）第４条（入院初期給付金の支払限度の型）に規定する主たる被保険者にかかわる入院初期疾病給付金および入院初期災害給付金の支払日数のいずれもが通算して60日に達したとき

第19条　**（入院初期給付金日額の減額）**

保険契約者は、いつでも、入院初期給付金日額を減額することができます。ただし、減額後のその入院初期給付金日額は、会社の定める金額以上であることを要します。

２．前項の規定によって、入院初期給付金日額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

第20条　**（被保険者の型の変更）**

保険契約者は、会社の承諾を得て、第１条（被保険者の型および被保険者の範囲）に定める被保険者の型を変更することができます。ただし、第７条（特約保険料の払込免除）の規定によってこの特約の保険料の払込が免除された場合は、その保険料払込の免除事由の発生時以後は、本条の変更はできません。

２．主約款の規定により主契約の被保険者の型が変更された場合、この特約の被保険者の型は、主契約の被保険者の型の変更時から主契約と同一の型に変更されるものとします。

３．本条の変更を会社が承諾した場合には、つぎに定める時から変更の効力が生じるものとします。ただし、変更により新たにこの特約の被保険者となる配偶者または子については、各被保険者の同意がなければ変更の効力を生じません。

（１）「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」もしくは「本人・子型」から「本人型」への変更の場合または「本人・配偶者・子型」から「本人・配偶者型」もしくは「本人・子型」への変更の場合

……承諾日

（２）前号以外の変更の場合

……会社が会社所定の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合には、告知の時）

４．本条の変更が行なわれた場合には、将来に向ってこの特約の保険料を改めます。

５．本条の変更によりこの特約の被保険者から除かれる配偶者または子は、変更の効力が生じた時から被保険者でなくなります。この場合、変更前の解約返戻金と変更後の解約返戻金との差額金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。

６．前項において、年払契約または半年払契約で、払い込んだ保険料に対応する保険料期間中に払込年月数が経過年月数をこえるときは、そのこえた月単位の期間に対して、会社は、会社の定める方法により計算した未経過保険料の差額金がある場合はこれを保険契約者に払い戻します。

７．本条の変更により新たにこの特約の被保険者となる配偶者または子については、会社は、変更の効力が生じた時からこの特約上の責任を負います。

第21条　**（特約の更新）**

この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日の２か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とします。

２．前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、会社は、前項の更新を取り扱いません。

（１）更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める最高年齢をこえるとき

（２）更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえるとき

（３）この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえているとき

（４）主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき

３．更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、つぎの各

号のいずれかに該当する場合は、この特約は、保険期間を変更して更新することがあります。この場合、更新後のこの特約の保険期間が会社の定める最低保険期間に満たないときは、この特約の更新は取り扱いません。

（１）前項第１号または第２号の規定に該当するとき

（２）主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新するとき

４．更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。

５．第３項のほか、この特約は、保険期間を変更して更新することがあります。

６．この特約について、保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。

７．更新後のこの特約の入院初期給付金日額は、更新前のこの特約の入院初期給付金日額と同一とします。

８．更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。

９．更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とし、更新後のこの特約の第１回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか第10条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第６項の規定を準用します。

10．更新後のこの特約の第１回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の入院初期給付金の支払事由が生じたとき、主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第10条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第４項および第11条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。

11．前２項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、つぎの各号のとおりとします。

（１）主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに前項の規定を準用します。

（２）更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前号に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。

12．この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。

（１）更新後のこの特約には更新時の特約条項および保険料率が適用されます。

（２）第５条（入院初期給付金の支払）、第14条（告知義務および告知義務違反）および第20条（被保険者の型の変更）に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。

13．この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第１項の規定は適用せず、つぎの各号のとおり取り扱います。

（１）保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、この特約の更新を取り扱います。

（２）前号の場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とし、第２項、第３項、第５項から第８項まで、および第12項の規定によるほか、つぎのとおりとします。

（ア）第４項および第９項の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第10条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第６項の規定を準用します。

（イ）更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の入院初期給付金の支払事由が生じたときは、第10項の規定は適用せず、第10条第４項および第11条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。

（ウ）主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、第11項および前（ア）、（イ）の規定を適用せず、つぎのとおりとします。

（ａ）主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、一時払保険料とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主約款に定める年払契約の保険料の払込の猶予期間の規定によるほか、第９条第４項および第10条の規定を準用します。

（ｂ）更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前（ａ）に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。

14．この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。この場合、第３項の規定にかかわらず、更新後のこの特約の保険期間は更新後の主契約の保険期間と同一とします。

15．更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、会社所定の特約により更新されることがあります。

第22条　**（特約の契約者配当）**

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第23条　**（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）**

主契約の入院給付金日額を減額した場合でも、この特約はそのまま有効に継続します。

２．前項の規定にかかわらず、主契約の入院給付金日額に対するこの特約の入院初期給付金日額の割合が、会社所定の限度をこえることとなるときは、その限度までその入院初期給付金日額を減額します。ただし、減額後のその入院初期給付金日額が会社の定める金額未満となるときは、この特約は解約されたものとします。

３．前項の規定によって、入院初期給付金日額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

第24条　**（管轄裁判所）**

この特約における入院初期給付金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第25条　**（主約款の規定の準用）**

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第26条　**（解約返戻金のない保険契約に関する特則）**

主契約において「解約返戻金のない保険契約に関する特則」が付加される場合には、この特約の解約返戻金はありません。

２．この特則のみの解約はできません。

第27条　**（災害不担保特則）**

主契約において「災害不担保特則」が付加される場合には、つぎの各号のとおりとします。

（１）第５条（入院初期給付金の支払）に規定する入院初期災害給付金は支払いません。

（２）第18条（特約の消滅とみなす場合）第２号中「疾病入院給付金および災害入院給付金の支払日数のいずれもが」とあるのは「疾病入院給付金の支払日数が」と読み替えます。

（３）第18条（特約の消滅とみなす場合）第３号中「入院初期疾病給付金および入院初期災害給付金の支払日数のいずれもが」とあるのは「入院初期疾病給付金の支払日数が」と読み替えます。

２．この特則のみの解約はできません。

第28条　**（保険期間を有期から終身へ変更する特則）**

保険契約者は、この特約（以下「変更前特約」といいます。）の保険期間が満了する日の２か月前までに会社に申し出て、会社の承諾および被保険者の同意を得ることにより、被保険者選択を受けることなく、保険期間を終身とする入院初期給付特約への変更をすることができます。（以下本条の変更を行なった場合の保険期間が終身の入院初期給付特約を「変更後特約」といいます。）この場合、変

更前特約の保険期間満了の日の翌日に変更後特約へ変更されたものとし、この日を変更日とします。

2．本条の変更を行なう場合、次の各号のすべての条件を満たすことを要します。

（1）主契約の保険期間が終身のとき、または主契約の保険期間が同時に終身へ変更となるとき

（2）変更日における主契約の主たる被保険者の年齢が89歳以下のとき

（3）変更前特約が契約日（更新の取扱が行なわれた後は、最初の契約日）より10年以上経過しているとき

3．前2項の規定にかかわらず、つぎの場合には、会社は本条の変更を取り扱いません。

（1）主契約または変更前特約の保険料の払込が免除されている場合

（2）主契約に特別条件付保険特約または特別条件付保険特約（2015）が付加されている場合

（3）変更日の前日までの保険料が払い込まれていない場合

4．変更後特約の入院初期給付金日額は、変更前特約の入院初期給付金日額と同額とします。

5．変更後特約には変更時の特約条項を適用し、その保険料は、変更時の保険料率および被保険者の年齢により計算します。

6．変更後特約の保険料払込方法（回数）は、主契約の保険料払込方法（回数）と同一とし、変更後特約の第1回保険料は、変更日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか第10条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。

7．変更後特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、変更日以後猶予期間の満了する日までに変更後特約の入院初期給付金の支払事由が生じたとき、主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第10条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第4項および第11条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。

8．変更後特約について、第4条（入院初期給付金の支払限度の型）、第5条（入院初期給付金の支払）、第7条（特約保険料の払込免除）、第14条（告知義務および告知義務違反）および第20条（被保険者の型の変更）に関する規定の適用に際しては、変更前特約の保険期間と変更後特約の保険期間とは継続されたものとします。

9．第1項の規定にかかわらず、変更日に会社が保険期間を終身とする入院初期給付特約の付加を取り扱っていない場合には、会社は本条の変更を取り扱いません。この場合、変更前特約は、本条の取扱に準じて、変更日に会社の定める他の特約へ変更されることがあります。

第29条　**（給付金の受取人による特約の存続）**

保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

2．前項の解約が通知された場合でも、通知の時においてつぎの各号のすべてを満たすこの特約の給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

（1）保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること

（2）保険契約者でないこと

3．前項の通知をするときは、会社所定の書類（別表1）を提出してください。

第30条　**（給付金の受取人による特約の存続規定の適用時期）**

前条の規定は、債権者等によるこの特約の解約の通知が平成22年4月1日以後に会社に到達した場合に適用します。

第31条　**（平成22年3月2日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合の取扱に関する特則）**

平成22年3月2日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。

（1）平成22年3月2日以後に締結もしくは更新された主契約に付加されたこの特約が更新される場合、または平成22年3月2日以後に締結もしくは更新された主契約にこの特約が中途付加される場合

第10条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第10項および第20条（被保険

者の型の変更）第６項の規定を適用します。

（２）平成22年３月１日以前に締結もしくは更新された主契約に付加されたこの特約が、主契約の更新と異なる時に更新される場合、または平成22年３月１日以前に締結もしくは更新された主契約にこの特約が中途付加される場合

第10条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第10項および第20条（被保険者の型の変更）第６項の規定は適用しません。

別表１　請求書類

項目	必要書類
入院初期疾病給付金 入院初期災害給付金	（１）会社所定の請求書 （２）不慮の事故であることを証する書類 （入院初期災害給付金を請求する場合に限ります。） （３）会社所定の様式による医師の診断書 （４）会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 （５）当該被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当該被保険者が主契約の被保険者以外の場合は戸籍抄本） （６）入院初期給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 （７）最終の保険料払込を証する書類 （８）保険証券
入院初期給付金の受取人による特約の存続	（１）会社所定の請求書 （２）入院初期給付金の受取人の戸籍抄本 （３）保険契約者の同意書 （４）入院初期給付金の受取人が債権者等に解約時支払額を支払ったことの証明書
（注）会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。	

別表２　異常分娩

対象となる「異常分娩」とは、平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中つぎのものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ＩＣＤ－10（2003年度版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
・妊娠、分娩および産じょく＜褥＞における浮腫、たんぱく＜蛋白＞尿および高血圧性障害	O10～O16
・主として妊娠に関連するその他の母体障害	O20～O29
・胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	O30～O48
・分娩の合併症	O60～O75
・分娩（単胎自然分娩（O80）を除きます。）	O81～O84
・主として産じょく＜褥＞に関連する合併症	O85～O92
・その他の産科的病態、他に分類されないもの	O94～O99

長期入院一時給付特約条項　目次

（この特約の概要）……42
第１条　被保険者の型および被保険者の範囲……42
第２条　被保険者資格の得喪……42
第３条　配偶者または子の長期入院一時給付金額……42
第４条　長期入院一時給付金の支払……43
第５条　給付金の給付限度……44
第６条　長期入院一時給付金の請求、支払時期および支払場所……44
第７条　特約保険料の払込免除……44
第８条　特約の締結……44
第９条　特約の責任開始期……45
第10条　特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込……45
第11条　猶予期間中の保険事故と保険料の取扱……45
第12条　特約の失効……46
第13条　特約の復活……46
第14条　告知義務および告知義務違反……46
第15条　重大事由による解除……46
第16条　特約の解約……46
第17条　特約の返戻金……47
第18条　特約の消滅とみなす場合……47
第19条　長期入院一時給付金額の減額……47
第20条　被保険者の型の変更……47
第21条　特約の更新……47
第22条　特約の契約者配当……49
第23条　主契約の内容変更に伴う特約の取扱……49
第24条　管轄裁判所……49
第25条　主約款の規定の準用……49
第26条　解約返戻金のない保険契約に関する特則……49
第27条　災害不担保特則……49
第28条　保険期間を有期から終身へ変更する特則……50
第29条　給付金の受取人による特約の存続……50
第30条　給付金の受取人による特約の存続規定の適用時期……51
第31条　平成22年３月２日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合の取扱に関する特則…51
別表１　請求書類……52
別表２　異常分娩……52

長期入院一時給付特約条項

（平成27年４月２日改正）

（この特約の概要）

この特約は、被保険者が疾病または不慮の事故による傷害の治療を目的として入院した場合で、入院が長期に及んだときに長期入院一時給付金を支払うことを主な内容とするものです。

第１条　**（被保険者の型および被保険者の範囲）**

保険契約者は、この特約の締結の際、つぎのいずれかの型を選択するものとします。

型	被保険者の範囲
本人型	主たる被保険者
本人・配偶者・子型	主たる被保険者 配偶者 子
本人・配偶者型	主たる被保険者 配偶者
本人・子型	主たる被保険者 子

２．この特約において「主たる被保険者」、「配偶者」および「子」とはつぎの者をいいます。

（１）主たる被保険者

主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の主たる被保険者と同一の者

（２）配偶者

主たる被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されている者（この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った者を含みます。）

（３）子

主たる被保険者と同一戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者（この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った満20歳未満の者を含みます。なお、この特約において満年齢で規定した場合には、出生日から起算した満年であって、１年未満の端数は切り捨てるものとします。）

第２条　**（被保険者資格の得喪）**

この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合、この特約の締結時に前条第２項に定める配偶者または子に該当している者については、この特約の締結時にこの特約の被保険者の資格を取得します。

２．この特約の締結後に前条第２項に定める配偶者または子に該当するに至った者については、該当した時にこの特約の被保険者の資格を取得します。

３．前条第２項に定める配偶者または子は、この特約の締結後、つぎの各号のいずれかの事由に該当したときからこの特約の被保険者の資格を喪失します。

（１）戸籍上の異動により配偶者または子に該当しなくなったとき

（２）子が満20歳に達した日の直後の主契約の年単位の契約応当日をむかえたとき

４．第１項または第２項に該当する場合、各被保険者の同意がなければその効力を生じません。

第３条　**（配偶者または子の長期入院一時給付金額）**

この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合、配偶者または子の長期入院一時給付金額は、主たる被保険者について定められた長期入院一時給付金額の60％相当額とします。

２．配偶者または子について定められた長期入院一時給付金額は、主契約の被保険者について定められた長期入院一時給付金額の変更があった場合には、同時に同じ割合で変更されます。

第４条　**（長期入院一時給付金の支払）**

この特約において支払う長期入院一時給付金はつぎのとおりです。

給付金の種類	支払額	受取人	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
長期入院一時給付金	１回の支払につき、長期入院一時給付金額（この特約の第５条（給付金の給付限度）に規定する給付限度の残額が長期入院一時給付金額に満たないときは、その残額）	主契約の給付金受取人	被保険者が、この特約の保険期間中に、つぎのすべてを満たす入院をしたとき （１）この特約の責任開始期（復活の取扱が行なわれた後は、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）以後に発生した事由を直接の原因とする入院であること （２）主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める疾病入院給付金または災害入院給付金の支払事由に該当する入院であること （３）その入院がその入院の開始日から第２項に定める長期入院一時給付金支払日まで継続していること	つぎのいずれかにより左記の支払事由に該当したとき （１）保険契約者、主たる被保険者または当該被保険者の故意または重大な過失 （２）当該被保険者の犯罪行為 （３）当該被保険者の精神障害を原因とする事故 （４）当該被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 （５）当該被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 （６）当該被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 （７）当該被保険者の薬物依存 （８）地震、噴火または津波 （９）戦争その他の変乱

２．長期入院一時給付金支払日は、前項に定める入院の入院日数が、継続してつぎの各号に定める日数に達した日とします。

継続入院日数
（１）　60日
（２）120日
（３）180日
（４）270日
（５）360日

３．つぎのいずれかに該当する入院は、疾病の治療を目的とする入院とみなして本条および第５条（給付金の給付限度）の規定を適用します。

（１）責任開始期以後に生じた不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院

（２）責任開始期以後に生じた不慮の事故以外の外因による傷害の治療を目的とする入院

（３）責任開始期以後に開始した異常分娩（別表２）のための入院

４．被保険者が主契約の疾病入院給付金または災害入院給付金の支払事由に該当する入院を開始したときまたは入院中に、つぎのいずれかの事由に該当した場合には、その入院開始の直接の原因となった疾病または不慮の事故による傷害により、継続して入院したものとみなして取り扱います。

（１）その入院開始の直接の原因となった疾病と異なる疾病を併発していたときもしくは併発したときまたは不慮の事故による傷害が生じていたときもしくは生じたとき

（２）その入院開始の直接の原因となった不慮の事故による傷害と異なる不慮の事故による傷害が生じていたときもしくは生じたときまたは疾病を併発していたときもしくは併発したとき

５．被保険者が主契約の疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を２回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった疾病、不慮の事故、不慮の事故以外の外因による傷害または異常分娩（別表２）が同一かまたは医学上重要な関係があると会社が認めたときは、１回の入院とみなして本条およ

び第５条（給付金の給付限度）の規定を適用します。ただし、主契約の疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。

６．被保険者が主契約の災害入院給付金の支払事由に該当する入院を２回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故が同一であるときは、１回の入院とみなして本条および第５条の規定を適用します。ただし、その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。

７．被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、会社がこれを認めたときは、継続した１回の入院とみなして第１項の規定を適用します。

８．被保険者が第１項に規定する入院中につぎの各号に定める事由が発生した場合には、それらの事由の発生時を含んで継続している入院は、この特約の有効中の入院とみなして、第１項の規定を適用します。

（１）この特約の保険期間が満了したとき

（２）主たる被保険者の死亡により主契約が消滅し、第18条（特約の消滅とみなす場合）第１号の規定によってこの特約が消滅したとき

（３）この特約が「本人・配偶者・子型」または「本人・子型」の場合に、子の入院中にその子が第２条（被保険者資格の得喪）第３項第２号の規定によりこの保険契約の被保険者の資格を喪失したとき

９．被保険者が責任開始期前に発病した疾病の治療または発生した不慮の事故もしくは不慮の事故以外の外因による傷害の治療を目的として入院した場合でも、責任開始の日からその日を含めて２年を経過した後に開始した入院は、責任開始期以後の原因によるものとみなして第１項の規定を適用します。

10．被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により給付金の支払事由に該当した場合でも、これらの事由により給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

11．この特約の責任開始期前に発病した疾病ならびに発生した不慮の事故およびそれ以外の外因によって被った傷害の取扱については、主契約の普通保険約款の給付金の支払の規定を準用します。

第５条　**（給付金の給付限度）**

この特約の各被保険者の長期入院一時給付金の給付限度は、つぎのとおりとします。

（１）不慮の事故による傷害を直接の原因とする長期入院一時給付金の支払は、通算して1,095万円を限度とします。

（２）疾病を直接の原因とする長期入院一時給付金の支払は、通算して1,095万円を限度とします。

第６条　**（長期入院一時給付金の請求、支払時期および支払場所）**

長期入院一時給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または長期入院一時給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。

２．長期入院一時給付金の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表１）を提出して、長期入院一時給付金を請求してください。

３．主約款に定める給付金の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による長期入院一時給付金の支払の場合に準用します。

第７条　**（特約保険料の払込免除）**

主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。

２．前項のほか、つぎの各号の場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

（１）主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき

（２）この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき

３．この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、前２項の規定は適用しません。

第８条　**（特約の締結）**

保険契約者は、主契約の契約日以後、会社の定める取扱に基づき、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、主契約の締結の際、主契約に付加する場合は、主契約とあわせて被保険者の選択を行ない、主契約の契約日後、主契約に付加する場合は、新たに被保険者に関する告知を求め、被保険者の選択を行ないます。

第９条　**（特約の責任開始期）**

この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合は、告知の時）からこの特約上の責任を負います。

２．この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合の配偶者または子については、第２条（被保険者資格の得喪）に定める被保険者の資格を取得した時からこの特約上の責任を負います。ただし、この特約の締結後に出生した子については、出生した時からこの特約上の責任を負います。

第10条　**（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）**

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、会社所定の範囲内で定めます。

２．この特約（特約保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。）の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。

３．前項の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。

４．第２項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約応当日（年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約応当日）以後その月の末日までにこの特約による長期入院一時給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき金額から、未払込保険料を差し引きます。ただし、長期入院一時給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。

５．前項の場合、未払込保険料の払込については、第11条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）第２項の規定を準用します。

６．主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向って解約されたものとします。

７．この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。

８．前項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。

９．第７項に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。

10．年払契約または半年払契約で、払い込んだ保険料（第１回保険料を含みます。）に対応する保険料期間中にこの特約が消滅したとき（減額したときを含みます。）、または保険料払込の免除事由が生じて保険料の払込を要しなくなったときは、それらの事由に該当したつぎの月単位の契約応当日から当該保険料期間の末日までの期間に対して、会社は、会社の定める方法により計算した未経過保険料がある場合はこれを保険契約者（保険金を支払うときは保険金の受取人）に払い戻します。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは、未経過保険料を払い戻しません。

第11条　**（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）**

保険料払込の猶予期間中に、この特約による長期入院一時給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

２．長期入院一時給付金が前項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する時までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第12条　**（特約の失効）**

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向って効力を失います。

第13条　**（特約の復活）**

主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

２．会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

第14条　**（告知義務および告知義務違反）**

この特約の締結、復活または被保険者の型の変更に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第15条　**（重大事由による解除）**

会社はつぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向って解除することができます。

（１）保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、この特約の給付金（保険料払込の免除を含みます。以下本項において同じ。）を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合

（２）この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合

（３）他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合

（４）保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当するとき

（ア）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

（イ）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

（ウ）反社会的勢力を不当に利用していると認められること

（エ）保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

（オ）その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

（５）主契約、主契約に付加されている他の特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第１号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合

２．長期入院一時給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による長期入院一時給付金の支払または保険料の払込の免除を行ないません。また、この場合に、すでに長期入院一時給付金を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

３．本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または長期入院一時給付金の受取人に通知します。

４．本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

第16条　**（特約の解約）**

保険契約者は、いつでも将来に向って、この特約を解約することができます。この場合、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

第17条　**（特約の返戻金）**

この特約が解約または解除されたときは、会社は、会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。

２．この特約が次条の規定によって消滅したときも前項と同様に取り扱います。

３．前項の規定にかかわらず、主たる被保険者の死亡により主契約が消滅した場合には、この特約の解約返戻金の払戻はありません。

第18条　**（特約の消滅とみなす場合）**

つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

（１）主契約が解約その他の事由によって消滅したとき

（２）主約款の規定による主たる被保険者にかかわる疾病入院給付金および災害入院給付金の支払日数のいずれもが通算して1,095日に達したとき

（３）第５条（給付金の給付限度）に規定する主たる被保険者にかかわる第５条（給付金の給付限度）第１号および第２号の長期入院一時給付金の給付限度のいずれもが通算して1,095万円に達したとき

第19条　**（長期入院一時給付金額の減額）**

保険契約者は、いつでも、長期入院一時給付金額を減額することができます。ただし、減額後のその長期入院一時給付金額は、会社の定める金額以上であることを要します。

２．前項の規定によって、長期入院一時給付金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

第20条　**（被保険者の型の変更）**

保険契約者は、会社の承諾を得て、第１条（被保険者の型および被保険者の範囲）に定める被保険者の型を変更することができます。ただし、第７条（特約保険料の払込免除）の規定によってこの特約の保険料の払込が免除された場合は、その保険料払込の免除事由の発生時以後は、本条の変更はできません。

２．主約款の規定により主契約の被保険者の型が変更された場合、この特約の被保険者の型は、主契約の被保険者の型の変更時から主契約と同一の型に変更されるものとします。

３．本条の変更を会社が承諾した場合には、つぎに定める時から変更の効力が生じるものとします。ただし、変更により新たにこの特約の被保険者となる配偶者または子については、各被保険者の同意がなければ変更の効力を生じません。

（１）「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」もしくは「本人・子型」から「本人型」への変更の場合または「本人・配偶者・子型」から「本人・配偶者型」もしくは「本人・子型」への変更の場合

……承諾日

（２）前号以外の変更の場合

……会社が会社所定の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合には、告知の時）

４．本条の変更が行なわれた場合には、将来に向ってこの特約の保険料を改めます。

５．本条の変更によりこの特約の被保険者から除かれる配偶者または子は、変更の効力が生じた時から被保険者でなくなります。この場合、変更前の解約返戻金と変更後の解約返戻金との差額金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。

６．前項において、年払契約または半年払契約で、払い込んだ保険料に対応する保険料期間中に払込年月数が経過年月数をこえるときは、そのこえた月単位の期間に対して、会社は、会社の定める方法により計算した未経過保険料の差額金がある場合はこれを保険契約者に払い戻します。

７．本条の変更により新たにこの特約の被保険者となる配偶者または子については、会社は、変更の効力が生じた時からこの特約上の責任を負います。

第21条　**（特約の更新）**

この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日の２か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とします。

２．前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、会社は、前項の更新を取り扱いません。
（１）更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める最高年齢をこえるとき
（２）更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえるとき
（３）この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえているとき
（４）主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
３．更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、この特約は、保険期間を変更して更新することがあります。この場合、更新後のこの特約の保険期間が会社の定める最低保険期間に満たないときは、この特約の更新は取り扱いません。
（１）前項第１号または第２号の規定に該当するとき
（２）主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新するとき
４．更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
５．第３項のほか、この特約は、保険期間を変更して更新することがあります。
６．この特約について、保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。
７．更新後のこの特約の長期入院一時給付金額は、更新前のこの特約の長期入院一時給付金額と同一とします。
８．更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。
９．更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とし、更新後のこの特約の第１回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか第10条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第６項の規定を準用します。
10．更新後のこの特約の第１回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の長期入院一時給付金の支払事由が生じたとき、主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第10条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第４項および第11条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
11．前２項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、つぎの各号のとおりとします。
（１）主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに前項の規定を準用します。
（２）更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前号に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
12．この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。
（１）更新後のこの特約には更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
（２）第４条（長期入院一時給付金の支払）、第５条（給付金の給付限度）、第14条（告知義務および告知義務違反）および第20条（被保険者の型の変更）に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。
13．この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第１項の規定は適用せず、つぎの各号のとおり取り扱います。
（１）保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、この特約の更新を取り扱います。
（２）前号の場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とし、第２項、第３項、第５項から第８項まで、および第12項の規定によるほか、つぎのとおりとします。
（ア）第４項および第９項の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は

一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第10条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第６項の規定を準用します。

（イ）更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の長期入院一時給付金の支払事由が生じたときは、第10項の規定は適用せず、第10条第４項および第11条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。

（ウ）主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、第11項および前（ア）、（イ）の規定を適用せず、つぎのとおりとします。

（ａ）主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、一時払保険料とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主約款に定める年払契約の保険料の払込の猶予期間の規定によるほか、第10条第４項および第11条の規定を準用します。

（ｂ）更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前（ａ）に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。

14．この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。この場合、第３項の規定にかかわらず、更新後のこの特約の保険期間は更新後の主契約の保険期間と同一とします。

15．更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、会社所定の特約により更新されることがあります。

第22条　**（特約の契約者配当）**

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第23条　**（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）**

主契約の入院給付金日額を減額した場合でも、この特約はそのまま有効に継続します。

２．前項の規定にかかわらず、主契約の入院給付金日額に対するこの特約の長期入院一時給付金額の割合が、会社所定の限度をこえることとなるときは、その限度までその長期入院一時給付金額を減額します。ただし、減額後のその長期入院一時給付金額が会社の定める金額未満となるときは、この特約は解約されたものとします。

３．前項の規定によって、長期入院一時給付金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

第24条　**（管轄裁判所）**

この特約における長期入院一時給付金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第25条　**（主約款の規定の準用）**

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第26条　**（解約返戻金のない保険契約に関する特則）**

主契約において「解約返戻金のない保険契約に関する特則」が付加される場合には、この特約の解約返戻金はありません。

２．この特則のみの解約はできません。

第27条　**（災害不担保特則）**

主契約において「災害不担保特則」が付加される場合には、つぎの各号のとおりとします。

（１）第４条（長期入院一時給付金の支払）第１項中「疾病入院給付金または災害入院給付金」とあるのは「疾病入院給付金」と読み替えます。

（２）第４条第４項をつぎのとおり読み替えます。

「被保険者が主契約の疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を開始したときに、異なる疾

病を併発していた場合またはその入院中に異なる疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった疾病により、継続して入院したものとみなして取り扱います。」

（３）第18条（特約の消滅とみなす場合）第２号中「疾病入院給付金および災害入院給付金の支払日数のいずれもが」とあるのは「疾病入院給付金の支払日数が」と読み替えます。

（４）第18条（特約の消滅とみなす場合）第３号中「第５条（給付金の給付限度）第１号および第２号の長期入院一時給付金の給付限度のいずれもが」とあるのは「第５条（給付金の給付限度）第２号の長期入院一時給付金の給付限度が」と読み替えます。

２．この特則のみの解約はできません。

第28条　**（保険期間を有期から終身へ変更する特則）**

保険契約者は、この特約（以下「変更前特約」といいます。）の保険期間が満了する日の２か月前までに会社に申し出て、会社の承諾および被保険者の同意を得ることにより、被保険者選択を受けることなく、保険期間を終身とする長期入院一時給付特約への変更をすることができます。（以下本条の変更を行なった場合の保険期間が終身の長期入院一時給付特約を「変更後特約」といいます。）この場合、変更前特約の保険期間満了の日の翌日に変更後特約へ変更されるものとし、この日を変更日とします。

２．本条の変更を行なう場合、次の各号のすべての条件を満たすことを要します。

（１）主契約の保険期間が終身のとき、または主契約の保険期間が同時に終身へ変更となるとき

（２）変更日における主契約の主たる被保険者の年齢が89歳以下のとき

（３）変更前特約が契約日（更新の取扱が行なわれた後は、最初の契約日）より10年以上経過しているとき

３．前２項の規定にかかわらず、つぎの場合には、会社は本条の変更を取り扱いません。

（１）主契約または変更前特約の保険料の払込が免除されている場合

（２）主契約に特別条件付保険特約または特別条件付保険特約（2015）が付加されている場合

（３）変更日の前日までの保険料が払い込まれていない場合

４．変更後特約の長期入院一時給付金額は、変更前特約の長期入院一時給付金額と同額とします。

５．変更後特約には変更時の特約条項を適用し、その保険料は、変更時の保険料率および被保険者の年齢により計算します。

６．変更後特約の保険料払込方法（回数）は、主契約の保険料払込方法（回数）と同一とし、変更後特約の第１回保険料は、変更日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか第10条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第６項の規定を準用します。

７．変更後特約の第１回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、変更日以後猶予期間の満了する日までに変更後特約の長期入院一時給付金の支払事由が生じたとき、主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第10条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第４項および第11条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。

８．変更後特約について、第４条（長期入院一時給付金の支払）、第５条（給付金の給付限度）、第７条（特約保険料の払込免除）、第14条（告知義務および告知義務違反）および第20条（被保険者の型の変更）に関する規定の適用に際しては、変更前特約の保険期間と変更後特約の保険期間とは継続されたものとします。

９．第１項の規定にかかわらず、変更日に会社が保険期間を終身とする長期入院一時給付特約の付加を取り扱っていない場合には、会社は本条の変更を取り扱いません。この場合、変更前特約は、本条の取扱に準じて、変更日に会社の定める他の特約へ変更されることがあります。

第29条　**（給付金の受取人による特約の存続）**

保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から１か月を経過した日に効力を生じます。

２．前項の解約が通知された場合でも、通知の時においてつぎの各号のすべてを満たすこの特約の給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

（１）保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
（２）保険契約者でないこと
３．前項の通知をするときは、会社所定の書類（別表１）を提出してください。

第30条　**（給付金の受取人による特約の存続規定の適用時期）**
前条の規定は、債権者等によるこの特約の解約の通知が平成22年４月１日以後に会社に到達した場合に適用します。

第31条　**（平成22年３月２日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合の取扱に関する特則）**
平成22年３月２日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。
（１）平成22年３月２日以後に締結もしくは更新された主契約に付加されたこの特約が更新される場合、または平成22年３月２日以後に締結もしくは更新された主契約にこの特約が中途付加される場合
　第10条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第10項および第20条（被保険者の型の変更）第６項の規定を適用します。
（２）平成22年３月１日以前に締結もしくは更新された主契約に付加されたこの特約が、主契約の更新と異なる時に更新される場合、または平成22年３月１日以前に締結もしくは更新された主契約にこの特約が中途付加される場合
　第10条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第10項および第20条（被保険者の型の変更）第６項の規定は適用しません。

別表１　請求書類

項目	必要書類
長期入院一時給付金	（１）会社所定の請求書 （２）会社所定の様式による医師の診断書 （３）会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 （４）当該被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当該被保険者が主契約の被保険者以外の場合は戸籍抄本） （５）長期入院一時給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 （６）最終の保険料払込を証する書類 （７）保険証券
長期入院一時給付金の受取人による特約の存続	（１）会社所定の請求書 （２）長期入院一時給付金の受取人の戸籍抄本 （３）保険契約者の同意書 （４）長期入院一時給付金の受取人が債権者等に解約時支払額を支払ったことの証明書
（注）会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。	

別表２　異常分娩

対象となる「異常分娩」とは、平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中つぎのものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ＩＣＤ－10（2003年度版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
・妊娠、分娩および産じょく＜褥＞における浮腫、たんぱく＜蛋白＞尿および高血圧性障害	O10～O16
・主として妊娠に関連するその他の母体障害	O20～O29
・胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	O30～O48
・分娩の合併症	O60～O75
・分娩（単胎自然分娩（O80）を除きます。）	O81～O84
・主として産じょく＜褥＞に関連する合併症	O85～O92
・その他の産科的病態、他に分類されないもの	O94～O99

終身保険特約条項　目次

（この特約の概要）……54
第１条　特約の被保険者……54
第２条　特約保険金の支払……54
第３条　特約保険金の支払方法の選択……55
第４条　特約保険金の請求、支払時期および支払場所……55
第５条　特約保険料の払込免除……55
第６条　特約の締結……56
第７条　特約の責任開始期……56
第８条　特約の保険料払込期間……56
第９条　特約の保険料の払込……56
第10条　猶予期間中の保険事故と保険料の取扱……56
第11条　特約の失効……56
第12条　特約の復活……57
第13条　告知義務および告知義務違反……57
第14条　重大事由による解除……57
第15条　特約の解約……58
第16条　特約の返戻金……58
第17条　特約の消滅とみなす場合……58
第18条　特約保険金額の減額……58
第19条　特約保険金の受取人の代表者……58
第20条　会社への通知による特約保険金受取人の変更……58
第21条　遺言による特約死亡保険金受取人の変更……58
第22条　特約死亡保険金受取人の死亡……58
第23条　特約の契約者配当……59
第24条　主契約の内容変更に伴う特約の取扱……59
第25条　管轄裁判所……59
第26条　契約内容の登録……59
第27条　主約款の規定の準用……60
第28条　がん保険に付加した場合の特則……60
第29条　特約保険金受取人による特約の存続……60
第30条　特約保険金受取人による特約の存続規定の適用時期……60
第31条　平成22年３月２日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合の取扱に関する特則…61
別表１　請求書類……62
別表２　対象となる高度障害状態……62

終身保険特約条項

（平成27年４月２日改正）

（この特約の概要）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の主たる被保険者が死亡し、または所定の高度障害状態になった場合に、特約死亡保険金または特約高度障害保険金を支払うことを主な内容とするものです。なお、特約死亡保険金額および特約高度障害保険金額は同額です。

第１条　**（特約の被保険者）**

この特約の被保険者は、主契約の主たる被保険者（以下「被保険者」といいます。）と同一とします。

第２条　**（特約保険金の支払）**

この特約において支払う特約保険金はつぎのとおりです。

特約保険金の種類	支払額	受取人	特約保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払事由に該当しても特約保険金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
特約死亡保険金	特約保険金額	特約死亡保険金受取人	被保険者が死亡したとき	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき （１）この特約の責任開始期（復活の取扱が行なわれた後は最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）の属する日から起算して３年以内の自殺 （２）保険契約者または特約死亡保険金受取人の故意 （３）戦争その他の変乱
特約高度障害保険金	特約保険金額	主契約の給付金受取人	被保険者がこの特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、高度障害状態（別表２）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表２）に該当したときを含みます。	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき （１）保険契約者または被保険者の故意 （２）戦争その他の変乱

２．被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、特約死亡保険金を支払います。

３．会社が被保険者の高度障害状態（別表２）を認めて特約高度障害保険金を支払った場合には、この特約は、その高度障害状態になった時から消滅したものとみなします。

４．特約死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に特約高度障害保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

５．特約死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人がこの特約死亡保険金の一部の受取人であるときは、特約死亡保険金の残額を他の特約死亡保険金受取人に支払い、支払わない部分の責任準備金を保険契約者に支払います。

６．被保険者が戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態（別表２）に該当した場合でも、その原因によって死亡し、または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計

算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、特約死亡保険金または特約高度障害保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

7．つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、会社は、この特約の責任準備金を保険契約者に支払います。

（1）この特約の責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき

（2）特約死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき

（3）戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき

8．保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。

9．つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病または被った傷害（以下、本項において「責任開始期前の疾病等」といいます。）を、この特約の責任開始期以後に生じたものとみなして本条の特約高度障害保険金の支払についての規定を適用します。

（1）この特約の締結または復活の際、告知等により会社が責任開始期前の疾病等について知っていた場合。ただし、責任開始期前の疾病等について、保険契約者または被保険者から告知されなかったことにより、会社が事実の一部を知らなかった場合を除きます。

（2）責任開始期前の疾病等について、責任開始期前に被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、責任開始期前に健康診断（定期健康診断、人間ドック等、健康状態を評価することで疾患の予防・早期発見に役立てることを目的として行う診察・検査・検診をいいます。）において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、責任開始期前の疾病等による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第3条　**（特約保険金の支払方法の選択）**

保険契約者（特約保険金の支払事由発生後はその特約保険金の受取人）は、特約保険金の一時支払にかえて、すえ置支払または年金支払を選択することができます。

2．前項の規定により、すえ置支払を選択する場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。

（1）すえ置く期間は、会社の定める期間の範囲内であることを要します。

（2）すえ置く保険金額は、会社の定める金額以上であることを要します。

3．第1項の規定により、年金支払を選択する場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。

（1）年金支払期間は、会社の定める期間の範囲内であることを要します。

（2）1回の年金支払額は、会社の定める金額以上であることを要します。

第4条　**（特約保険金の請求、支払時期および支払場所）**

特約保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または特約保険金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。

2．支払事由の生じた特約保険金の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、特約保険金を請求してください。

3．会社は、官公庁、会社、組合、工場その他の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者および特約保険金の受取人として、その団体から給与の支払を受ける者を被保険者とする保険契約（以下「事業保険契約」といいます。）の場合、保険契約者である団体が当該事業保険契約の特約保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規定等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、特約保険金の請求の際、前項に定める書類のほかに第1号または第2号のいずれかの書類および第3号の書類の提出を求めます。ただし、受給者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。

（1）被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書

（2）被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類

（3）保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

4．主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める給付金の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による保険金の支払の場合に準用します。

第5条　**（特約保険料の払込免除）**

主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。

２．前項のほか、つぎの各号の場合にも、主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

（１）主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき

（２）この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき

３．この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、前２項の規定は適用しません。

第６条　**（特約の締結）**

保険契約者は、主契約の契約日以後、会社の定める取扱に基づき、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、主契約の締結の際、主契約に付加する場合は、主契約とあわせて被保険者の選択を行ない、主契約の契約日後、主契約に付加する場合は、新たに被保険者に関する告知を求め、被保険者の選択を行ないます。

第７条　**（特約の責任開始期）**

この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合は、告知の時）からこの特約上の責任を負います。

第８条　**（特約の保険料払込期間）**

この特約の保険料払込期間は、主契約の保険料払込期間の満了する日を限度とし、会社所定の範囲内で定めます。

第９条　**（特約の保険料の払込）**

この特約（特約保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。）の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。

２．前項の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。

３．第１項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約応当日（年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約応当日）以後その月の末日までに特約保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、特約保険金から未払込保険料を差し引きます。

４．主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向って解約されたものとします。

５．年払契約または半年払契約で、払い込んだ保険料（第１回保険料を含みます。）に対応する保険料期間中にこの特約が消滅したとき（減額したときを含みます。）、または保険料払込の免除事由が生じて保険料の払込を要しなくなったときは、それらの事由に該当したつぎの月単位の契約応当日から当該保険料期間の末日までの期間に対して、会社は、会社の定める方法により計算した未経過保険料がある場合はこれを保険契約者（特約保険金を支払うときは特約保険金の受取人）に払い戻します。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、未経過保険料を払い戻しません。

第10条　**（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）**

保険料払込の猶予期間中に、特約保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、特約保険金から未払込保険料を差し引きます。

第11条　**（特約の失効）**

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向って効力を失います。

第12条　**（特約の復活）**

主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

２．会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、この特約の復活の取扱をします。この場合、主約款の復活の規定を準用します。

第13条　**（告知義務および告知義務違反）**

この特約の締結または復活に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第14条　**（重大事由による解除）**

会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向って解除することができます。

（１）保険契約者または特約死亡保険金の受取人が特約死亡保険金（他の保険契約の特約死亡保険金を含み、保険種類および特約保険金の名称の如何を問いません。）を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合

（２）保険契約者または被保険者が、この特約の特約高度障害保険金（保険料払込の免除を含みます。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合

（３）この特約の特約保険金（保険料払込の免除を含みます。）の請求に関し、特約保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合

（４）他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる特約保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合

（５）保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が、つぎのいずれかに該当するとき

（ア）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

（イ）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

（ウ）反社会的勢力を不当に利用していると認められること

（エ）保険契約者または特約保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

（オ）その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

（６）主契約、主契約に付加されている他の特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第１号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合

２．特約保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による特約死亡保険金（前項第５号のみに該当した場合で、前項第５号（ア）から（オ）までに該当した者が特約死亡保険金の受取人のみであり、その特約死亡保険金の受取人が特約死亡保険金の一部の受取人であるときは、特約死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき特約死亡保険金をいいます。以下、本項について同じ。）、もしくは特約高度障害保険金の支払または保険料の払込の免除を行ないません。また、この場合に、すでに特約保険金を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

３．本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または特約保険金の受取人に通知します。

４．本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときは、これと同額（特約保険金のすえ置支払を選択した後は、すえ置いた特約保険金額とその利息の合計額。以下、本条について同じ。）の返戻金を保険契約者に支払います。

5．前項の規定にかかわらず、第１項第５号の規定によってこの特約を解除した場合で、特約死亡保険金の一部の受取人に対して第２項の規定を適用し特約死亡保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない特約死亡保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金と同額の返戻金を保険契約者に支払います。

第15条　**（特約の解約）**

保険契約者は、いつでも将来に向って、この特約を解約することができます。この場合、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

第16条　**（特約の返戻金）**

この特約が解約または解除されたときは、会社は、会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。

2．この特約が次条の規定により消滅したときは、前項の規定を準用します。ただし、第２条（特約保険金の支払）第７項の場合は除きます。

第17条　**（特約の消滅とみなす場合）**

主契約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は消滅したものとみなします。

第18条　**（特約保険金額の減額）**

保険契約者は、いつでも、特約保険金額を減額することができます。ただし、減額後の特約保険金額は、会社の定める金額以上であることを要します。

2．前項の規定により、この特約の保険金額が減額された場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

第19条　**（特約保険金の受取人の代表者）**

特約保険金の受取人が２人以上の場合には、代表者１人を定めてください。この場合、その代表者は、他の特約保険金の受取人を代理するものとします。

2．前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が特約保険金の受取人の１人に対してした行為は、他の特約保険金の受取人に対しても効力を生じます。

第20条　**（会社への通知による特約保険金受取人の変更）**

保険契約者またはその承継人は、特約保険金の支払事由が発生するまでは被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、特約死亡保険金受取人を変更することができます。

2．前項の通知をするときは、保険契約者またはその承継人は、会社所定の書類（別表１）を提出してください。

3．第１項の変更をしたときは、保険証券に表示します。

4．第１項の通知が会社に到達する前に変更前の特約保険金受取人に特約保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の特約保険金受取人から特約保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

第21条　**（遺言による特約死亡保険金受取人の変更）**

前条に定めるほか、保険契約者は、特約死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により特約死亡保険金受取人を変更することができます。

2．前項の特約死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。

3．前２項による特約死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

4．前項の通知をするときは、会社所定の書類（別表１）を提出してください。

5．第１項の変更をしたときは、保険証券に表示します。

第22条　**（特約死亡保険金受取人の死亡）**

特約死亡保険金受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を特約死亡保険金受取人とします。

2．前項の規定により特約死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいな

いときは、前項の規定により特約死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の特約死亡保険金受取人を特約死亡保険金受取人とします。

3．前２項により特約死亡保険金受取人となった者が２人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

第23条　**（特約の契約者配当）**

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第24条　**（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）**

主契約の入院給付金日額を減額した場合でも、この特約はそのまま有効に継続します。

2．前項の規定にかかわらず、主契約の入院給付金日額に対するこの特約の保険金額の割合が、会社所定の限度をこえることとなるときは、その限度まで特約保険金額を減額します。ただし、減額後の特約保険金額が会社の定める金額未満となるときは、この特約は解約されたものとします。

3．前項の規定によって、特約保険金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

第25条　**（管轄裁判所）**

この特約における保険金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第26条　**（契約内容の登録）**

会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

（１）保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）

（２）特約死亡保険金の金額

（３）契約日（復活または復旧が行なわれた場合は、最後の復活または復旧の日、また、主契約の契約日後付加した場合は、この特約の付加の日とします。以下第２項において同じ。）

（４）当会社名

2．前項の登録の期間は、契約日から５年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から５年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。

3．協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第１項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下本条において同じ。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

4．各生命保険会社等は、第２項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。

5．各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同じ。）から５年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から５年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第１項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

6．各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。

7．協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。

8．保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。

9．この特約を主契約の契約日後付加した場合は、主契約、特約死亡保険金のある特約または災害死亡保険金のある特約の契約内容の登録については、主約款、特約死亡保険金のある特約または災害死亡保険金のある特約の規定にかかわらず、この特約の付加の日（以下本項において「特約付加日」といいます。）から５年間（特約付加日において被保険者が満15歳未満の場合は、特約付加日から５年間または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）を登録の期間とします。

10．第３項、第４項および第５項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第27条　**（主約款の規定の準用）**

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第28条　**（がん保険に付加した場合の特則）**

この特約をがん保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

（１）第７条（特約の責任開始期）中「主契約の責任開始期」とあるのは「主契約の保険期間の始期」と読み替えます。

（２）第24条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）中「入院給付金日額」とあるのは「がん入院給付金日額」と読み替えます。

（３）被保険者が告知前または告知の時から主契約の責任開始期の前日までにがんと診断確定されていた場合は、保険契約者または被保険者の、その事実の知、不知にかかわらずこの特約は無効とします。

（４）前号の場合、すでに払い込まれたこの特約の保険料はつぎのように取り扱います。

（ア）告知前に、被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者のすべてが知らなかった場合には、保険契約者に払い戻します。

（イ）告知前に、被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者のいずれか一人でも知っていたときは、払い戻しません。

（ウ）告知の時からこの特約の責任開始期の前日までに被保険者ががんと診断確定されていた場合には、保険契約者に払い戻します。

（５）前２号の適用がある場合は、第13条（告知義務および告知義務違反）および第14条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

（６）被保険者が主契約の責任開始期前に主約款に定めるがんを直接の原因として、死亡または高度障害状態（別表２）に該当した場合には、第２条（特約保険金の支払）の規定は適用しません。

第29条　**（特約保険金受取人による特約の存続）**

保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から１か月を経過した日に効力を生じます。

２．前項の解約が通知された場合でも、通知の時においてつぎの各号のすべてを満たすこの特約の特約死亡保険金受取人または特約高度障害保険金受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

（１）保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること

（２）保険契約者でないこと

３．前項の通知をするときは、会社所定の書類（別表１）を提出してください。

４．第１項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第２項の規定により効力が生じなくなるまでに、この特約の特約死亡保険金または特約高度障害保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、この特約の特約死亡保険金受取人または特約高度障害保険金受取人に支払います。

第30条　**（特約保険金受取人による特約の存続規定の適用時期）**

前条の規定は、債権者等によるこの特約の解約の通知が平成22年４月１日以後に会社に到達した場合

に適用します。

第31条　**（平成22年３月２日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合の取扱に関する特則）**

平成22年３月２日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。

（１）平成22年３月２日以後に締結もしくは更新された主契約に付加されたこの特約が更新される場合、または平成22年３月２日以後に締結もしくは更新された主契約にこの特約が中途付加される場合

第９条（特約の保険料の払込）第５項の規定を適用します。

（２）平成22年３月１日以前に締結もしくは更新された主契約に付加されたこの特約が、主契約の更新と異なる時に更新される場合、または平成22年３月１日以前に締結もしくは更新された主契約にこの特約が中途付加される場合

第９条（特約の保険料の払込）第５項の規定は適用しません。

別表１　請求書類

	項目	必要書類
1	特約死亡保険金	（１）会社所定の請求書 （２）医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書） （３）被保険者の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） （４）特約死亡保険金受取人の戸籍抄本 （５）特約死亡保険金受取人の印鑑証明書 （６）最終の保険料払込を証する書類 （７）保険証券
2	特約高度障害保険金	（１）会社所定の請求書 （２）会社所定の様式による医師の診断書 （３）被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） （４）特約高度障害保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 （５）最終の保険料払込を証する書類 （６）保険証券
3	特約死亡保険金受取人の変更	（１）会社所定の名義変更請求書 （２）保険契約者の印鑑証明書 （３）保険証券
4	遺言による特約死亡保険金受取人の変更	（１）会社所定の名義変更請求書 （２）遺言書 （３）保険契約者の相続人の戸籍抄本
5	特約保険金受取人による特約の存続	（１）会社所定の請求書 （２）特約保険金受取人の戸籍抄本 （３）保険契約者の同意書 （４）特約保険金受取人が債権者等に解約時支払額を支払ったことの証明書
（注）会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。		

別表２　対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

（１）両眼の視力を全く永久に失ったもの
（２）言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
（３）中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
（４）両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
（５）両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
（６）１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
（７）１上肢の用を全く永久に失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの

備考

１．眼の障害（視力障害）

（１）視力の測定は、万国式試視力表により、１眼ずつ、きょう正視力について測定します。
（２）「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
（３）視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

２．言語またはそしゃくの障害

（１）「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの３つの場合をいいます。

①　語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の４種のうち、３種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合

②　脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合

③　声帯全部のてき出により発音が不能な場合

（２）「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

３．常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

４．上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ３大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

【身体部位の名称図】

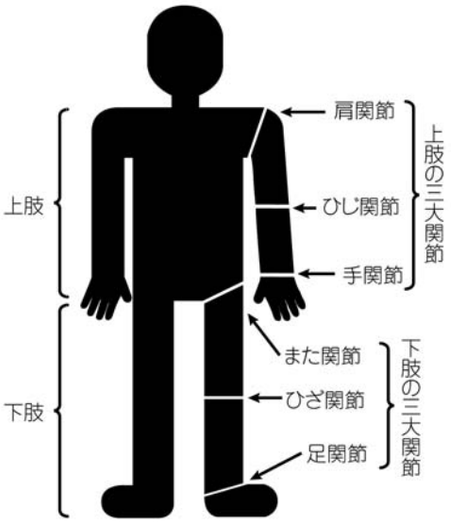

定期保険特約条項　目次

（この特約の概要）……65
第１条　特約の被保険者……65
第２条　特約保険金の支払……65
第３条　特約保険金の支払方法の選択……66
第４条　特約保険金の請求、支払時期および支払場所……66
第５条　特約保険料の払込免除……67
第６条　特約の締結……67
第７条　特約の責任開始期……67
第８条　特約の保険期間および保険料払込期間……67
第９条　特約の保険料の払込……67
第10条　猶予期間中の保険事故と保険料の取扱……68
第11条　特約の失効……68
第12条　特約の復活……68
第13条　告知義務および告知義務違反……68
第14条　重大事由による解除……68
第15条　特約の解約……69
第16条　特約の返戻金……69
第17条　特約の消滅とみなす場合……69
第18条　特約保険金額の減額……69
第19条　特約保険金の受取人の代表者……69
第20条　会社への通知による特約保険金受取人の変更……69
第21条　遺言による特約死亡保険金受取人の変更……70
第22条　特約死亡保険金受取人の死亡……70
第23条　特約の更新……70
第24条　特約の契約者配当……71
第25条　主契約の内容変更に伴う特約の取扱……71
第26条　管轄裁判所……71
第27条　契約内容の登録……71
第28条　主約款の規定の準用……72
第29条　がん保険に付加した場合の特則……72
第30条　終身保険特約への変更に関する特則……72
第31条　特約保険金受取人による特約の存続……73
第32条　特約保険金受取人による特約の存続規定の適用時期……73
第33条　平成22年３月２日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合の取扱に関する特則…74
別表１　請求書類……75
別表２　対象となる高度障害状態……75

定期保険特約条項

（平成27年４月２日改正）

（この特約の概要）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の主たる被保険者がこの特約の保険期間中に死亡し、または所定の高度障害状態になった場合に、特約死亡保険金または特約高度障害保険金を支払うことを主な内容とするものです。なお、特約死亡保険金額および特約高度障害保険金額は同額です。

第１条　**（特約の被保険者）**

この特約の被保険者は、主契約の主たる被保険者（以下「被保険者」といいます。）と同一とします。

第２条　**（特約保険金の支払）**

この特約において支払う特約保険金はつぎのとおりです。

特約保険金の種類	支払額	受取人	特約保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払事由に該当しても特約保険金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
特約死亡保険金	特約保険金額	特約死亡保険金受取人	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき （１）この特約の責任開始期（復活の取扱が行なわれた後は最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）の属する日から起算して３年以内の自殺 （２）保険契約者または特約死亡保険金受取人の故意 （３）戦争その他の変乱
特約高度障害保険金	特約保険金額	主契約の給付金受取人	被保険者がこの特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に高度障害状態（別表２）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表２）に該当したときを含みます。	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき （１）保険契約者または被保険者の故意 （２）戦争その他の変乱

２．被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、特約死亡保険金を支払います。

３．被保険者がこの特約の保険期間中に、回復の見込の有無を除いては高度障害状態（別表２）に該当し、この特約の保険期間の満了時にその回復の見込がないことが明らかでない場合において、引き続きその状態が継続し、この特約の保険期間の満了後にその回復の見込がないことが明らかになって高度障害状態（別表２）に該当したときは、会社は、この特約の保険期間の満了時に被保険者が高度障害状態（別表２）に該当したものとみなして特約高度障害保険金を支払います。ただし、この特約が更新される場合を除きます。

４．会社が被保険者の高度障害状態（別表２）を認めて特約高度障害保険金を支払った場合には、この特約は、その高度障害状態になった時から消滅したものとみなします。

5．特約死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に特約高度障害保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
6．特約死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人がこの特約死亡保険金の一部の受取人であるときは、特約死亡保険金の残額を他の特約死亡保険金受取人に支払い、支払わない部分の責任準備金を保険契約者に支払います。
7．被保険者が戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態（別表２）に該当した場合でも、その原因によって死亡し、または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、特約死亡保険金または特約高度障害保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
8．つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、会社は、この特約の責任準備金を保険契約者に支払います。
（１）この特約の責任開始期の属する日から起算して３年以内に被保険者が自殺したとき
（２）特約死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき
（３）戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき
9．保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。
10．つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病または被った傷害（以下、本項において「責任開始期前の疾病等」といいます。）を、この特約の責任開始期以後に生じたものとみなして本条の特約高度障害保険金の支払についての規定を適用します。
（１）この特約の締結または復活の際、告知等により会社が責任開始期前の疾病等について知っていた場合。ただし、責任開始期前の疾病等について、保険契約者または被保険者から告知されなかったことにより、会社が事実の一部を知らなかった場合を除きます。
（２）責任開始期前の疾病等について、責任開始期前に被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、責任開始期前に健康診断（定期健康診断、人間ドック等、健康状態を評価することで疾患の予防・早期発見に役立てることを目的として行う診察・検査・検診をいいます。）において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、責任開始期前の疾病等による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第３条　**（特約保険金の支払方法の選択）**
保険契約者（特約保険金の支払事由発生後はその特約保険金の受取人）は、特約保険金の一時支払にかえて、すえ置支払または年金支払を選択することができます。
2．前項の規定により、すえ置支払を選択する場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。
（１）すえ置く期間は、会社の定める期間の範囲内であることを要します。
（２）すえ置く保険金額は、会社の定める金額以上であることを要します。
3．第１項の規定により、年金支払を選択する場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。
（１）年金支払期間は、会社の定める期間の範囲内であることを要します。
（２）１回の年金支払額は、会社の定める金額以上であることを要します。

第４条　**（特約保険金の請求、支払時期および支払場所）**
特約保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または特約保険金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2．支払事由の生じた特約保険金の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表１）を提出して、特約保険金を請求してください。
3．会社は、官公庁、会社、組合、工場その他の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者および特約保険金の受取人として、その団体から給与の支払を受ける者を被保険者とする保険契約（以下「事業保険契約」といいます。）の場合、保険契約者である団体が当該事業保険契約の特約保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規定等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、特約保険金の請求の際、前項に定める書類のほかに第１号または第２号のいずれかの書類および第３号の書類の提出を求めます。ただし、受給者が２人以上であるときは、そのうち１人からの提出で足りるものとします。

（１）被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
（２）被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
（３）保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

４．主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める給付金の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による保険金の支払の場合に準用します。

第５条　**（特約保険料の払込免除）**

主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。

２．前項のほか、つぎの各号の場合にも、主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
（１）主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
（２）この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき

３．この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、前２項の規定は適用しません。

第６条　**（特約の締結）**

保険契約者は、主契約の契約日以後、会社の定める取扱に基づき、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、主契約の締結の際、主契約に付加する場合は、主契約とあわせて被保険者の選択を行ない、主契約の契約日後、主契約に付加する場合は、新たに被保険者に関する告知を求め、被保険者の選択を行ないます。

第７条　**（特約の責任開始期）**

この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合は、告知の時）からこの特約上の責任を負います。

第８条　**（特約の保険期間および保険料払込期間）**

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、会社所定の範囲内で定めます。

第９条　**（特約の保険料の払込）**

この特約（特約保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。）の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。

２．前項の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。

３．第１項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約応当日（年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約応当日）以後その月の末日までに特約保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、特約保険金から未払込保険料を差し引きます。

４．主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向って解約されたものとします。

５．この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。

６．前項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。

７．第５項に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。

８．年払契約または半年払契約で、払い込んだ保険料（第１回保険料を含みます。）に対応する保険料

期間中にこの特約が消滅したとき（減額したときを含みます。）、または保険料払込の免除事由が生じて保険料の払込を要しなくなったときは、それらの事由に該当したつぎの月単位の契約応当日から当該保険料期間の末日までの期間に対して、会社は、会社の定める方法により計算した未経過保険料がある場合はこれを保険契約者（特約保険金を支払うときは特約保険金の受取人）に払い戻します。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、未経過保険料を払い戻しません。

第10条　**（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）**

保険料払込の猶予期間中に、特約保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、特約保険金から未払込保険料を差し引きます。

第11条　**（特約の失効）**

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向って効力を失います。

第12条　**（特約の復活）**

主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

２．会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、この特約の復活の取扱をします。この場合、主約款の復活の規定を準用します。

第13条　**（告知義務および告知義務違反）**

この特約の締結または復活に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第14条　**（重大事由による解除）**

会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向って解除することができます。

（１）保険契約者または特約死亡保険金の受取人が特約死亡保険金（他の保険契約の特約死亡保険金を含み、保険種類および特約保険金の名称の如何を問いません。）を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合

（２）保険契約者または被保険者が、この特約の特約高度障害保険金（保険料払込の免除を含みます。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合

（３）この特約の特約保険金（保険料払込の免除を含みます。）の請求に関し、特約保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合

（４）他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる特約保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合

（５）保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が、つぎのいずれかに該当するとき

（ア）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

（イ）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

（ウ）反社会的勢力を不当に利用していると認められること

（エ）保険契約者または特約保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

（オ）その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

（６）主契約、主契約に付加されている他の特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第１号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合

２．特約保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって

この特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による特約死亡保険金（前項第５号のみに該当した場合で、前項第５号（ア）から（オ）までに該当した者が特約死亡保険金の受取人のみであり、その特約死亡保険金の受取人が特約死亡保険金の一部の受取人であるときは、特約死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき特約死亡保険金をいいます。以下、本項について同じ。）、もしくは特約高度障害保険金の支払または保険料の払込の免除を行ないません。また、この場合に、すでに特約保険金を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

３．本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または特約保険金の受取人に通知します。

４．本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときは、これと同額（特約保険金のすえ置支払を選択した後は、すえ置いた特約保険金額とその利息の合計額。以下、本条について同じ。）の返戻金を保険契約者に支払います。

５．前項の規定にかかわらず、第１項第５号の規定によってこの特約を解除した場合で、特約死亡保険金の一部の受取人に対して第２項の規定を適用し特約死亡保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない特約死亡保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金と同額の返戻金を保険契約者に支払います。

第15条　**（特約の解約）**

保険契約者は、いつでも将来に向って、この特約を解約することができます。この場合、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

第16条　**（特約の返戻金）**

この特約が解約または解除されたときは、会社は、会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。

２．この特約が次条の規定により消滅したときは、前項の規定を準用します。ただし、第２条（特約保険金の支払）第７項の場合は除きます。

第17条　**（特約の消滅とみなす場合）**

主契約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は消滅したものとみなします。

第18条　**（特約保険金額の減額）**

保険契約者は、いつでも、特約保険金額を減額することができます。ただし、減額後の特約保険金額は、会社の定める金額以上であることを要します。

２．前項の規定により、この特約の保険金額が減額された場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

第19条　**（特約保険金の受取人の代表者）**

特約保険金の受取人が２人以上の場合には、代表者１人を定めてください。この場合、その代表者は、他の特約保険金の受取人を代理するものとします。

２．前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が特約保険金の受取人の１人に対してした行為は、他の特約保険金の受取人に対しても効力を生じます。

第20条　**（会社への通知による特約保険金受取人の変更）**

保険契約者またはその承継人は、特約死亡保険金の支払事由が発生するまでは被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、特約死亡保険金受取人を変更することができます。

２．前項の通知をするときは、保険契約者またはその承継人は、会社所定の書類（別表１）を提出してください。

３．第１項の変更をしたときは、保険証券に表示します。

４．第１項の通知が会社に到達する前に変更前の特約保険金受取人に特約保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の特約保険金受取人から特約保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

第21条　**（遺言による特約死亡保険金受取人の変更）**

前条に定めるほか、保険契約者は、特約死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により特約死亡保険金受取人を変更することができます。

２．前項の特約死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。

３．前２項による特約死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

４．前項の通知をするときは、会社所定の書類（別表１）を提出してください。

５．第１項の変更をしたときは、保険証券に表示します。

第22条　**（特約死亡保険金受取人の死亡）**

特約死亡保険金受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を特約死亡保険金受取人とします。

２．前項の規定により特約死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により特約死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の特約死亡保険金受取人を特約死亡保険金受取人とします。

３．前２項により特約死亡保険金受取人となった者が２人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

第23条　**（特約の更新）**

この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了の日の２か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間満了の日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間満了の日の翌日を更新日とします。

２．前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、会社は、前項の更新を取り扱いません。

（１）更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める最高年齢をこえるとき

（２）更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき

（３）主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき

３．更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、前項第１号または第２号の規定に該当する場合には、この特約は、短期の保険期間に変更して更新します。この場合、更新後のこの特約の保険期間が会社の定める最低保険期間に満たないときは、この特約の更新は取り扱いません。

４．更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。

５．第３項のほか、この特約は、保険期間を変更して更新することがあります。

６．この特約について、保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。

７．更新後のこの特約の特約保険金額は、更新前のこの特約の特約保険金額と同一とします。

８．更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。

９．更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とし、更新後のこの特約の第１回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第９条（特約の保険料の払込）第４項の規定を準用します。

10．更新後のこの特約の第１回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の保険金の支払事由もしくは主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第９条（特約の保険料の払込）第３項および第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。

11．この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。

（１）更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。

（２）第２条（特約保険金の支払）、第５条（特約保険料の払込免除）および第13条（告知義務および告知義務違反）に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。

12．この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第１項の規定は適用せず、つぎの各号のとおり取り扱います。
（１）保険契約者が、この特約の保険期間満了の日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、この特約の更新を取り扱います。
（２）前号の場合、この特約の保険期間満了の日の翌日を更新日とし、第２項、第３項、第５項から第８項まで、および第11項の規定によるほか、つぎのとおりとします。
（ア）第４項および第９項の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第９条（特約の保険料の払込）第４項の規定を準用します。
（イ）更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の保険金の支払事由が生じたときは、第10項の規定は適用せず、第９条第３項および第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
13．この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。この場合、第３項の規定にかかわらず、更新後のこの特約の保険期間は更新後の主契約の保険期間と同一とします。
14．更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、会社所定の特約により更新されることがあります。

第24条　**（特約の契約者配当）**
この特約に対しては、契約者配当はありません。

第25条　**（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）**
主契約の入院給付金日額を減額した場合でも、この特約はそのまま有効に継続します。
２．前項の規定にかかわらず、主契約の入院給付金日額に対するこの特約の保険金額の割合が、会社所定の限度をこえることとなるときは、その限度まで特約保険金額を減額します。ただし、減額後の特約保険金額が会社の定める金額未満となるときは、この特約は解約されたものとします。
３．前項の規定によって、特約保険金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

第26条　**（管轄裁判所）**
この特約における保険金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第27条　**（契約内容の登録）**
会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
（１）保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
（２）特約死亡保険金の金額
（３）契約日（復活または復旧が行なわれた場合は、最後の復活または復旧の日、また、主契約の契約日後付加した場合は、この特約の付加の日とします。以下第２項において同じ。）
（４）当会社名
２．前項の登録の期間は、契約日から５年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から５年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
３．協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第１項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下本条において同じ。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

4．各生命保険会社等は、第２項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。
5．各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同じ。）から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から５年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
6．各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
7．協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
8．保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
9．この特約を主契約の契約日後付加した場合は、主契約、特約死亡保険金のある特約または災害死亡保険金のある特約の契約内容の登録については、主約款、特約死亡保険金のある特約または災害死亡保険金のある特約の規定にかかわらず、この特約の付加の日（以下本項において「特約付加日」といいます。）から５年間（特約付加日において被保険者が満15歳未満の場合は、特約付加日から５年間または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）を登録の期間とします。
10．第３項、第４項および第５項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第28条　**（主約款の規定の準用）**

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第29条　**（がん保険に付加した場合の特則）**

この特約をがん保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
（１）第７条（特約の責任開始期）中「主契約の責任開始期」とあるのは「主契約の保険期間の始期」と読み替えます。
（２）第25条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）中「入院給付金日額」とあるのは「がん入院給付金日額」と読み替えます。
（３）被保険者が告知前または告知の時から主契約の責任開始期の前日までにがんと診断確定されていた場合は、保険契約者または被保険者の、その事実の知、不知にかかわらずこの特約は無効とします。
（４）前号の場合、すでに払い込まれたこの特約の保険料はつぎのように取り扱います。
（ア）告知前に、被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者のすべてが知らなかった場合には、保険契約者に払い戻します。
（イ）告知前に、被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者のいずれか一人でも知っていたときは、払い戻しません。
（ウ）告知の時からこの特約の責任開始期の前日までに被保険者ががんと診断確定されていた場合には、保険契約者に払い戻します。
（５）前２号の適用がある場合は、第13条（告知義務および告知義務違反）および第14条（重大事由による解除）の規定は適用しません。
（６）被保険者が主契約の責任開始期前に主約款に定めるがんを直接の原因として、死亡または高度障害状態（別表２）に該当した場合には、第２条（特約保険金の支払）の規定は適用しません。

第30条　**（終身保険特約への変更に関する特則）**

保険契約者は、この特約（以下「変更前特約」といいます。）の保険期間が満了する日の２か月前までに会社に申し出て、会社の承諾および被保険者の同意を得ることにより、被保険者選択を受けることなく、終身保険特約への変更をすることができます。（以下本条の変更を行なった場合の終身保険

特約を「変更後特約」といいます。）この場合、変更前特約の保険期間満了の日の翌日に変更後特約へ変更されるものとし、この日を変更日とします。

2．本条の変更を行なう場合、次の各号のすべての条件を満たすことを要します。

（1）主契約の保険期間が終身のとき、または主契約の保険期間が同時に終身へ変更となるとき

（2）変更日における主契約の主たる被保険者の年齢が89歳以下のとき

（3）変更前特約が契約日（更新の取扱が行なわれた後は、最初の契約日）より10年以上経過しているとき

3．前2項の規定にかかわらず、つぎの場合には、会社は本条の変更を取り扱いません。

（1）主契約または変更前特約の保険料の払込が免除されている場合

（2）主契約に特別条件付保険特約または特別条件付保険特約（2015）が付加されている場合

（3）変更日の前日までの保険料が払い込まれていない場合

4．本条の変更が行なわれた場合、変更日を責任開始期とします。

5．変更後特約の特約保険金額は、変更前特約の特約保険金額と同額とします。

6．変更後特約には変更時の特約条項を適用し、その保険料は、変更時の保険料率および被保険者の年齢により計算します。

7．変更後特約の保険料払込方法（回数）は、主契約の保険料払込方法（回数）と同一とし、変更後特約の第1回保険料は、変更日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか第9条（特約の保険料の払込）第4項の規定を準用します。

8．変更後特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、変更日以後猶予期間の満了する日までに特約保険金の支払事由もしくは主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第9条（特約の保険料の払込）第3項および第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。

9．変更後特約について、第2条（特約保険金の支払）、第5条（特約保険料の払込免除）および第13条（告知義務および告知義務違反）に関する規定の適用に際しては、変更前特約の保険期間と変更後特約の保険期間とは継続されたものとします。

10．第1項の規定にかかわらず、変更日に会社が終身保険特約の付加を取り扱っていない場合には、会社は本条の変更を取り扱いません。この場合、変更前特約は、本条の取扱に準じて、変更日に会社の定める他の特約へ変更されることがあります。

第31条　**（特約保険金受取人による特約の存続）**

保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

2．前項の解約が通知された場合でも、通知の時においてつぎの各号のすべてを満たすこの特約の特約死亡保険金受取人または特約高度障害保険金受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

（1）保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること

（2）保険契約者でないこと

3．前項の通知をするときは、会社所定の書類（別表1）を提出してください。

4．第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、この特約の特約死亡保険金または特約高度障害保険金の支払事由が生じ、会社が特約保険金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、この特約の特約死亡保険金受取人または特約高度障害保険金受取人に支払います。

第32条　**（特約保険金受取人による特約の存続規定の適用時期）**

前条の規定は、債権者等によるこの特約の解約の通知が平成22年4月1日以後に会社に到達した場合に適用します。

第33条　**（平成22年３月２日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合の取扱に関する特則）**

平成22年３月２日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。

（１）平成22年３月２日以後に締結もしくは更新された主契約に付加されたこの特約が更新される場合、または平成22年３月２日以後に締結もしくは更新された主契約にこの特約が中途付加される場合

第９条（特約の保険料の払込）第８項の規定を適用します。

（２）平成22年３月１日以前に締結もしくは更新された主契約に付加されたこの特約が、主契約の更新と異なる時に更新される場合、または平成22年３月１日以前に締結もしくは更新された主契約にこの特約が中途付加される場合

第９条（特約の保険料の払込）第８項の規定は適用しません。

別表１　請求書類

	項目	必要書類
1	特約死亡保険金	（１）会社所定の請求書 （２）医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書） （３）被保険者の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） （４）特約死亡保険金受取人の戸籍抄本 （５）特約死亡保険金受取人の印鑑証明書 （６）最終の保険料払込を証する書類 （７）保険証券
2	特約高度障害保険金	（１）会社所定の請求書 （２）会社所定の様式による医師の診断書 （３）被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） （４）特約高度障害保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 （５）最終の保険料払込を証する書類 （６）保険証券
3	特約死亡保険金受取人の変更	（１）会社所定の名義変更請求書 （２）保険契約者の印鑑証明書 （３）保険証券
4	遺言による特約死亡保険金受取人の変更	（１）会社所定の名義変更請求書 （２）遺言書 （３）保険契約者の相続人の戸籍抄本
5	特約保険金受取人による特約の存続	（１）会社所定の請求書 （２）特約保険金受取人の戸籍抄本 （３）保険契約者の同意書 （４）特約保険金受取人が債権者等に解約時支払額を支払ったことの証明書
（注）会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。		

別表２　対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

（１）両眼の視力を全く永久に失ったもの
（２）言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
（３）中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
（４）両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
（５）両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
（６）１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
（７）１上肢の用を全く永久に失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの

備考

１．眼の障害（視力障害）

（１）視力の測定は、万国式試視力表により、１眼ずつ、きょう正視力について測定します。
（２）「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
（３）視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

2．言語またはそしゃくの障害

（1）「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの３つの場合をいいます。

① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の４種のうち、３種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合

② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合

③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合

（2）「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

3．常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

4．上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ３大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

【身体部位の名称図】

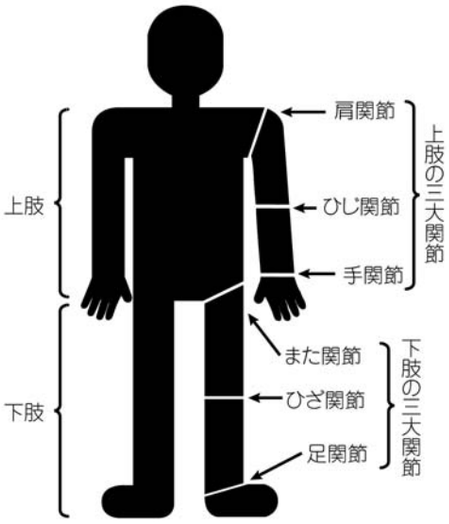

退院後療養特約条項　目次

（この特約の概要）……78
第１条　被保険者の型および被保険者の範囲……78
第２条　被保険者資格の得喪……78
第３条　配偶者または子の基本退院療養給付金額……78
第４条　退院療養給付金の支払……79
第５条　退院療養給付金の請求、支払時期および支払場所……79
第６条　特約保険料の払込免除……79
第７条　特約の締結……79
第８条　特約の責任開始期……80
第９条　特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込……80
第10条　猶予期間中の保険事故と保険料の取扱……80
第11条　特約の失効……81
第12条　特約の復活……81
第13条　告知義務および告知義務違反……81
第14条　重大事由による解除……81
第15条　特約の解約……81
第16条　特約の返戻金……82
第17条　特約の消滅とみなす場合……82
第18条　基本退院療養給付金額の減額……82
第19条　被保険者の型の変更……82
第20条　特約の更新……82
第21条　特約の契約者配当……84
第22条　主契約の内容変更に伴う特約の取扱……84
第23条　管轄裁判所……84
第24条　主約款の規定の準用……84
第25条　解約返戻金のない保険契約に関する特則……84
第26条　災害不担保特則……84
第27条　保険期間を有期から終身へ変更する特則……85
第28条　退院療養給付金の受取人による特約の存続……85
第29条　退院療養給付金の受取人による特約の存続規定の適用時期……85
第30条　平成22年３月２日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合の取扱に関する特則…85
別表１　請求書類……87

退院後療養特約条項

（平成27年４月２日改正）

（この特約の概要）

この特約は、被保険者が疾病または不慮の事故による傷害の治療を目的として入院した後、生存して退院したときに退院療養給付金を支払うことを主な内容とするものです。

第１条　**（被保険者の型および被保険者の範囲）**

保険契約者は、この特約の締結の際、つぎのいずれかの型を選択するものとします。

型	被保険者の範囲
本人型	主たる被保険者
本人・配偶者・子型	主たる被保険者 配偶者 子
本人・配偶者型	主たる被保険者 配偶者
本人・子型	主たる被保険者 子

２．この特約において「主たる被保険者」、「配偶者」および「子」とはつぎの者をいいます。

（１）主たる被保険者

主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の主たる被保険者と同一の者

（２）配偶者

主たる被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されている者（この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った者を含みます。）

（３）子

主たる被保険者と同一戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者（この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った満20歳未満の者を含みます。なお、この特約において満年齢で規定した場合には、出生日から起算した満年であって、１年未満の端数は切り捨てるものとします。）

第２条　**（被保険者資格の得喪）**

この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合、この特約の締結時に前条第２項に定める配偶者または子に該当している者については、この特約の締結時にこの特約の被保険者の資格を取得します。

２．この特約の締結後に前条第２項に定める配偶者または子に該当するに至った者については、該当した時にこの特約の被保険者の資格を取得します。

３．前条第２項に定める配偶者または子は、この特約の締結後、つぎの各号のいずれかの事由に該当したときからこの特約の被保険者の資格を喪失します。

（１）戸籍上の異動により配偶者または子に該当しなくなったとき

（２）子が満20歳に達した日の直後の主契約の年単位の契約応当日をむかえたとき

４．第１項または第２項に該当する場合、各被保険者の同意がなければその効力を生じません。

第３条　**（配偶者または子の基本退院療養給付金額）**

この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合、配偶者または子の基本退院療養給付金額は、主たる被保険者について定められた基本退院療養給付金額の60％相当額とします。

２．配偶者または子について定められた基本退院療養給付金額は、主契約の被保険者について定められた基本退院療養給付金額の変更があった場合には、同時に同じ割合で変更されます。

第４条　**（退院療養給付金の支払）**

この特約において支払う退院療養給付金はつぎのとおりです。

給付金の種類	支払額	受取人	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）
退院療養給付金	１回の入院のその退院につき、基本退院療養給付金額×10	主契約の給付金受取人	被保険者が、この特約の保険期間中に、つぎのすべてを満たす入院をした後、生存して退院したとき （１）この特約の責任開始期（復活の取扱が行なわれた後は、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）以後に発生した事由を直接の原因とする入院であること （２）主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める疾病入院給付金または災害入院給付金の支払われる入院であること （３）前号の入院日数が20日以上であること

２．一被保険者が２回以上入院した場合で、主約款の規定により１回の入院とみなされるときは、継続した１回の入院とみなして前項の規定を適用します。この場合、退院療養給付金が支払われた退院日以後に開始した入院について、その後退院療養給付金の支払事由に該当しても、会社は、退院療養給付金を支払いません。ただし、退院療養給付金が支払われることとなった退院の日からその日を含めて30日を経過後に開始した入院については、新たな入院とみなして、前項の規定を適用します。

３．つぎの各号の場合には、当該各号に定める事由の発生時から1,095日以内のその継続している入院の退院は、この特約の有効中の退院とみなします。この場合の基本退院療養給付金額は当該各号に定める事由の発生時のそれと同額とします。

（１）この特約の保険期間が満了したとき

（２）主たる被保険者の死亡により主契約が消滅し、第17条（特約の消滅とみなす場合）の規定によってこの特約が消滅したとき

（３）主約款に規定する主たる被保険者にかかわる疾病入院給付金および災害入院給付金の支払日数のいずれもが通算して1,095日に達したために第17条（特約の消滅とみなす場合）第２号の規定によってこの特約が消滅したとき

（４）この特約が「本人・配偶者・子型」または「本人・子型」の場合に、子の入院中にその子が第２条（被保険者資格の得喪）第３項第２号の規定によりこの特約の被保険者の資格を喪失したとき

４．この特約の責任開始期前に発病した疾病ならびに発生した不慮の事故およびそれ以外の外因によって被った傷害の取扱については、主契約の普通保険約款の給付金の支払の規定を準用します。

第５条　**（退院療養給付金の請求、支払時期および支払場所）**

退院療養給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または退院療養給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。

２．退院療養給付金の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表１）を提出して、退院療養給付金を請求してください。

３．主約款に定める給付金の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による退院療養給付金の支払の場合に準用します。

第６条　**（特約保険料の払込免除）**

主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。

２．前項のほか、つぎの各号の場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

（１）主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき

（２）この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき

３．この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、前２項の規定は適用しません。

第７条　**（特約の締結）**

保険契約者は、主契約の契約日以後、会社の定める取扱に基づき、被保険者の同意および会社の承諾

を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、主契約の締結の際、主契約に付加する場合は、主契約とあわせて被保険者の選択を行ない、主契約の契約日後、主契約に付加する場合は、新たに被保険者に関する告知を求め、被保険者の選択を行ないます。

第８条　**（特約の責任開始期）**

この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合は、告知の時）からこの特約上の責任を負います。

２．この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合の配偶者または子については、第２条（被保険者資格の得喪）に定める被保険者の資格を取得した時からこの特約上の責任を負います。ただし、この特約の締結後に出生した子については、出生した時からこの特約上の責任を負います。

第９条　**（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）**

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、会社所定の範囲内で定めます。

２．この特約（特約保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。）の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。

３．前項の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。

４．第２項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約応当日（年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約応当日）以後その月の末日までにこの特約による退院療養給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき金額から、未払込保険料を差し引きます。ただし、退院療養給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。

５．前項の場合、未払込保険料の払込については、第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）第２項の規定を準用します。

６．主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向って解約されたものとします。

７．この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。

８．前項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。

９．第７項に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。

10．年払契約または半年払契約で、払い込んだ保険料（第１回保険料を含みます。）に対応する保険料期間中にこの特約が消滅したとき（減額したときを含みます。）、または保険料払込の免除事由が生じて保険料の払込を要しなくなったときは、それらの事由に該当したつぎの月単位の契約応当日から当該保険料期間の末日までの期間に対して、会社は、会社の定める方法により計算した未経過保険料がある場合はこれを保険契約者（退院療養給付金を支払うときは退院療養給付金の受取人）に払い戻します。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは、未経過保険料を払い戻しません。

第10条　**（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）**

保険料払込の猶予期間中に、この特約による退院療養給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

２．退院療養給付金が前項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する時までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第11条　**（特約の失効）**

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向って効力を失います。

第12条　**（特約の復活）**

主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

２．会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

第13条　**（告知義務および告知義務違反）**

この特約の締結、復活または被保険者の型の変更に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第14条　**（重大事由による解除）**

会社はつぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向って解除することができます。

（１）保険契約者、被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金（保険料払込の免除を含みます。以下本項において同じ。）を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合

（２）この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合

（３）他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合

（４）保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当するとき

（ア）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

（イ）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

（ウ）反社会的勢力を不当に利用していると認められること

（エ）保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

（オ）その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

（５）主契約、主契約に付加されている他の特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第１号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合

２．退院療養給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による退院療養給付金の支払または保険料の払込の免除を行ないません。また、この場合に、すでに退院療養給付金を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

３．本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または退院療養給付金の受取人に通知します。

４．本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

第15条　**（特約の解約）**

保険契約者は、いつでも将来に向って、この特約を解約することができます。この場合、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

第16条　**（特約の返戻金）**

この特約が解約または解除されたときは、会社は、会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。

2．この特約が次条の規定によって消滅したときも前項と同様に取り扱います。

3．前項の規定にかかわらず、主たる被保険者の死亡により主契約が消滅した場合には、この特約の解約返戻金の払戻はありません。

第17条　**（特約の消滅とみなす場合）**

つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

（1）主契約が解約その他の事由によって消滅したとき

（2）主約款の規定による主たる被保険者にかかわる疾病入院給付金および災害入院給付金の支払日数のいずれもが通算して1,095日に達したとき

第18条　**（基本退院療養給付金額の減額）**

保険契約者は、いつでも、基本退院療養給付金額を減額することができます。ただし、減額後のその基本退院療養給付金額は、会社の定める金額以上であることを要します。

2．前項の規定によって、基本退院療養給付金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

第19条　**（被保険者の型の変更）**

保険契約者は、会社の承諾を得て、第１条（被保険者の型および被保険者の範囲）に定める被保険者の型を変更することができます。ただし、第６条（特約保険料の払込免除）の規定によってこの特約の保険料の払込が免除された場合は、その保険料払込の免除事由の発生時以後は、本条の変更はできません。

2．主約款の規定により主契約の被保険者の型が変更された場合、この特約の被保険者の型は、主契約の被保険者の型の変更時から主契約と同一の型に変更されるものとします。

3．本条の変更を会社が承諾した場合には、つぎに定める時から変更の効力が生じるものとします。ただし、変更により新たにこの特約の被保険者となる配偶者または子については、各被保険者の同意がなければ変更の効力を生じません。

（1）「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」もしくは「本人・子型」から「本人型」への変更の場合または「本人・配偶者・子型」から「本人・配偶者型」もしくは「本人・子型」への変更の場合

……承諾日

（2）前号以外の変更の場合

……会社が会社所定の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合には、告知の時）

4．本条の変更が行なわれた場合には、将来に向ってこの特約の保険料を改めます。

5．本条の変更によりこの特約の被保険者から除かれる配偶者または子は、変更の効力が生じた時から被保険者でなくなります。この場合、変更前の解約返戻金と変更後の解約返戻金との差額金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。

6．前項において、年払契約または半年払契約で、払い込んだ保険料に対応する保険料期間中に払込年月数が経過年月数をこえるときは、そのこえた月単位の期間に対して、会社は、会社の定める方法により計算した未経過保険料の差額金がある場合はこれを保険契約者に払い戻します。

7．本条の変更により新たにこの特約の被保険者となる配偶者または子については、会社は、変更の効力が生じた時からこの特約上の責任を負います。

第20条　**（特約の更新）**

この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日の２か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とします。

2．前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、会社は、前項の更新を取り扱いません。

（1）更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める最高年齢

をこえるとき
（２）更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえるとき
（３）この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえているとき
（４）主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき

３．更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、この特約は、保険期間を変更して更新することがあります。この場合、更新後のこの特約の保険期間が会社の定める最低保険期間に満たないときは、この特約の更新は取り扱いません。
（１）前項第１号または第２号の規定に該当するとき
（２）主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新するとき

４．更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。

５．第３項のほか、この特約は、保険期間を変更して更新することがあります。

６．この特約について、保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。

７．更新後のこの特約の基本退院療養給付金額は、更新前のこの特約の基本退院療養給付金額と同一とします。

８．更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。

９．更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とし、更新後のこの特約の第１回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか第９条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第６項の規定を準用します。

10．更新後のこの特約の第１回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の退院療養給付金の支払事由が生じたとき、主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第９条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第４項および第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。

11．前２項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、つぎの各号のとおりとします。
（１）主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに前項の規定を準用します。
（２）更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前号に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。

12．この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。
（１）更新後のこの特約には更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
（２）第４条（退院療養給付金の支払）、第13条（告知義務および告知義務違反）および第19条（被保険者の型の変更）に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。

13．この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第１項の規定は適用せず、つぎの各号のとおり取り扱います。
（１）保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、この特約の更新を取り扱います。
（２）前号の場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とし、第２項、第３項、第５項から第８項まで、および第12項の規定によるほか、つぎのとおりとします。
（ア）第４項および第９項の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第９条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第６項の規定を準用します。

（イ）更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の退院療養給付金の支払事由が生じたときは、第10項の規定は適用せず、第９条第４項および第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。

（ウ）主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、第11項および前（ア）、（イ）の規定を適用せず、つぎのとおりとします。

（ａ）主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、一時払保険料とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主約款に定める年払契約の保険料の払込の猶予期間の規定によるほか、第９条第４項および第10条の規定を準用します。

（ｂ）更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前（ａ）に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。

14．この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。この場合、第３項の規定にかかわらず、更新後のこの特約の保険期間は更新後の主契約の保険期間と同一とします。

15．更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、会社所定の特約により更新されることがあります。

第21条　**（特約の契約者配当）**

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第22条　**（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）**

主契約の入院給付金日額を減額した場合でも、この特約はそのまま有効に継続します。

２．前項の規定にかかわらず、主契約の入院給付金日額に対するこの特約の基本退院療養給付金額の割合が、会社所定の限度をこえることとなるときは、その限度までその基本退院療養給付金額を減額します。ただし、減額後のその基本退院療養給付金額が会社の定める金額未満となるときは、この特約は解約されたものとします。

３．前項の規定によって、基本退院療養給付金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

第23条　**（管轄裁判所）**

この特約における退院療養給付金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第24条　**（主約款の規定の準用）**

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第25条　**（解約返戻金のない保険契約に関する特則）**

主契約において「解約返戻金のない保険契約に関する特則」が付加される場合には、この特約の解約返戻金はありません。

２．この特則のみの解約はできません。

第26条　**（災害不担保特則）**

主契約において「災害不担保特則」が付加される場合には、つぎの各号のとおりとします。

（１）第４条（退院療養給付金の支払）中「疾病入院給付金または災害入院給付金」とあるのは「疾病入院給付金」と読み替えます。

（２）第４条（退院療養給付金の支払）第３項第３号および第17条（特約の消滅とみなす場合）第２号中「疾病入院給付金および災害入院給付金の支払日数のいずれもが」とあるのは「疾病入院給付金の支払日数が」と読み替えます。

２．この特則のみの解約はできません。

第27条　**（保険期間を有期から終身へ変更する特則）**

保険契約者は、この特約（以下「変更前特約」といいます。）の保険期間が満了する日の２か月前までに会社に申し出て、会社の承諾および被保険者の同意を得ることにより、被保険者選択を受けることなく、保険期間を終身とする退院後療養特約への変更をすることができます。（以下本条の変更を行なった場合の保険期間が終身の退院後療養特約を「変更後特約」といいます。）この場合、変更前特約の保険期間満了の日の翌日に変更後特約へ変更されるものとし、この日を変更日とします。

２．本条の変更を行なう場合、次の各号のすべての条件を満たすことを要します。

（１）主契約の保険期間が終身のとき、または主契約の保険期間が同時に終身へ変更となるとき

（２）変更日における主契約の主たる被保険者の年齢が89歳以下のとき

（３）変更前特約が契約日（更新の取扱が行なわれた後は、最初の契約日）より10年以上経過しているとき

３．前２項の規定にかかわらず、つぎの場合には、会社は本条の変更を取り扱いません。

（１）主契約または変更前特約の保険料の払込が免除されている場合

（２）主契約に特別条件付保険特約または特別条件付保険特約（2015）が付加されている場合

（３）変更日の前日までの保険料が払い込まれていない場合

４．変更後特約の基本退院療養給付金額は、変更前特約の基本退院療養給付金額と同額とします。

５．変更後特約には変更時の特約条項を適用し、その保険料は、変更時の保険料率および被保険者の年齢により計算します。

６．変更後特約の保険料払込方法（回数）は、主契約の保険料払込方法（回数）と同一とし、変更後特約の第１回保険料は、変更日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか第９条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第６項の規定を準用します。

７．変更後特約の第１回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、変更日以後猶予期間の満了する日までに変更後特約の退院療養給付金の支払事由が生じたとき、主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第９条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第４項および第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。

８．変更後特約について、第４条（退院療養給付金の支払）、第６条（特約保険料の払込免除）、第13条（告知義務および告知義務違反）および第19条（被保険者の型の変更）に関する規定の適用に際しては、変更前特約の保険期間と変更後特約の保険期間とは継続されたものとします。

９．第１項の規定にかかわらず、変更日に会社が保険期間を終身とする退院後療養特約の付加を取り扱っていない場合には、会社は本条の変更を取り扱いません。この場合、変更前特約は、本条の取扱に準じて、変更日に会社の定める他の特約へ変更されることがあります。

第28条　**（退院療養給付金の受取人による特約の存続）**

保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から１か月を経過した日に効力を生じます。

２．前項の解約が通知された場合でも、通知の時においてつぎの各号のすべてを満たすこの特約の退院療養給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

（１）保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること

（２）保険契約者でないこと

３．前項の通知をするときは、会社所定の書類（別表１）を提出してください。

第29条　**（退院療養給付金の受取人による特約の存続規定の適用時期）**

前条の規定は、債権者等によるこの特約の解約の通知が平成22年４月１日以後に会社に到達した場合に適用します。

第30条　**（平成22年３月２日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合の取扱に関する特則）**

平成22年３月２日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。

（１）平成22年３月２日以後に締結もしくは更新された主契約に付加されたこの特約が更新される場合、または平成22年３月２日以後に締結もしくは更新された主契約にこの特約が中途付加される場合

第９条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第10項および第19条（被保険者の型の変更）第６項の規定を適用します。

（２）平成22年３月１日以前に締結もしくは更新された主契約に付加されたこの特約が、主契約の更新と異なる時に更新される場合、または平成22年３月１日以前に締結もしくは更新された主契約にこの特約が中途付加される場合

第９条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第10項および第19条（被保険者の型の変更）第６項の規定は適用しません。

別表１　請求書類

項目	必要書類
退院療養給付金	（１）会社所定の請求書 （２）会社所定の様式による医師の診断書 （３）会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 （４）当該被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当該被保険者が主契約の被保険者以外の場合は戸籍抄本） （５）退院療養給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 （６）最終の保険料払込を証する書類 （７）保険証券
退院療養給付金の受取人による特約の存続	（１）会社所定の請求書 （２）退院療養給付金の受取人の戸籍抄本 （３）保険契約者の同意書 （４）退院療養給付金の受取人が債権者等に解約時支払額を支払ったことの証明書
（注）会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。	

がん入院特約条項　目次

（この特約の概要）……89
第１条　がんの定義および診断確定……89
第２条　被保険者の型および被保険者の範囲……89
第３条　被保険者資格の得喪……89
第４条　配偶者または子の入院給付金日額……90
第５条　がん入院給付金の支払限度の型……90
第６条　がん入院給付金の支払……90
第７条　がん入院給付金の請求、支払時期および支払場所……91
第８条　特約保険料の払込免除……91
第９条　特約の締結……91
第10条　特約の責任開始期……91
第11条　特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込……91
第12条　猶予期間中の保険事故と保険料の取扱……92
第13条　特約の失効……92
第14条　特約の復活……92
第15条　責任開始期前のがん診断確定による無効……92
第16条　告知義務および告知義務違反……93
第17条　重大事由による解除……93
第18条　特約の解約……93
第19条　特約の返戻金……93
第20条　特約の消滅とみなす場合……94
第21条　がん入院給付金日額の減額……94
第22条　被保険者の型の変更……94
第23条　特約の更新……94
第24条　特約の契約者配当……96
第25条　主契約の内容変更に伴う特約の取扱……96
第26条　管轄裁判所……96
第27条　主約款の規定の準用……96
第28条　解約返戻金のない保険契約に関する特則……96
第29条　保険期間を有期から終身に変更する特則……96
第30条　平成20年５月12日以前に締結された特約の取扱に関する特則……97
第31条　がん入院給付金の受取人による特約の存続……97
第32条　がん入院給付金の受取人による特約の存続規定の適用時期……97
第33条　平成22年３月２日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合の取扱に関する特則…97
別表１　請求書類……99
別表２　対象となる悪性新生物……99
別表３　病院または診療所……99
別表４　入院……99

がん入院特約条項

（平成27年４月２日改正）

（この特約の概要）

この特約は、被保険者が責任開始期以後のこの特約の保険期間中にがんの治療を目的として入院した場合に、入院日数に応じてがん入院給付金を支払うことを主な内容とするものです。

第１条　**（がんの定義および診断確定）**

この特約において「がん」とは、別表２に定める悪性新生物をいいます。

２．がんの診断確定は、病理組織学的所見（剖検・生検）、細胞学的所見、理学的所見（Ｘ線、内視鏡等）、臨床学的所見および手術の全部またはいずれかにより日本の医師または歯科医師の資格を持つ者によってなされることを要します。

第２条　**（被保険者の型および被保険者の範囲）**

保険契約者は、この特約の締結の際、つぎのいずれかの被保険者の型を選択するものとします。

型	被保険者の範囲
本人型	主たる被保険者
本人・配偶者・子型	主たる被保険者 配偶者 子
本人・配偶者型	主たる被保険者 配偶者
本人・子型	主たる被保険者 子

２．この特約において「主たる被保険者」、「配偶者」および「子」とはつぎの者をいいます。

（１）主たる被保険者

主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の主たる被保険者と同一の者

（２）配偶者

主たる被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されている者（この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った者を含みます。）

（３）子

主たる被保険者と同一戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者（この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った満20歳未満の者を含みます。なお、この特約において満年齢で規定した場合には、出生日から起算した満年であって、１年未満の端数を切り捨てるものとします。）

第３条　**（被保険者資格の得喪）**

この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合、この特約の締結時に前条第２項に定める配偶者または子に該当している者については、この特約の締結時にこの特約の被保険者の資格を取得します。

２．この特約の締結後に前条第２項に定める配偶者または子に該当するに至った者については、該当した時にこの特約の被保険者の資格を取得します。

３．前条第２項に定める配偶者または子は、この特約の締結後、つぎの各号のいずれかの事由に該当したときからこの特約の被保険者の資格を喪失します。

（１）戸籍上の異動により配偶者または子に該当しなくなったとき

（２）子が満20歳に達した日の直後の主契約の年単位の契約応当日をむかえたとき

４．第１項または第２項に該当する場合、各被保険者の同意がなければその効力を生じません。

第４条　**（配偶者または子の入院給付金日額）**

この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合、配偶者または子のがん入院給付金日額は、主たる被保険者について定められた入院給付金日額の60％相当額とします。

２．配偶者または子について定められたがん入院給付金日額は、主契約の被保険者について定められたがん入院給付金日額の変更があった場合には、同時に同じ割合で変更されます。

第５条　**（がん入院給付金の支払限度の型）**

この特約の各被保険者のがん入院給付金の支払限度は、型に応じつぎのとおりとし、保険契約者はこの特約の締結の際、つぎのいずれかの支払限度の型を選択するものとします。

支払限度の型	支払限度日数	
	１回の入院	通算
60日型	60日	1,095日
120日型	120日	1,095日
1,095日型	1,095日	1,095日

２．前項の通算支払限度において、第22条（被保険者の型の変更）の規定により被保険者の型の変更が行なわれた場合には、変更前の支払日数を含みます。

３．第１項により選択された支払限度の型は、相互に変更することができません。

第６条　**（がん入院給付金の支払）**

この特約において支払うがん入院給付金はつぎのとおりです。

給付金の種類	支払額	受取人	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）
がん入院給付金	がん入院給付金日額×入院日数	主契約の給付金受取人	被保険者がこの特約の責任開始期（復活の取扱が行なわれた後は、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）以後のこの特約の保険期間中につぎの条件のすべてを満たす入院をしたとき （１）この特約の責任開始期以後にがんと診断確定されたこと （２）診断確定されたがんの治療を直接の目的とする入院であること （３）入院日数が継続して２日以上であること （４）別表３に定める病院または診療所における別表４に定める入院であること

２．前項に規定する支払事由に該当する場合であっても、被保険者がこの特約の責任開始期前にがんと診断確定されていたときには、がん入院給付金を支払いません。

３．被保険者ががん入院給付金の支払事由に該当する入院を２回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となったがんが同一かまたは医学上重要な関係があると会社が認めたときは、１回の入院とみなして本条および第５条（がん入院給付金の支払限度の型）第１項の規定を適用します。ただし、がん入院給付金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。

４．被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、会社がこれを認めたときは、継続した１回の入院とみなして第１項の規定を適用します。

５．被保険者の入院中にがん入院給付金日額が変更された場合には、がん入院給付金の支払額は、各日現在のがん入院給付金日額に応じて計算します。

６．つぎの各号の場合には、当該各号に定める事由の発生時を含んで継続している入院は、この特約の有効中の入院とみなして、第１項の規定を適用します。

（１）この特約の保険期間が満了したとき

（２）主たる被保険者の死亡により主契約が消滅し、第20条（特約の消滅とみなす場合）第１号の規定によってこの特約が消滅したとき

（３）この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合、配偶者または子の入院中に主たる被保険者にかかわるがん入院給付金の支払日数が通算して1,095日に達したために第20条（特約の消滅とみなす場合）第２号の規定によってこの特約が消滅したとき

（４）この特約が「本人・配偶者・子型」または「本人・子型」の場合に、子の入院中にその子が第３条（被保険者資格の得喪）第３項第２号の規定によりこの特約の被保険者の資格を喪失したとき

７．被保険者ががん以外の原因による入院中にがんの治療を開始したと会社が認めたときは、その治療を開始した日にがんの治療を直接の目的とする入院を開始したものとみなして本条の規定を適用します。

第７条　**（がん入院給付金の請求、支払時期および支払場所）**

がん入院給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはがん入院給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。

２．がん入院給付金の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表１）を提出して、がん入院給付金を請求してください。

３．主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める給付金の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約によるがん入院給付金の支払の場合に準用します。

第８条　**（特約保険料の払込免除）**

主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。

２．前項のほか、つぎの各号の場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

（１）主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき

（２）この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき

３．この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、前２項の規定は適用しません。

第９条　**（特約の締結）**

保険契約者は、主契約の契約日以後、会社の定める取扱に基づき、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、主契約の締結の際、主契約に付加する場合は、主契約とあわせて被保険者の選択を行ない、主契約の契約日後、主契約に付加する場合は、新たに被保険者に関する告知を求め、被保険者の選択を行ないます。

第10条　**（特約の責任開始期）**

主契約締結の際、この特約を主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日をこの特約の責任開始期とし、その日からこの特約上の責任を負います。また、主契約の契約日後、この特約を主契約に付加する場合で、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った日（告知の前に受け取った場合は、告知の日）からその日を含めて90日を経過した日の翌日をこの特約の責任開始期とし、その日からこの特約上の責任を負います。

２．前項の規定にかかわらず、この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合、この特約の締結後に第３条（被保険者資格の得喪）第２項の規定により被保険者の資格を取得した配偶者または子については、第３条第２項に定める被保険者の資格を取得した日からその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。ただし、この特約の締結後に出生した子については、第３条第２項の規定により被保険者の資格を取得した日または前項に定めるこの特約の責任開始期のいずれか遅い日からこの特約上の責任を負います。

第11条　**（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）**

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、会社所定の範囲内で定めます。

２．この特約（特約保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。）の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。

３．前項の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。

4．第２項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約応当日（年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約応当日）以後その月の末日までにこの特約によるがん入院給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき金額から、未払込保険料を差し引きます。ただし、がん入院給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。

5．前項の場合、未払込保険料の払込については、第12条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）第２項の規定を準用します。

6．主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向って解約されたものとします。

7．この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。

8．前項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。

9．第７項に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。

10．年払契約または半年払契約で、払い込んだ保険料（第１回保険料を含みます。）に対応する保険料期間中にこの特約が消滅したとき（減額したときを含みます。）、または保険料払込の免除事由が生じて保険料の払込を要しなくなったときは、それらの事由に該当したつぎの月単位の契約応当日から当該保険料期間の末日までの期間に対して、会社は、会社の定める方法により計算した未経過保険料がある場合はこれを保険契約者（保険金を支払うときは保険金の受取人）に払い戻します。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは、未経過保険料を払い戻しません。

第12条　**（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）**

保険料払込の猶予期間中に、この特約によるがん入院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

2．がん入院給付金が前項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する時までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第13条　**（特約の失効）**

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向って効力を失います。

第14条　**（特約の復活）**

主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

2．会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。ただし、第10条（特約の責任開始期）に規定する責任開始期の前日までにこの特約の復活が行なわれた場合には、同条に規定する責任開始期からこの特約上の責任を負います。

第15条　**（責任開始期前のがん診断確定による無効）**

被保険者が告知前または告知の時からこの特約の責任開始期の前日までにがんと診断確定されていた場合は、保険契約者、被保険者またはがん入院給付金の受取人の、その事実の知、不知にかかわらずこの特約は無効とします。

2．前項の場合、すでに払い込まれたこの特約の保険料はつぎのように取り扱います。

（１）告知前に、被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者、被保険者およびがん入院給付金の受取人のすべてが知らなかった場合には、保険契約者に払い戻します。

（２）告知前に、被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者、被保険者およびがん入院給付金の受取人のいずれか一人でも知っていたときは、払い戻しません。

（３）告知の時からこの特約の責任開始期の前日までに被保険者ががんと診断確定されていた場合には、保険契約者に払い戻します。

3．本条の適用がある場合は、第16条（告知義務および告知義務違反）および第17条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

第16条　**（告知義務および告知義務違反）**

この特約の締結、復活または被保険者の型の変更に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第17条　**（重大事由による解除）**

会社はつぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向って解除することができます。

（1）保険契約者、被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金（保険料払込の免除を含みます。以下本項において同じ。）を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合

（2）この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合

（3）他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合

（4）保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当するとき

（ア）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

（イ）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

（ウ）反社会的勢力を不当に利用していると認められること

（エ）保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

（オ）その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

（5）主契約、主契約に付加されている他の特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合

2．がん入院給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由によるがん入院給付金の支払または保険料の払込の免除を行ないません。また、この場合に、すでにがん入院給付金を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

3．本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者またはがん入院給付金の受取人に通知します。

4．本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

第18条　**（特約の解約）**

保険契約者は、いつでも将来に向って、この特約を解約することができます。この場合、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

第19条　**（特約の返戻金）**

この特約が解約または解除されたときは、会社は、会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。

2．この特約が次条の規定によって消滅したときも前項と同様に取り扱います。

3．前項の規定にかかわらず、主たる被保険者の死亡により主契約が消滅した場合には、この特約の解約返戻金の払戻はありません。

第20条　**（特約の消滅とみなす場合）**

つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

（１）主契約が解約その他の事由によって消滅したとき

（２）第５条（入院給付金の支払限度の型）に規定する主たる被保険者にかかわるがん入院給付金の支払日数が通算して1,095日に達したとき

第21条　**（がん入院給付金日額の減額）**

保険契約者は、いつでも、がん入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後のそのがん入院給付金日額は、会社の定める金額以上であることを要します。

２．前項の規定によって、がん入院給付金日額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

第22条　**（被保険者の型の変更）**

保険契約者は、会社の承諾を得て、第２条（被保険者の型および被保険者の範囲）に定める被保険者の型を変更することができます。ただし、第８条（特約保険料の払込免除）の規定によってこの特約の保険料の払込が免除された場合は、その保険料払込の免除事由の発生時以後は、本条の変更はできません。

２．主約款の規定により主契約の被保険者の型が変更された場合、この特約の被保険者の型は、主契約の被保険者の型の変更時から主契約と同一の型に変更されるものとします

３．本条の変更を会社が承諾した場合には、つぎに定める時から変更の効力が生じるものとします。ただし、変更により新たにこの特約の被保険者となる配偶者または子については、各被保険者の同意がなければ変更の効力を生じません。

（１）「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」もしくは「本人・子型」から「本人型」への変更の場合または「本人・配偶者・子型」から「本人・配偶者型」もしくは「本人・子型」への変更の場合

……承諾日

（２）前号以外の変更の場合

……会社が会社所定の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合には、告知の時）

４．本条の変更が行なわれた場合には、将来に向ってこの特約の保険料を改めます。

５．本条の変更によりこの特約の被保険者から除かれる配偶者または子は、変更の効力が生じた時から被保険者でなくなります。この場合、変更前の解約返戻金と変更後の解約返戻金との差額金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。

６．前項において、年払契約または半年払契約で、払い込んだ保険料に対応する保険料期間中に払込年月数が経過年月数をこえるときは、そのこえた月単位の期間に対して、会社は、会社の定める方法により計算した未経過保険料の差額金がある場合はこれを保険契約者に払い戻します。

７．本条の変更により新たにこの特約の被保険者となる配偶者または子については、会社は、変更の効力が生じた日からその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。

第23条　**（特約の更新）**

この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日の２か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とします。

２．前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、会社は、前項の更新を取り扱いません。

（１）更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める最高年齢をこえるとき

（２）更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえるとき

（３）この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえているとき

（４）主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき

３．更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、この特約は、保険期間を変更して更新することがあります。この場合、更新後のこの特約の保険期間が会社の定める最低保険期間に満たないときは、この特約の更新は

取り扱いません。

（１）前項第１号または第２号の規定に該当するとき

（２）主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新するとき

４．更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。

５．第３項のほか、この特約は、保険期間を変更して更新することがあります。

６．この特約について、保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。

７．更新後のこのがん入院給付金額は、更新前のこの特約のがん入院給付金額と同一とします。

８．更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。

９．更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とし、更新後のこの特約の第１回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか第11条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第６項の規定を準用します。

10．更新後のこの特約の第１回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約のがん入院給付金の支払事由が生じたとき、主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第11条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第４項および第12条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。

11．前２項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、つぎの各号のとおりとします。

（１）主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに前項の規定を準用します。

（２）更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前号に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。

12．この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。

（１）更新後のこの特約には更新時の特約条項および保険料率が適用されます。

（２）第５条（がん入院給付金の支払限度の型）、第６条（がん入院給付金の支払）、第10条（特約の責任開始期）、第15条（責任開始期前のがん診断確定による無効）、第16条（告知義務および告知義務違反）および第22条（被保険者の型の変更）に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。

13．この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第１項の規定は適用せず、つぎの各号のとおり取り扱います。

（１）保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、この特約の更新を取り扱います。

（２）前号の場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とし、第２項、第３項、第５項から第８項まで、および第12項の規定によるほか、つぎのとおりとします。

（ア）第４項および第９項の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第11条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第６項の規定を準用します。

（イ）更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約のがん入院給付金の支払事由が生じたときは、第10項の規定は適用せず、第11条第４項および第12条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。

（ウ）主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、第11項および前（ア）、（イ）の規定を適用せず、つぎのとおりとします。

（ａ）主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、一時払保険料とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主約款に

定める年払契約の保険料の払込の猶予期間の規定によるほか、第11条第４項および第12条の規定を準用します。

（ｂ）更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前（ａ）に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。

14．この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。この場合、第３項の規定にかかわらず、更新後のこの特約の保険期間は更新後の主契約の保険期間と同一とします。

15．更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、会社所定の特約により更新されることがあります。

第24条　**（特約の契約者配当）**

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第25条　**（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）**

主契約の入院給付金日額を減額した場合でも、この特約はそのまま有効に継続します。

２．前項の規定にかかわらず、主契約の入院給付金日額に対するこの特約のがん入院給付金日額の割合が、会社所定の限度をこえることとなるときは、その限度までそのがん入院給付金日額を減額します。ただし、減額後のがん入院給付金日額が会社の定める金額未満となるときは、この特約は解約されたものとします。

３．前項の規定によって、がん入院給付金日額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

第26条　**（管轄裁判所）**

この特約におけるがん入院給付金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第27条　**（主約款の規定の準用）**

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第28条　**（解約返戻金のない保険契約に関する特則）**

主契約において「解約返戻金のない保険契約に関する特則」が付加される場合には、この特約の解約返戻金はありません。

２．この特則のみの解約はできません。

第29条　**（保険期間を有期から終身に変更する特則）**

保険契約者は、この特約（以下「変更前特約」といいます。）の保険期間が満了する日の２か月前までに会社に申し出て、会社の承諾および被保険者の同意を得ることにより、被保険者選択を受けることなく、保険期間を終身とするがん入院特約への変更をすることができます。（以下本条の変更を行なった場合の保険期間が終身のがん入院特約を「変更後特約」といいます。）この場合、変更前特約の保険期間満了の日の翌日に変更後特約へ変更されるものとし、この日を変更日とします。

２．本条の変更を行なう場合、次の各号のすべての条件を満たすことを要します。

（１）主契約の保険期間が終身のとき、または主契約の保険期間が同時に終身へ変更となるとき

（２）変更日における主契約の主たる被保険者の年齢が89歳以下のとき

（３）変更前特約が契約日（更新の取扱が行なわれた後は、最初の契約日）より10年以上経過しているとき

３．前２項の規定にかかわらず、つぎの場合には、会社は本条の変更を取り扱いません。

（１）主契約または変更前特約の保険料の払込が免除されている場合

（２）主契約に特別条件付保険特約または特別条件付保険特約（2015）が付加されている場合

（３）変更日の前日までの保険料が払い込まれていない場合

４．変更後特約のがん入院給付金日額は、変更前特約のがん入院給付金日額と同額とします。

5．変更後特約には変更時の特約条項を適用し、その保険料は、変更時の保険料率および被保険者の年齢により計算します。

6．変更後特約の保険料払込方法（回数）は、主契約の保険料払込方法（回数）と同一とし、変更後特約の第１回保険料は、変更日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか第11条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第６項の規定を準用します。

7．変更後特約の第１回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、変更日以後猶予期間の満了する日までに変更後特約のがん入院給付金の支払事由が生じたとき、主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第11条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第４項および第12条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。

8．変更後特約について、第５条（がん入院給付金の支払限度の型）、第６条（がん入院給付金の支払）、第８条（特約保険料の払込免除）、第10条（特約の責任開始期）、第15条（責任開始期前のがん診断確定による無効）、第16条（告知義務および告知義務違反）および第22条（被保険者の型の変更）に関する規定の適用に際しては、変更前特約の保険期間と変更後特約の保険期間とは継続されたものとします。

9．第１項の規定にかかわらず、変更日に会社が保険期間を終身とするがん入院特約の付加を取り扱っていない場合には、会社は本条の変更を取り扱いません。この場合、変更前特約は、本条の取扱に準じて、変更日に会社の定める他の特約へ変更されることがあります。

第30条　**（平成20年５月12日以前に締結された特約の取扱に関する特則）**

平成20年５月12日以前に締結されたこの特約が更新され、かつ、この特約を付加した主契約に指定代理請求人特約が付加されていないときは、つぎの各号のとおり取り扱います。

（１）がん入院給付金の受取人が主たる被保険者で、主たる被保険者にがん入院給付金を請求できない特別な事情があるときは、主たる被保険者の戸籍上の配偶者（配偶者がいない場合には、主たる被保険者と生計を一にする親族）が、その事情を会社に申し出て、会社の承諾を得たうえ、主たる被保険者のために主たる被保険者に代わってがん入院給付金を請求することができます。

（２）前号の規定により、会社がが入院給付金を代理人に支払ったときは、その後にがん入院給付金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

第31条　**（がん入院給付金の受取人による特約の存続）**

保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から１か月を経過した日に効力を生じます。

2．前項の解約が通知された場合でも、通知の時においてつぎの各号のすべてを満たすこの特約のがん入院給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

（１）保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること

（２）保険契約者でないこと

3．前項の通知をするときは、会社所定の書類（別表１）を提出してください。

第32条　**（がん入院給付金の受取人による特約の存続規定の適用時期）**

前条の規定は、債権者等によるこの特約の解約の通知が平成22年４月１日以後に会社に到達した場合に適用します。

第33条　**（平成22年３月２日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合の取扱に関する特則）**

平成22年３月２日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。

（１）平成22年３月２日以後に締結もしくは更新された主契約に付加されたこの特約が更新される場合、または平成22年３月２日以後に締結もしくは更新された主契約にこの特約が中途付加される場合

第11条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第10項および第22条（被保険

者の型の変更）第６項の規定を適用します。

（２）平成22年３月１日以前に締結もしくは更新された主契約に付加されたこの特約が、主契約の更新と異なる時に更新される場合、または平成22年３月１日以前に締結もしくは更新された主契約にこの特約が中途付加される場合

第11条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第10項および第22条（被保険者の型の変更）第６項の規定は適用しません。

別表１　請求書類

項目	必要書類
がん入院給付金	（１）会社所定の請求書 （２）会社所定の様式による医師の診断書 （３）会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 （４）当該被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当該被保険者が主契約の被保険者以外の場合は戸籍抄本） （５）給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 （６）最終の保険料払込を証する書類 （７）保険証券
がん入院給付金の受取人による保険契約の存続	（１）会社所定の請求書 （２）がん入院給付金の受取人の戸籍抄本 （３）保険契約者の同意書 （４）がん入院給付金の受取人が債権者等に解約時支払額を支払ったことの証明書
（注）会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。	

別表２　対象となる悪性新生物

対象となる悪性新生物とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分類項目	基本分類表番号
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	140～149
消化器および腹膜の悪性新生物	150～159
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	160～165
骨、結合組織、皮膚、および乳房の悪性新生物	170～175
泌尿生殖器の悪性新生物	179～189
その他および部位不明の悪性新生物	190～199
リンパ組織および造血組織の悪性新生物	200～208
上皮内癌	230～234

別表３　病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

１．医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）

２．前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表４　入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表３に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

がん診断給付金特約条項　目次

（この特約の概要）……101
第１条　がんの定義および診断確定……101
第２条　特約の被保険者……101
第３条　がん診断給付金の支払……101
第４条　がん診断給付金の請求、支払時期および支払場所……101
第５条　特約保険料の払込免除……101
第６条　特約の締結……102
第７条　特約の責任開始期……102
第８条　特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込……102
第９条　猶予期間中の保険事故と保険料の取扱……102
第10条　特約の失効……103
第11条　特約の復活……103
第12条　責任開始期前のがん診断確定による無効……103
第13条　告知義務および告知義務違反……103
第14条　重大事由による解除……103
第15条　特約の解約……104
第16条　特約の返戻金……104
第17条　特約の消滅とみなす場合……104
第18条　がん診断給付金額の減額……104
第19条　特約の更新……104
第20条　特約の契約者配当……106
第21条　主契約の内容変更に伴う特約の取扱……106
第22条　管轄裁判所……106
第23条　主約款の規定の準用……106
第24条　解約返戻金のない保険契約に関する特則……106
第25条　保険期間を有期から終身へ変更する特則……106
第26条　平成20年５月12日以前に締結された特約の取扱に関する特則……107
第27条　がん診断給付金の受取人による特約の存続……107
第28条　がん診断給付金の受取人による特約の存続規定の適用時期……107
第29条　平成22年３月２日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合の取扱に関する特則……107
別表１　請求書類……109
別表２　対象となる悪性新生物……109

がん診断給付金特約条項

（平成27年４月２日改正）

（この特約の概要）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の主たる被保険者が責任開始期以後のこの特約の保険期間中にがんと診断確定されたときに、がん診断給付金を支払うことを主な内容とするものです。

第１条　**（がんの定義および診断確定）**

この特約において「がん」とは、別表２に定める悪性新生物をいいます。

２．がんの診断確定は、病理組織学的所見（剖検・生検）、細胞学的所見、理学的所見（Ｘ線、内視鏡等）、臨床学的所見および手術の全部またはいずれかにより日本の医師または歯科医師の資格を持つ者によってなされることを要します。

第２条　**（特約の被保険者）**

この特約の被保険者は、主契約の主たる被保険者と同一とします。

第３条　**（がん診断給付金の支払）**

この特約において支払うがん診断給付金はつぎのとおりです。

給付金の種類	支払額	受取人	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）
がん診断給付金	がん診断給付金額	主契約の給付金受取人	被保険者がこの特約の責任開始期（復活の取扱が行なわれた後は、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）以後のこの特約の保険期間中に初めてがんと診断確定されたとき

２．前項に規定する支払事由に該当する場合であっても、被保険者がこの特約の責任開始期前にがんと診断確定されていたときには、がん診断給付金を支払いません。

３．がん診断給付金が支払われた場合には、この特約は、被保険者ががん診断給付金の支払事由に該当した時から消滅したものとみなします。

第４条　**（がん診断給付金の請求、支払時期および支払場所）**

がん診断給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはがん診断給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。

２．がん診断給付金の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表１）を提出して、がん診断給付金を請求してください。

３．主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める給付金の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約によるがん診断給付金の支払の場合に準用します。

第５条　**（特約保険料の払込免除）**

主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。

２．前項のほか、つぎの各号の場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

（１）主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき

（２）この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込

期間経過後のとき

3．この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、前２項の規定は適用しません。

第６条　**（特約の締結）**

保険契約者は、主契約の契約日以後、会社の定める取扱に基づき、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、主契約の締結の際、主契約に付加する場合は、主契約とあわせて被保険者の選択を行ない、主契約の契約日後、主契約に付加する場合は、新たに被保険者に関する告知を求め、被保険者の選択を行ないます。

第７条　**（特約の責任開始期）**

主契約締結の際、この特約を主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日をこの特約の責任開始期とし、その日からこの特約上の責任を負います。また、主契約の契約日後、この特約を主契約に付加する場合で、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った日（告知の前に受け取った場合は、告知の日）からその日を含めて90日を経過した日の翌日をこの特約の責任開始期とし、その日からこの特約上の責任を負います。

第８条　**（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）**

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、会社所定の範囲内で定めます。

2．この特約（特約保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。）の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。

3．前項の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。

4．第２項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約応当日（年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約応当日）以後その月の末日までにこの特約によるがん診断給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき金額から、未払込保険料を差し引きます。ただし、がん診断給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。

5．前項の場合、未払込保険料の払込については、第９条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）第２項の規定を準用します。

6．主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向って解約されたものとします。

7．この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。

8．前項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。

9．第７項に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。

10．年払契約または半年払契約で、払い込んだ保険料（第１回保険料を含みます。）に対応する保険料期間中にこの特約が消滅したとき（減額したときを含みます。）、または保険料払込の免除事由が生じて保険料の払込を要しなくなったときは、それらの事由に該当したつぎの月単位の契約応当日から当該保険料期間の末日までの期間に対して、会社は、会社の定める方法により計算した未経過保険料がある場合はこれを保険契約者（がん診断給付金を支払うときはがん診断給付金の受取人）に払い戻します。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは、未経過保険料を払い戻しません。

第９条　**（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）**

保険料払込の猶予期間中に、この特約によるがん診断給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

2．がん診断給付金が前項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する

時までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第10条　**（特約の失効）**

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向って効力を失います。

第11条　**（特約の復活）**

主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

２．会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。ただし、第７条（特約の責任開始期）に規定する責任開始期の前日までにこの特約の復活が行なわれた場合には、同条に規定する責任開始期からこの特約上の責任を負います。

第12条　**（責任開始期前のがん診断確定による無効）**

被保険者が告知前または告知の時からこの特約の責任開始期の前日までにがんと診断確定されていた場合は、保険契約者、被保険者またはがん診断給付金の受取人の、その事実の知、不知にかかわらずこの特約は無効とします。

２．前項の場合、すでに払い込まれたこの特約の保険料はつぎのように取り扱います。

（１）告知前に、被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者、被保険者およびがん診断給付金の受取人のすべてが知らなかった場合には、保険契約者に払い戻します。

（２）告知前に、被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者、被保険者および給付金の受取人のいずれか一人でも知っていたときは、払い戻しません。

（３）告知の時からこの特約の責任開始期の前日までに被保険者ががんと診断確定されていた場合には、保険契約者に払い戻します。

３．本条の適用がある場合は、第13条（告知義務および告知義務違反）および第14条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

第13条　**（告知義務および告知義務違反）**

この特約の締結または復活に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第14条　**（重大事由による解除）**

会社はつぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向って解除することができます。

（１）保険契約者、被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金（保険料払込の免除を含みます。以下本項において同じ。）を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合

（２）この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合

（３）他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合

（４）保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当するとき

（ア）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

（イ）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

（ウ）反社会的勢力を不当に利用していると認められること

（エ）保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

（オ）その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

（５）主契約、主契約に付加されている他の特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除さ

れ、または保険契約者、被保険者または給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第１号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合

２．がん診断給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由によるがん診断給付金の支払または保険料の払込の免除を行ないません。また、この場合に、すでにがん診断給付金を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

３．本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者またはがん診断給付金の受取人に通知します。

４．本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

第15条　**（特約の解約）**

保険契約者は、いつでも将来に向って、この特約を解約することができます。この場合、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

第16条　**（特約の返戻金）**

この特約が解約または解除されたときは、会社は、会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。

２．この特約が次条の規定によって消滅したときも前項と同様に取り扱います。

３．前項の規定にかかわらず、主たる被保険者の死亡により主契約が消滅した場合には、この特約の解約返戻金の払戻はありません。

第17条　**（特約の消滅とみなす場合）**

主契約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は消滅したものとみなします。

第18条　**（がん診断給付金額の減額）**

保険契約者は、いつでもがん診断給付金額を減額することができます。ただし、減額後のそのがん診断給付金額は、会社の定める金額以上であることを要します。

２．前項の規定によって、がん診断給付金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

第19条　**（特約の更新）**

この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日の２か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とします。

２．前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、会社は、前項の更新を取り扱いません。

（１）更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める最高年齢をこえるとき

（２）更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえるとき

（３）この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえているとき

（４）主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき

３．更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、この特約は、保険期間を変更して更新することがあります。この場合、更新後のこの特約の保険期間が会社の定める最低保険期間に満たないときは、この特約の更新は取り扱いません。

（１）前項第１号または第２号の規定に該当するとき

（２）主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新するとき

4．更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
5．第３項のほか、この特約は、保険期間を変更して更新することがあります。
6．この特約について、保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。
7．更新後のこの特約のがん診断給付金額は、更新前のこの特約のがん診断給付金額と同一とします。
8．更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。
9．更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とし、更新後のこの特約の第１回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか第８条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第６項の規定を準用します。
10．更新後のこの特約の第１回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約のがん診断給付金の支払事由が生じたとき、主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第８条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第４項および第９条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
11．前２項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、つぎの各号のとおりとします。
（１）主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに前項の規定を準用します。
（２）更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前号に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
12．この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。
（１）更新後のこの特約には更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
（２）第３条（がん診断給付金の支払）、第７条（特約の責任開始期）、第12条（責任開始期前のがん診断確定による無効）および第13条（告知義務および告知義務違反）に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。
13．この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第１項の規定は適用せず、つぎの各号のとおり取り扱います。
（１）保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、この特約の更新を取り扱います。
（２）前号の場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とし、第２項、第３項、第５項から第８項まで、および第12項の規定によるほか、つぎのとおりとします。
（ア）第４項および第９項の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第８条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第６項の規定を準用します。
（イ）更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約のがん診断給付金の支払事由が生じたときは、第10項の規定は適用せず、第８条第４項および第９条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
（ウ）主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、第11項および前（ア）、（イ）の規定を適用せず、つぎのとおりとします。
（ａ）主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、一時払保険料とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主約款に定める年払契約の保険料の払込の猶予期間の規定によるほか、第８条第４項および第９条の規定を準用します。
（ｂ）更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前（ａ）に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特

約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。

14．この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。この場合、第３項の規定にかかわらず、更新後のこの特約の保険期間は更新後の主契約の保険期間と同一とします。

15．更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、会社所定の特約により更新されることがあります。

第20条　**（特約の契約者配当）**

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第21条　**（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）**

主契約の入院給付金日額を減額した場合でも、この特約はそのまま有効に継続します。

２．前項の規定にかかわらず、主契約の入院給付金日額に対するこの特約のがん診断給付金額の割合が、会社所定の限度をこえることとなるときは、その限度までそのがん診断給付金額を減額します。ただし、減額後のそのがん診断給付金額が会社の定める金額未満となるときは、この特約は解約されたものとします。

３．前項の規定によって、がん診断給付金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

第22条　**（管轄裁判所）**

この特約におけるがん診断給付金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第23条　**（主約款の規定の準用）**

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第24条　**（解約返戻金のない保険契約に関する特則）**

主契約において「解約返戻金のない保険契約に関する特則」が付加される場合には、この特約の解約返戻金はありません。

２．この特則のみの解約はできません。

第25条　**（保険期間を有期から終身へ変更する特則）**

保険契約者は、この特約（以下「変更前特約」といいます。）の保険期間が満了する日の２か月前までに会社に申し出て、会社の承諾および被保険者の同意を得ることにより、被保険者選択を受けることなく、保険期間を終身とするがん診断給付金特約への変更をすることができます。（以下本条の変更を行なった場合の保険期間が終身のがん診断給付金特約を「変更後特約」といいます。）この場合、変更前特約の保険期間満了の日の翌日に変更後特約へ変更されるものとし、この日を変更日とします。

２．本条の変更を行なう場合、次の各号のすべての条件を満たすことを要します。

（１）主契約の保険期間が終身のとき、または主契約の保険期間が同時に終身へ変更となるとき

（２）変更日における主契約の主たる被保険者の年齢が89歳以下のとき

（３）変更前特約が契約日（更新の取扱が行なわれた後は、最初の契約日）より10年以上経過しているとき

３．前２項の規定にかかわらず、つぎの場合には、会社は本条の変更を取り扱いません。

（１）主契約または変更前特約の保険料の払込が免除されている場合

（２）主契約に特別条件付保険特約または特別条件付保険特約（2015）が付加されている場合

（３）変更日の前日までの保険料が払い込まれていない場合

４．変更後特約のがん診断給付金額は、変更前特約のがん診断給付金額と同額とします。

５．変更後特約には変更時の特約条項を適用し、その保険料は、変更時の保険料率および被保険者の年齢により計算します。

６．変更後特約の保険料払込方法（回数）は、主契約の保険料払込方法（回数）と同一とし、変更後特約の第１回保険料は、変更日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要

します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか第８条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第６項の規定を準用します。

７．変更後特約の第１回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、変更日以後猶予期間の満了する日までに変更後特約のがん診断給付金の支払事由が生じたとき、主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第８条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第４項および第９条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。

８．変更後特約について、第３条（がん診断給付金の支払）、第５条（特約保険料の払込免除）、第７条（特約の責任開始期）、第12条（責任開始期前のがん診断確定による無効）および第13条（告知義務および告知義務違反）に関する規定の適用に際しては、変更前特約の保険期間と変更後特約の保険期間とは継続されたものとします。

９．第１項の規定にかかわらず、変更日に会社が保険期間を終身とするがん診断給付金特約の付加を取り扱っていない場合には、会社は本条の変更を取り扱いません。この場合、変更前特約は、本条の取扱に準じて、変更日に会社の定める他の特約へ変更されることがあります。

第26条　**（平成20年５月12日以前に締結された特約の取扱に関する特則）**

平成20年５月12日以前に締結されたこの特約が更新され、かつ、この特約を付加した主契約に指定代理請求人特約が付加されていないときは、つぎの各号のとおり取り扱います。

（１）がん診断給付金の受取人が主たる被保険者で、主たる被保険者にがん診断給付金を請求できない特別な事情があるときは、主たる被保険者の戸籍上の配偶者（配偶者がいない場合には、主たる被保険者と生計を一にする親族）が、その事情を会社に申し出て、会社の承諾を得たうえ、主たる被保険者のために主たる被保険者に代わってがん診断給付金を請求することができます。

（２）前号の規定により、会社ががん診断給付金を代理人に支払った場合には、その後にがん診断給付金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

第27条　**（がん診断給付金の受取人による特約の存続）**

保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から１か月を経過した日に効力を生じます。

２．前項の解約が通知された場合でも、通知の時においてつぎの各号のすべてを満たすこの特約のがん診断給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

（１）保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること

（２）保険契約者でないこと

３．前項の通知をするときは、会社所定の書類（別表１）を提出してください。

４．第１項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第２項の規定により効力が生じなくなるまでに、この特約のがん診断給付金の支払事由が生じ、会社が給付金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、この特約のがん診断給付金の受取人に支払います。

第28条　**（がん診断給付金の受取人による特約の存続規定の適用時期）**

前条の規定は、債権者等によるこの特約の解約の通知が平成22年４月１日以後に会社に到達した場合に適用します。

第29条　**（平成22年３月２日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合の取扱に関する特則）**

平成22年３月２日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。

（１）平成22年３月２日以後に締結もしくは更新された主契約に付加されたこの特約が更新される場合、または平成22年３月２日以後に締結もしくは更新された主契約にこの特約が中途付加される場合

第８条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第10項の規定を適用します。

（２）平成22年３月１日以前に締結もしくは更新された主契約に付加されたこの特約が、主契約の更新と異なる時に更新される場合、または平成22年３月１日以前に締結もしくは更新された主契約にこの特約が中途付加される場合

第８条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第10項の規定は適用しません。

別表１　請求書類

項目	必要書類
がん診断給付金	（１）会社所定の請求書 （２）会社所定の様式による医師の診断書 （３）被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当該被保険者が主契約の被保険者以外の場合は戸籍抄本） （４）給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 （５）最終の保険料払込を証する書類 （６）保険証券
がん診断給付金の受取人による保険契約の存続	（１）会社所定の請求書 （２）がん診断給付金の受取人の戸籍抄本 （３）保険契約者の同意書 （４）がん診断給付金の受取人が債権者等に解約時支払額を支払ったことの証明書
（注）会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。	

別表２　対象となる悪性新生物

対象となる悪性新生物とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

表１　対象となる悪性新生物

疾病名	疾病の定義
悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病（ただし、上皮内癌、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌を除く）

表２　対象となる悪性新生物の基本分類表番号

分類項目	基本分類表番号
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	140～149
消化器および腹膜の悪性新生物	150～159
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	160～165
骨、結合組織、皮膚、および乳房の悪性新生物（170～175）のうち、 ・骨および関節軟骨の悪性新生物 ・結合組織およびその他の軟部組織の悪性新生物 ・皮膚の悪性黒色腫 ・女性乳房の悪性新生物 ・男性乳房の悪性新生物	 170 171 172 174 175
泌尿生殖器の悪性新生物	179～189
その他および部位不明の悪性新生物	190～199
リンパ組織および造血組織の悪性新生物	200～208

無事故給付金特約条項　目次

（この特約の概要）……111
第１条　特約の被保険者……111
第２条　無事故給付金の支払……111
第３条　無事故給付金の請求、支払時期および支払場所……111
第４条　特約保険料の払込免除……111
第５条　特約の締結……112
第６条　特約の責任開始期……112
第７条　特約の保険期間および保険料払込期間……112
第８条　特約の保険料の払込……112
第９条　猶予期間中の保険事故と保険料の取扱……112
第10条　特約の失効……112
第11条　特約の復活……112
第12条　告知義務および告知義務違反……112
第13条　重大事由による解除……113
第14条　特約の解約……113
第15条　特約の返戻金……113
第16条　特約の消滅とみなす場合……113
第17条　無事故給付金額の減額……113
第18条　特約の更新……113
第19条　特約の契約者配当……114
第20条　管轄裁判所……114
第21条　主約款の規定の準用……114
第22条　解約返戻金のない保険契約に関する特則……114
第23条　災害不担保特則……114
第24条　平成22年３月２日以後にこの特約が更新される場合の取扱に関する特則……114
別表１　請求書類……115

無事故給付金特約条項

（平成22年３月２日改正）

（この特約の概要）

この特約は、被保険者がこの特約の保険期間の満了時に生存し、かつ、この特約の保険期間中に主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める疾病入院給付金、災害入院給付金または手術給付金のいずれもが支払われなかったときに無事故給付金として所定の給付を行なうことを主な内容とするものです。

第１条　**（特約の被保険者）**

この特約の被保険者は、主契約の主たる被保険者と同一とします。

第２条　**（無事故給付金の支払）**

この特約において支払う無事故給付金は、つぎのとおりです。

給付金の種類	支払額	受取人	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）
無事故給付金	無事故給付金額	保険契約者	被保険者がこの特約の保険期間満了時に生存し、かつ、この特約の保険期間中に主約款に定める疾病入院給付金、災害入院給付金または手術給付金（以下「入院給付金」といいます。）のいずれもが支払われなかったとき

２．無事故給付金が支払われた後に、その保険期間中の入院給付金の請求を受け、その入院給付金が支払われることとなったときは、会社は、支払われた無事故給付金を差し引いて給付金を支払います。ただし、入院給付金が無事故給付金に不足する場合には、保険契約者は、その不足する金額を会社に返還してください。

３．この特約が更新される場合の無事故給付金の支払に関しては、つぎの各号のとおり取り扱います。

（１）第18条（特約の更新）第８項第２号の規定にかかわらず、更新前および更新後のそれぞれの保険期間について、前２項の規定を適用します。

（２）被保険者が同一の事由により２回以上入院し、それらの入院が主約款の規定により、１回の入院と見なされる場合で、それらの入院の最初の入院日と最後の退院日との期間中にこの特約が更新されたときは、それらの入院は、最初の入院が入院給付金の支払事由に定める入院日数に達した日の属する保険期間における入院とみなします。

（３）前号に該当する場合を除き、この特約の更新時を含んで継続している主約款に規定する入院（継続した１回の入院とみなされる入院を含みます。）は、その入院が入院給付金の支払事由に定める入院日数に達した日の属する保険期間における入院とみなします。

４．無事故給付金の受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。

第３条　**（無事故給付金の請求、支払時期および支払場所）**

無事故給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者は、すみやかに会社に通知してください。

２．無事故給付金を請求するときは、保険契約者は、会社に請求に必要な書類（別表１）を提出してください。

３．主約款に定める給付金の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による無事故給付金の支払の場合に準用します。

第４条　**（特約保険料の払込免除）**

主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。

2．前項のほか、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合にも、主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
3．この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、前２項の規定は適用しません。

第５条　**（特約の締結）**
保険契約者は、主契約の契約日または更新日に、会社の定める取扱に基づき、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、主契約の締結の際、主契約に付加する場合は、主契約とあわせて被保険者の選択を行ない、主契約の更新日に、主契約に付加する場合は、新たに被保険者に関する告知を求め、被保険者の選択を行ないます。

第６条　**（特約の責任開始期）**
この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の更新日に、主契約に付加する場合で、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、主契約のその更新日からこの特約上の責任を負います。

第７条　**（特約の保険期間および保険料払込期間）**
この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険料払込期間の満了する日を限度とし、会社所定の範囲内で定めます。

第８条　**（特約の保険料の払込）**
この特約（特約保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。）の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
2．前項の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
3．主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向って解約されたものとします。
4．年払契約または半年払契約で、払い込んだ保険料（第１回保険料を含みます。）に対応する保険料期間中にこの特約が消滅したとき（減額したときを含みます。）、またはこの特約の特約保険料払込の免除事由が生じて特約保険料の払込を要しなくなったときは、それらの事由に該当したつぎの月単位の契約応当日から当該保険料期間の末日までの期間に対して、会社は、会社の定める方法により計算した未経過保険料がある場合はこれを保険契約者（保険金を支払うときは保険金の受取人）に払い戻します。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは、未経過保険料を払い戻しません。

第９条　**（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）**
保険料払込の猶予期間中に、無事故給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。
2．無事故給付金が前項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する時までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、無事故給付金を支払いません。

第10条　**（特約の失効）**
主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向って効力を失います。

第11条　**（特約の復活）**
主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2．会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、この特約の復活の取扱をします。この場合、主約款の復活の規定を準用します。

第12条　**（告知義務および告知義務違反）**
この特約の締結または復活に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務お

よび告知義務違反に関する規定を準用します。

第13条　**（重大事由による解除）**

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

第14条　**（特約の解約）**

この特約のみの解約は取り扱いません。

第15条　**（特約の返戻金）**

この特約が解約または解除されたときは、会社は、会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。

2．主契約の入院給付金または手術給付金が支払われた場合には、この特約の解約返戻金はありません。

3．この特約が次条の規定により消滅したときは、前２項の規定を準用します。

4．前項の規定にかかわらず、主たる被保険者の死亡により主契約が消滅した場合には、この特約の解約返戻金はありません。

第16条　**（特約の消滅とみなす場合）**

主契約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は消滅したものとみなします。

第17条　**（無事故給付金額の減額）**

この特約のみの減額は取り扱いません。

2．主契約が減額された場合には、この特約も主契約と同一割合で減額します。

3．前項の規定により、この特約の無事故給付金額が減額された場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

第18条　**（特約の更新）**

この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了の日の２か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間満了の日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間満了の日の翌日を更新日とします。

2．前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、会社は、前項の更新を取り扱いません。

（１）更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める最高年齢をこえるとき

（２）更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき

（３）主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき

（４）主契約の保険料の払込が免除されているとき

3．更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。

4．更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。

5．更新後のこの特約の無事故給付金額は、更新前のこの特約の無事故給付金額と同一とします。

6．更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。

7．更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とし、更新後のこの特約の第１回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第８条（特約の保険料の払込）第３項の規定を準用します。

8．この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。

（１）更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。

（２）第４条（特約保険料の払込免除）および第12条（告知義務および告知義務違反）に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。

9．この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。この場合、第３項の規定にかかわらず、更新後のこの特約

の保険期間は更新後の主契約の保険期間と同一とします。

10．更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、会社所定の特約により更新されることがあります。

第19条　**（特約の契約者配当）**

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第20条　**（管轄裁判所）**

この特約における給付金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第21条　**（主約款の規定の準用）**

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第22条　**（解約返戻金のない保険契約に関する特則）**

主契約において「解約返戻金のない保険契約に関する特則」が付加される場合には、この特約の解約返戻金はありません。

２．この特則のみの解約はできません。

第23条　**（災害不担保特則）**

主契約において「災害不担保特則」が付加される場合には、第２条（無事故給付金の支払）第１項中、「疾病入院給付金、災害入院給付金または手術給付金」とあるのは「疾病入院給付金または手術給付金」と読み替えます。

２．この特則のみの解約はできません。

第24条　**（平成22年３月２日以後にこの特約が更新される場合の取扱に関する特則）**

平成22年３月２日以後にこの特約が更新される場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。

（１）平成22年３月２日以後に締結または更新された主契約に付加されたこの特約が更新される場合
　第８条（特約の保険料の払込）第４項の規定を適用します。

（２）平成22年３月１日以前に締結または更新された主契約に付加されたこの特約が、主契約の更新と異なる時に更新される場合
　第８条（特約の保険料の払込）第４項の規定は適用しません。

別表１　請求書類

	項目	必要書類
1	無事故給付金	（１）会社所定の請求書 （２）被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） （３）保険契約者の戸籍抄本と印鑑証明書 （４）最終の保険料払込を証する書類 （５）保険証券
（注）会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。		

特別条件付保険特約条項（2015）　目次

１．特別条件の適用 ……117
第１条　特別条件の適用 ……117
２．特別条件 ……117
第２条　特別条件 ……117
３．特約の解約返戻金 ……119
第３条　特約の解約返戻金 ……119
４．復活の制限 ……120
第４条　復活の制限 ……120
第５条　復活の制限に関する特則 ……120
５．主約款および特約条項の規定の適用除外 ……120
第６条　主約款および特約条項の規定の適用除外 ……120

特別条件付保険特約条項（2015）

（平成27年12月２日改正）

１．特別条件の適用

第１条　**（特別条件の適用）**

次の表のいずれかの場合に、主契約*1 の被保険者の健康状態その他が当社所定の基準に適合しないときに、主契約または主特約*2 に、保険契約者の承諾を得て、この特約を付加します。この場合、この特約の特別条件の適用日は次の表のとおりです。

特別条件を適用する場合	特別条件の適用日
主契約の締結の際	主契約の契約日
主契約の復活の際	復活の際の責任開始日*3
主契約の契約日後に主特約*2 を付加する際	主特約*2 の責任開始日*3

２．特別条件

第２条　**（特別条件）**

１．この特約により主契約または主特約に適用する特別条件は、被保険者の健康状態その他が当社所定の基準に適合しない程度に応じて、次のうちいずれか１または２以上の方法によります。

（１）保険金削減支払法

①　適用日から起算して当社所定の保険金削減期間内に、主契約の被保険者が次のいずれかに該当したときは、主約款*1 または主特約の特約条項により支払うべき保険金等の金額を削減して支払います。

ア．死亡したこと

イ．特定の疾病により所定の状態に該当したこと

ウ．高度障害状態になったこと

エ．介護一時金の支払事由に該当したこと

②　本条１.（１）①の場合、次の算式により計算した金額を支払います。この場合、主契約の被保険者が災害または別表４に定める感染症により、死亡し、高度障害状態または介護一時金の支払事由に該当したときは、経過期間に応じた割合を100％とします。

支払金額　＝　主約款または主特約の特約条項により支払うべき保険金等の金額　×　次の表の経過期間に応じた割合

ただし、保険料払込済みの主契約もしくは主特約または保険契約の復活の際にこの特別条件を適用した主契約もしくは主特約については、次の算式により計算した金額を支払います。

備　考

第１条　備考

*1　主たる保険契約をいいます。以下同じ。

*2　主契約に付加する当社所定の特約をいいます。以下同じ。

*3　責任開始期の属する日をいいます。

第２条　備考

*1　主契約の普通保険約款をいいます。以下同じ。

支払金額 ＝（主約款または主特約の特約条項により支払うべき保険金等の金額 － 支払事由に該当した時における責任準備金の金額）× 次の表の経過期間に応じた割合 ＋ 支払事由に該当した時における責任準備金の金額

保険金等の支払事由に該当した時までの経過期間	削減期間				
	１年	２年	３年	４年	５年
１年以内	５０％	３０％	２５％	２０％	１５％
１年超２年以内		６０％	５０％	４０％	３０％
２年超３年以内			７５％	６０％	４５％
３年超４年以内				８０％	６０％
４年超５年以内					８０％

（２）給付金削減支払法

① 適用日から起算して当社所定の給付金削減期間内に、主契約の被保険者が次のいずれかに該当したときは、主約款または主特約の特約条項により支払うべき給付金等の金額を削減して支払います。

ア．入院したこと
イ．手術をしたこと
ウ．入院したのちに退院したこと
エ．先進医療による療養を受けたこと
オ．放射線治療を受けたこと

② 本条１.（２）①の場合、次の算式により計算した金額を基準として支払います。この場合、災害または別表４に定める感染症によるときは、経過期間に応じた割合を100％とします。

給付金の基準とする金額 ＝ 主約款または主特約の特約条項により支払うべき給付金等の金額 × 本条１．（１）②の表の経過期間に応じた割合

（３）特別保険料領収法

① 主契約または主特約の保険料に、当社所定の特別保険料を加算した金額を払い込むべき主契約または主特約の保険料とします。

② 主約款または主特約の特約条項によって保険料の払込みが免除された場合は、同時に特別保険料の払込みを免除します。

（４）特定部位・特定疾病不担保法

① 適用日から起算して当社所定の不担保期間内に、別表６に定める身体部位または特定疾病*2 のうちこの特別条件を適用する際に当社が指定した部位に生じた疾病または特定疾病の治療を目的として、主契約の被保険者が次のいずれかに該当するときは、給付金を支払いません。ただし、別表４に定める感染症によるときは、給付金を支払います。

ア．入院をしたこと
イ．手術を受けたこと
ウ．入院をしたのちに退院したこと
エ．先進医療による療養を受けたこと
オ．放射線治療を受けたこと

② 主契約の被保険者が当社所定の不担保期間の満了日を含んで継続して入院したときは、その入院については、その満了日の翌日を入院の開始日とみなして給付金を支払います。

（５）特定障害不担保法

この方法により不担保とする特定障害は、次の①または②のとおりとします。

① 視力障害

備　考

第２条　備考

*2　医学上重要な関係があると当社が認めた疾病を含みます。

主契約の被保険者が身体の障害状態*3 のうち、次のいずれかに該当し、主約款または主特約の特約条項に定める高度障害保険金もしくは障害給付金*4 の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じた場合は、当社は高度障害保険金もしくは障害給付金の支払いまたは保険料払込みの免除を行いません。ただし、別表４に定める感染症による場合は、高度障害保険金もしくは障害給付金の支払いまたは保険料払込みの免除を行います。

ア．両眼の視力を全く永久に失ったもの

イ．１眼の視力を全く永久に失ったもの

ウ．両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの

② 聴力障害

主契約の被保険者が身体の障害状態のうち、次のいずれかに該当し、主約款または主特約の特約条項に定める障害給付金の支払事由または保険料払込みの免除事由に該当した場合は、当社は、障害給付金の支払いまたは保険料払込みの免除を行いません。ただし、別表４に定める感染症による場合は、障害給付金の支払いまたは保険料払込みの免除を行います。

ア．両耳の聴力を全く永久に失ったもの

イ．１耳の聴力を全く永久に失ったもの

ウ．両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの

（６）年増法

この方法を適用した場合は、当社は、被保険者の健康状態その他が当社所定の基準に適合しない程度に応じて、被保険者の主約款に定める契約年齢に、当社所定の年数を加算した年齢を契約年齢とし、その年齢に基づいて主契約または主特約の保険料および解約返戻金等の金額を計算します。

２．保険金削減支払法または特定障害不担保法が適用された収入保障保険普通保険約款、無解約返戻金型収入保障保険普通保険約款または収入保障特約条項により遺族年金、特約遺族年金、高度障害年金、特約高度障害年金またはこれらの現価を支払うときは、本条１.（１）または（５）に準じて取り扱います。

３．特約の解約返戻金

第３条　**（特約の解約返戻金）**

第２条（特別条件）１.（３）の特別保険料領収法が適用されている保険契約の場合、次のとおり取り扱います。

（１）この特約の特別保険料に対する解約返戻金および責任準備金は、主約款または主特約の特約条項の定めにより計算します。

（２）主契約の解約返戻金が支払われる場合は、この特約の特別保険料に対する解約返戻金をあわせて支払い、主契約の責任準備金が支払われる場合は、この特約の特別保険料に対する責任準備金をあわせて支払います。

（３）主契約において次の取扱いを行う場合は、この特約の特別保険料に対する解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算します。

① 保険料の自動振替貸付

② 契約者貸付

備　考

第２条　備考

*3　主約款または主特約の特約条項に定める高度障害状態または身体障害の状態をいいます。

*4　名称の如何を問わず、身体の障害状態に該当したことにより支払われる保険金、年金または給付金等を含みます。

４．復活の制限

第４条　**（復活の制限）**

この特約を付加した保険契約が効力を失った場合、保険契約の復活の請求は保険契約が効力を失った日から起算して２年以内とします。

第５条　**（復活の制限に関する特則）**

１．本則は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	無解約返戻金型入院一時金給付保険（2015） 無解約返戻金型医療保険（2013） 無解約返戻金型医療保険（08） 無解約返戻金型介護認定一時金給付保険（11） 医療保険

２．この特約を本条１．の主契約に付加した場合には、次の表の定めについて、次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
第４条（復活の制限）	２年以内	当社所定の期間内（１年以内で定めます。）

５．主約款および特約条項の規定の適用除外

第６条　**（主約款および特約条項の規定の適用除外）**

１．この特約の特別条件を主契約に適用した場合、次の取扱いは行いません。ただし、保険金削減支払法もしくは給付金削減支払法の場合で、保険金削減期間経過後もしくは給付金削減期間経過後のとき、特定部位・特定疾病不担保法または特定障害不担保法のときは取り扱います。

（１）延長定期保険への変更
（２）払済保険への変更
（３）保険期間の変更
（４）保険料払込期間の変更
（５）保険料の払込完了の特則の適用
（６）保険契約の更新

２．この特約の特別条件を主特約に適用した場合、取り扱わない契約内容の変更等は次の表の左欄のとおりです。ただし、次の表の右欄の場合は、その契約内容の変更等を取り扱います。

取り扱わない契約内容の変更等	左欄の変更等を例外として取り扱う場合
延長定期保険への変更 払済保険への変更	① 保険金削減支払法の場合で保険金削減期間経過後のとき ② 給付金削減支払法のとき ③ 特定部位・特定疾病不担保法のとき ④ 特定障害不担保法のとき
特別条件を適用した、主特約の保険期間の変更または保険料払込期間の変更をともなう次の変更等 （１）主契約の保険期間もしくは保険料払込期間の変更 （２）特約の付加 （３）特則の適用	① 保険金削減支払法の場合で保険金削減期間経過後のとき ② 給付金削減支払法の場合で給付金削減期間経過後のとき ③ 特定部位・特定疾病不担保法のとき ④ 特定障害不担保法のとき
特別条件を適用した主特約の更新および復旧	① 保険金削減支払法の場合で保険金削減期間経過後のとき ② 給付金削減支払法の場合で給付金削減期間経過後のとき ③ 特定部位・特定疾病不担保法のとき ④ 特定障害不担保法のとき

別表４　対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成21年３月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスＡ	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群［ＳＡＲＳ］ （ただし、病原体がコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限ります。）	U04

別表６　特定部位・特定疾病不担保法により不担保とする部位および特定疾病

	身体部位および特定疾病の名称
1	眼球および眼球附属器
2	耳（内耳、中耳、外耳、聴神経を含みます。）および乳様突起
3	鼻（副鼻腔を含みます。）
4	咽頭および喉頭
5	口腔、歯、歯肉、舌、顎下腺、耳下腺、および舌下腺
6	甲状腺
7	食道
8	胃、十二指腸および空腸
9	小腸および大腸
10	盲腸（虫様突起を含みます。）
11	直腸および肛門
12	肝臓、胆嚢および胆管
13	膵臓
14	肺臓、胸膜、気管、気管支および胸郭
15	腎臓および尿管
16	膀胱および尿道
17	前立腺、睾丸、副睾丸、精管、精索および精嚢
18	子宮、卵巣および子宮附属器（異常分娩、妊娠異常が生じた場合を含みます。）
19	乳房（乳腺を含みます。）
20	鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニア、または大腿ヘルニアが生じた場合に限ります。）
21	頸椎部（当該神経を含みます。）
22	胸椎部（当該神経を含みます。）
23	腰椎部（当該神経を含みます。）
24	仙骨部および尾骨部（当該神経を含みます。）
25	左肩関節部
26	右肩関節部
27	左鎖骨
28	右鎖骨
29	左股関節部
30	右股関節部
31	左上肢（左肩関節部を除きます。）
32	右上肢（右肩関節部を除きます。）
33	左下肢（左股関節部を除きます。）
34	右下肢（右股関節部を除きます。）
35	子宮体部（帝王切開を受けた場合に限ります。）
36	脊椎（当該神経を含みます。）
37	皮膚（頭皮を含みます。）
38	異常妊娠、異常分娩（帝王切開を含みます。）
39	外傷に伴う合併症、後遺症

指定代理請求人特約条項　目次

第１条　特約の締結 ……124
第２条　特約の対象となる保険金等 ……124
第３条　指定代理請求人による保険金等の請求 ……124
第４条　指定代理請求人の指定および変更 ……124
第５条　解除の通知 ……125
第６条　特約の解約 ……125
第７条　主約款の定めの準用 ……125
第８条　主約款等の代理請求不適用に関する特則 ……126
第９条　保険金等の一時支払に関する特則 ……126
第10条　契約者配当金に関する特則 ……126
第11条　５年ごと利差配当付こども保険に付加した場合の特則 ……126
第12条　医療保険またはがん保険に付加した場合の特則 ……126

指定代理請求人特約条項

（平成27年４月２日改正）

第１条　**（特約の締結）**

この特約は、主契約*1 の契約日以後、当社所定の取扱いに基づき、被保険者*2 の同意および当社の承諾を得て、主契約の保険契約者の申出により、主契約に付加して締結することができます。

第２条　**（特約の対象となる保険金等）**

この特約の対象となる保険金等（以下「保険金等」といいます。）は、次に定めるとおりとします。

（１）被保険者と受取人が同一人である保険金、給付金、年金および祝金
（２）保険契約者と被保険者が同一人である場合の保険料払込みの免除
（３）保険契約者と被保険者が同一人である場合の契約者配当金

第３条　**（指定代理請求人による保険金等の請求）**

１．第２条（特約の対象となる保険金等）に定める保険金等の受取人が保険金等を請求できない次の事情があるときは、指定代理請求人が、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。*1
（１）保険金等の請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合
（２）当社が認める傷病名の告知を受けていない場合
（３）その他これに準じる状態であると当社が認めた場合

２．本条１．により当社が保険金等を指定代理請求人に支払ったときは、その後保険金等の請求を受けても、当社は、これを支払いません。

３．事実の確認*2 に際し、指定代理請求人が、当社からの事実の照会について正当な理由がなく、回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで保険金等を支払いません。

４．本条にかかわらず、次のいずれかに該当する者は指定代理請求人としての取扱いを受けることができません。
（１）故意に保険金等の支払事由*3 を生じさせた者
（２）故意に保険金等の受取人を保険金等の請求ができない状態にさせた者

第４条　**（指定代理請求人の指定および変更）**

１．保険契約者は、被保険者の同意を得て、あらかじめ次の表の範囲内で指定代理請求人を指定してください。*1 ただし、請求時においてもその者が次の表の（１）または（２）の範囲内の者であることを必要とします。

備　考

第１条　備考

*1　主たる保険契約をいいます。以下同じ。
*2　主契約の被保険者をいいます。以下同じ。

第３条　備考

*1　当社所定の請求に必要な書類およびその事情を示す書類を提出してください。
*2　当社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときを含みます。
*3　保険料の払込免除事由を含みます。

第４条　備考

*1　指定代理請求人は１人とします。

（１）	① 被保険者の戸籍上の配偶者 ② 被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の３親等内の親族 ③ 被保険者の直系血族 ④ 被保険者の兄弟姉妹*2
（２）*3	① 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている本表（１）②以外の者 ② 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者 ③ その他、本表（２）①および②に掲げる者と同等の特別な事情がある者として当社が認めた者

２．本条１．の指定代理請求人が指定されていない場合*4 または指定代理請求人が本条の代理請求をすることができない特別の事情がある場合は、次の者を代理請求人とします。

（１）	死亡保険金受取人、遺族年金受取人または死亡給付金受取人*5	
（２）	本表（１）に該当する者がいない場合またはこれに該当する者が代理請求をすることができない特別な事情がある場合	被保険者の戸籍上の配偶者*5
（３）	本表（１）または（２）に該当する者がいない場合またはこれに該当する者が代理請求をすることができない特別な事情がある場合	被保険者の３親等内の親族*5

３．本条１．および２．にかかわらず、保険契約者は、被保険者の同意を得て、本条１．および２．に定める範囲内で、指定代理請求人を変更*6 することができます。*7

４．保険金等の受取人が法人に変更された場合は、同時に指定代理請求人を指定しない変更が行われたものとします。

５．本条３．の変更は、保険証券に表示または承認書による通知を受けてからでなければ、当社に対抗することができません。

第５条　**（解除の通知）**

この特約を付加している場合、主契約または主契約に付加されている特約の告知義務違反による解除または重大事由による解除の通知については、主約款*1 または特約条項に定めるほか、正当な理由によっていずれにも通知できない場合は、指定代理請求人に通知します。

第６条　**（特約の解約）**

この特約のみの解約は取り扱いません。

第７条　**（主約款の定めの準用）**

この特約に別段の定めのない場合は、主約款に準じて取り扱います。

備　考

第４条　備考

*2　兄弟姉妹がいないときは甥姪、伯父伯母、叔父叔母。

*3　当社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適当な理由があると当社が認めた者に限ります。

*4　指定代理請求人が死亡しているときもしくは請求時に本条１．（１）または（２）の範囲のいずれの者にも該当しないときを含みます。

*5　請求時に被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている者に限ります。

*6　指定代理請求人を指定しない変更を含みます。

*7　当社所定の請求に必要な書類を提出してください。

第５条　備考

*1　主契約の普通保険約款をいいます。以下同じ。

第８条　**（主約款等の代理請求不適用に関する特則）**

この特約を付加している場合、主約款または主契約に付加されている特約条項中、保険金等の受取人の生存中に所定の者が保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求できる旨の取扱い*1 は適用せず、この特約条項に定めるところにより取り扱います。

第９条　**（保険金等の一時支払に関する特則）**

指定代理請求人が保険金等を請求する場合は、主約款に定める保険金等の支払方法の選択の定めは適用しません。

第10条　**（契約者配当金に関する特則）**

被保険者が年金受取人となる場合、その受け取ることとなる契約者配当金については第２条（特約の対象となる保険金等）に含むものとします。

第11条　**（５年ごと利差配当付こども保険に付加した場合の特則）**

この特約を５年ごと利差配当付こども保険に付加した場合は、次のとおり取り扱います。

（１）第１条（特約の締結）および第４条（指定代理請求人の指定および変更）における、被保険者の同意を得る取扱いは適用しません。

（２）次の表の定めについて、次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象		読み替え前の語句	読み替え後の語句
第２条（特約の対象となる保険金等）	（１）	被保険者	保険契約者
	（２）	保険契約者と被保険者が同一人である場合の保険料払込みの免除	保険料の払込免除（養育年金が支払われるときを除きます。）
	（３）	保険契約者と被保険者が同一人である場合の契約者配当金	契約者配当金
第４条（指定代理請求人の指定および変更）１．および２．		被保険者	保険契約者

第12条　**（医療保険またはがん保険に付加した場合の特則）**

この特約を医療保険またはがん保険に付加した場合は、次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
第１条（特約の締結）	被保険者	主たる被保険者
第２条（特約の対象となる保険金等）		
第４条（指定代理請求人の指定および変更）１．および２．		

備　考

第８条　備考

*1　次の取扱いをさします。

１．指定代理請求人に関する取扱い

２．介護年金受取人の代理人に関する取扱い

３．入院給付金等の代理請求に関する取扱い

５年ごと利差配当付年金払特約条項　目次

第１条　特約の締結 ……128
第２条　年金基金の設定 ……128
第３条　年金支払日 ……128
第４条　基本年金額の計算 ……128
第５条　年金の種類および型 ……128
第６条　年金の支払い ……129
第７条　年金の分割支払い ……129
第８条　年金の一括払 ……129
第９条　年金の請求、支払時期および支払い等に必要な確認 ……130
第10条　特約の解約、減額等の取扱い ……130
第11条　特約の消滅 ……130
第12条　相続人の代表者 ……130
第13条　特約の更新 ……130
第14条　契約者配当準備金の積立て ……130
第15条　契約者配当金の割当て ……131
第16条　契約者配当金の支払い ……131
第17条　年齢の計算 ……131
第18条　年齢または性別の誤りの処理 ……131
第19条　時効 ……132
第20条　主約款の定めの準用 ……132
第21条　収入保障保険等に付加した場合の特則 ……132
第22条　重大事由による解除 ……132
【未払年金の現価】（平成29年４月２日改定） ……134

5年ごと利差配当付年金払特約条項

（平成27年4月2日改正）

第1条　**（特約の締結）**

1．この特約の締結については次のとおり取り扱います。

（1）主契約*1 の契約日以後は保険契約者の申出により締結します。

（2）保険金等*2 の支払事由が生じた後はその受取人の申出により締結します。

2．保険金等を支払った後は、この特約は締結しません。

第2条　**（年金基金の設定）**

1．年金基金設定日*1 に、当社所定の範囲内で、保険金等*2 の全部または一部を年金基金に充当して設定されます。*3

2．年金基金が設定されたときは、年金証書を年金受取人に交付します。

第3条　**（年金支払日）**

1．年金支払開始日*1 は、年金基金設定日とします。

2．第2回以後の年金支払日は、年金支払開始日の年単位の応当日とします。

第4条　**（基本年金額の計算）**

1．第2条（年金基金の設定）の定めにより年金基金が設定されたときは、年金基金に充当された金額をもとに、年金基金設定日における当社所定の率により年金額を定めます。（以下「基本年金額」といいます。）

2．基本年金額が当社所定の金額に満たない場合は、この特約の付加はなかったものとして取り扱います。

第5条　**（年金の種類および型）**

年金の種類および型は次の表のとおりとします。

年金の種類	（1）　確定年金 （2）　保証期間付終身年金
年金の型	毎年の年金額が基本年金額と同額の定額型とします。

備　考

第1条　備考

*1　主たる保険契約をいいます。以下同じ。

*2　主契約または主契約に付加された他の特約において支払われる保険金または給付金をいいます。以下同じ。

第2条　備考

*1　保険金等の支払事由が生じた時または保険金等の受取人の申出によりこの特約が締結されたときは締結の時とします。以下同じ。

*2　保険金等とともに支払われる金銭を含みます。

*3　保険金等の受取人は、当社所定の範囲内で、年金基金を追加することができます。

第3条　備考

*1　第1回の年金支払日をいいます。以下同じ。

第６条　**（年金の支払い）**

１．当社は、年金の種類により次の表のとおり年金を年金受取人に支払います。

支払事由	（１）確定年金の場合 年金支払期間中、年金を支払います。 （２）保証期間付終身年金の場合 年金受取人が年金支払日に生存しているときは、年金を支払います。
年金額	第４条（基本年金額の計算）および第５条（年金の種類および型）によって定められた年金額
年金受取人	年金基金に充当された保険金等の受取人*1 *2

２．年金受取人が死亡したときの取扱いは、年金の種類により次に定めるところによります。

（１）確定年金の場合

年金受取人が年金支払期間中の最後の年金支払日前に死亡したときは、年金支払期間中の未払年金の現価を年金受取人の死亡時の法定相続人に支払います。

（２）保証期間付終身年金の場合

年金受取人が保証期間中の最後の年金支払日前に死亡したときは、保証期間中の未払年金の現価を年金受取人の死亡時の法定相続人に支払います。

３．本条１．にかかわらず、保険契約者と年金受取人が異なる場合、年金受取人は、年金基金設定日以後、保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。

第７条　**（年金の分割支払い）**

１．年金受取人から請求があったときは、当社所定の利率および方法により、年金額を等分して支払います。ただし、年金額が当社所定の金額に満たないときは、年金の分割支払いは取り扱いません。

２．本条１により、年金額を分割して支払うときは、当社所定の利率により計算した利息をつけて支払います。

第８条　**（年金の一括払）**

１．年金受取人は、将来の年金の支払いにかえて、年金の種類により次の表のとおり未払年金の一括払を請求することができます。

（１）請求時期	① 確定年金の場合 年金支払開始日以後、年金支払期間の最後の年金支払日前 ② 保証期間付終身年金の場合 年金支払開始日以後、保証期間中の最後の年金支払日前
（２）支払額	① 確定年金の場合 残余年金支払期間の未払年金の現価*1 ② 保証期間付終身年金の場合 残余保証期間の未払年金の現価

２．本条１．（１）②および（２）②により年金の一括払が行われたときは、次のとおり取り扱います。

（１）保証期間経過後の毎年の年金支払日に年金受取人が生存しているときは、年金を継続して支払います。

備　考

第６条　備考

*1　保険金の受取人が２人以上の場合は、その代表者とします。

*2　保証期間付終身年金において保険金等の受取人が法人の場合は、その法人の指定した者を年金受取人とします。

第８条　備考

*1　年金の一括払を行ったときは、この特約は消滅します。

（２）年金の一括払が行われた後、残余保証期間中に年金受取人が死亡したときは、年金受取人の死亡時にこの特約は消滅します。
（３）年金の一括払をした場合は、年金証書に表示します。

第９条　**（年金の請求、支払時期および支払い等に必要な確認）**
１．年金を請求するときは、年金受取人は、当社所定の請求に必要な書類*1 を提出してください。
２．この特約年金の支払時期および支払い等に必要な確認については、主約款*2 の定めに準じて取扱います。

第10条　**（特約の解約、減額等の取扱い）**
１．保険契約者は、年金基金設定日前に限り、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
２．年金基金設定日以後は、次の取扱いは行いません。
（１）基本年金額の減額
（２）契約者貸付
（３）年金の種類、保証期間および年金支払期間の変更

第11条　**（特約の消滅）**
次のいずれかに該当したとき、この特約は消滅します。
（１）主契約が保険金等の支払事由以外の事由により消滅したとき
（２）保険金等の支払事由の発生日以後、保険金等の受取人が保険金等の全部について一時に受け取ったとき

第12条　**（相続人の代表者）**
１．年金受取人が死亡したときで、年金受取人の法定相続人が２人以上の場合は、代表者１人を定めてください。*1
２．本条１.の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、当社が法定相続人の１人に対してした行為は、他の法定相続人に対しても効力を生じます。

第13条　**（特約の更新）**
主契約が更新された場合は、この特約も同時に更新されたものとします。

第14条　**（契約者配当準備金の積立て）**
当社は、年金基金設定日の直後の事業年度末において年金基金の責任準備金および運用利率に基づく運用益が当社の予定した利率*1 に基づく運用益をこえた場合、そのこえた部分の運用益のうち、当社所定の方法により計算された金額を契約者配当準備金として積み立て、さらに、その翌事業年度以後の毎事業年度末において当該事業年度にかかる責任準備金、契約者配当準備金および運用利率に基づく運用益と当社の予定した利率に基づく運用益との差額のうち当社所定の方法により計算された

備　考

第９条　備考
*1　請求権者であることを証する書類、年金等の支払事由が生じたことを証する書類とその他の請求手続きに必要な書類のうち、当社が提出を求めるものとします。
*2　主契約の普通保険約款をいいます。以下同じ。

第12条　備考
*1　代表者は他の法定相続人を代理するものとします。

第14条　備考
*1　基本年金額等を算出する際に用いた利率をいいます。以下、本条において同じ。

金額を前事業年度末の契約者配当準備金に積み増しまたは取り崩します。

第15条　**（契約者配当金の割当て）**

1．当社は、第14条（契約者配当準備金の積立て）によって積み立てた契約者配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の年金基金を設定したこの特約に対して、当社所定の方法により計算した契約者配当金を割り当てます。この場合、本条１．（３）に該当する保険契約については本条１．（２）に該当した場合に割り当てる金額を下回る金額とします。

（１）次の事業年度中に年金基金設定日の５年ごとの応当日が到来するこの特約

（２）年金の種類が確定年金で次の事業年度中に年金支払期間が満了するこの特約または次の事業年度中に年金受取人の死亡により消滅するこの特約*1

（３）次の事業年度中に第８条（年金の一括払）１．（１）①および（２）①の年金の一括払により消滅するこの特約*1

2．本条１．のほか、年金基金設定日から起算して所定年数を経過し、かつ、所定の条件を満たすこの特約に対しても、契約者配当金を割り当てることがあります。

第16条　**（契約者配当金の支払い）**

1．当社は、第15条（契約者配当金の割当て）１．（１）によって割り当てた契約者配当金に基づき、当社所定の方法により計算した金額を、次の事業年度の年金基金設定日の年単位の応当日にこの特約が有効に継続している場合に限り、次の方法で分配します。

（１）次の事業年度の年金基金設定日の年単位の応当日から当社所定の利率による複利計算の利息をつけて当社に積み立てて置いて、この特約が消滅したとき、または年金受取人から請求があったときに支払います。

（２）本条１．（１）によって支払う契約者配当金は、年金受取人の死亡により消滅するときは、年金受取人の死亡時の法定相続人に支払います。

2．当社は、第15条（契約者配当金の割当て）１．（２）および（３）によって割り当てた契約者配当金に基づき当社所定の方法により計算した金額を、年金受取人に支払います。*1

3．当社は、本条１．および２．のほか、本条１．に該当したこの特約がその直後の事業年度末までに消滅したときに、当社の定めるところにより、契約者配当金を支払います。

4．第15条（契約者配当金の割当て）２．によって割り当てた契約者配当金は、当社の定めるところにより支払います。

第17条　**（年齢の計算）**

1．保証期間付終身年金において、年金受取人の年齢は、年金基金設定日現在の満年で計算し、１年未満の端数については切り捨てます。

2．年金基金設定後の年金受取人の年齢は、本条１．の年齢に、年金基金設定日の年単位の応当日ごとに１歳を加えて計算します。

第18条　**（年齢または性別の誤りの処理）**

1．保証期間付終身年金において、当社所定の特約付加申込書に記載された年金受取人の年齢に誤りがあった場合は、次のとおり取り扱います。

備　考

第15条　備考

*1　本条１．（１）に該当するこの特約を除きます。

第16条　備考

*1　年金受取人の死亡により消滅するときは、年金受取人の死亡時の法定相続人に支払います。

年金基金設定日における実際の年齢の範囲	取扱い
当社所定の範囲内	実際の年齢に基づいて計算した基本年金額に改めます。*1
当社所定の範囲外	年金の種類を確定年金に変更してください。*1

2．保証期間付終身年金において、当社所定の特約付加申込書に記載された年金受取人の性別に誤りがあった場合は、実際の性別に基づいて計算した基本年金額に改めます。*1

3．本条1．および2．において、すでに支払った年金がある場合は、その支払った年金額と実際の年齢または性別に基づいて計算した年金額との過不足を精算します。

第19条　**（時効）**

年金その他この特約に基づく諸支払金の支払いを請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から起算して3年以内に請求がない場合は消滅します。

第20条　**（主約款の定めの準用）**

この特約に別段の定めのない場合は、主約款に準じて取り扱います。

第21条　**（収入保障保険等に付加した場合の特則）**

1．この特約を次の主契約に付加した場合は、遺族年金または高度障害年金の受取人の申出によって、遺族年金または高度障害年金の未支払分の現価の一時支払いが選択されたときに限って取り扱います。

主契約	収入保障保険 優良体収入保障保険 無解約返戻金型収入保障保険 無解約返戻金型優良体収入保障保険

2．本条1．によって、この特約の年金支払いを行う場合は、次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
第1条（特約の締結）1.（2）	保険金等	年金の未支払分の現価

第22条　**（重大事由による解除）**

1．当社は次の表のいずれかの事由がある場合は、この特約を将来に向かって解除することができます。

（1）	反社会的勢力*1への関与	保険契約者、被保険者または年金の受取人が、次のいずれかに該当するとき ① 反社会的勢力に該当すると認められること ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること ④ 保険契約者または年金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

備　考

第18条　備考

*1　当社所定の金額以上の年金額に変更してください。

第22条　備考

*1　暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

（２）	本表（１）と同等の事由	保険契約者、被保険者または年金の受取人に対する当社の信頼を損ない、この特約の存続を困難とする本表（１）と同等の重大な事由があるとき*2

２．年金基金設定日以後でも、当社は、本条１．によりこの特約を解除することができます。この場合は、本条１．の重大事由の発生時以後の年金の支払いをしません。*3

３．本条によりこの特約を解除するときは、当社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明である等の正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または年金の受取人に通知します。

４．本条によりこの特約を解除した場合は、当社は、第８条（年金の一括払）に定める一括払の請求を受け付けたものとして計算した支払額を保険契約者に支払います。

備　考

第22条　備考

*2　例えば、この保険契約の保険契約者、被保険者または年金受取人が、当社または他の保険者（他の保険会社等をいいます。）と締結した保険契約もしくは共済契約、またはこの保険契約に付加されている特約が重大事由に該当する場合等をいいます。

*3　すでに年金を支払っていたときは、年金の返還を請求します。

【未払年金の現価】（平成29年４月２日改定）

（基本年金額1,000円について）

年金受取人の死亡日 または 年金の一括払の請求日	３年確定年金	５年確定年金	10年確定年金	15年確定年金
	定額型	定額型	定額型	定額型
	円	円	円	円
第１回の年金支払日以後、第２回の年金支払日前	2,002	3,994	8,931	13,807
第２回の年金支払日以後、第３回の年金支払日前	1,002	2,999	7,949	12,837
第３回の年金支払日以後、第４回の年金支払日前	—	2,002	6,964	11,864
第４回の年金支払日以後、第５回の年金支払日前	—	1,002	5,976	10,889
第５回の年金支払日以後、第６回の年金支払日前	—	—	4,987	9,911
第６回の年金支払日以後、第７回の年金支払日前	—	—	3,994	8,931
第７回の年金支払日以後、第８回の年金支払日前	—	—	2,999	7,949
第８回の年金支払日以後、第９回の年金支払日前	—	—	2,002	6,964
第９回の年金支払日以後、第10回の年金支払日前	—	—	1,002	5,976
第10回の年金支払日以後、第11回の年金支払日前	—	—	—	4,987
第11回の年金支払日以後、第12回の年金支払日前	—	—	—	3,994
第12回の年金支払日以後、第13回の年金支払日前	—	—	—	2,999
第13回の年金支払日以後、第14回の年金支払日前	—	—	—	2,002
第14回の年金支払日以後、第15回の年金支払日前	—	—	—	1,002

（注）上表の金額を被保険者の死亡日または年金の一括払の請求日からその直後の年金支払日の前日までの期間について当社所定の利率によって割り引いて計算します。

保険料口座振替特約条項　目次

第１条　特約の締結 ……136
第２条　責任開始期および契約日の特則 ……136
第３条　保険料率 ……136
第４条　保険料の払込み ……137
第５条　保険料口座振替ができなかった場合の取扱い ……137
第６条　諸変更 ……137
第７条　特約の消滅 ……137
第８条　主約款の定めの準用 ……138
第９条　無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2017)等に付加した場合の特則 ……138
第10条　責任開始期に関する特約とあわせて主契約に付加した場合の特則 ……138

保険料口座振替特約条項

（平成29年４月２日改正）

第１条　**（特約の締結）**

１．この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間中において、保険契約者から申出があり、かつ、当社がこれを承諾した場合に締結します。

２．この特約を締結するには、次の条件を満たすものとします。

（１）指定口座*1 が、提携金融機関*2 に設置してあること

（２）保険契約者が、提携金融機関に対し、指定口座から当社の口座*3 へ保険料の口座振替を委任していること

第２条　**（責任開始期および契約日の特則）**

１．第１回保険料から口座振替を行う場合、主約款*1 の定めにかかわらず、第４条（保険料の払込み）１．に定める第１回保険料の振替日を当社の責任開始日*2 とし、この日を契約日とします。

２．月払の契約の締結の際にこの特約を付加する場合、主約款および本条１．にかかわらず、当社の責任開始日の属する月の翌月１日を契約日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。

３．本条２．にかかわらず、当社の責任開始日から契約日の前日までの間に、保険金、給付金等の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じたときは、当社は、当社の責任開始日を契約日として保険契約上の責任を負い、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はこの日を基準として再計算します。この場合、すでに払い込まれた保険料に超過分があるときは、当社はこれを保険契約者に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者は当社にこれを払い込んでください。*3

４．保険契約者から申出があり、かつ当社がこれを承諾した場合、本条２．にかかわらず、契約日は当社の責任開始日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

第３条　**（保険料率）**

１．この特約を適用する月払の保険契約の保険料率は、口座振替料率とします。

２．本条１．にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、普通保険料率を適用します。

（１）当月分以後の保険料が３か月分以上一括払されたとき
当社所定の割引率で保険料を割引します。

（２）保険料の振替貸付が行われたとき

備　考

第１条　備考

*1　保険契約者の指定する口座をいいます。以下同じ。

*2　当社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいい、当社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関を含みます。

*3　当社が保険料の収納業務を委託している機関の取扱金融機関等の場合は、当該金融機関の口座とします。以下同じ。

第２条　備考

*1　主契約の普通保険約款をいいます。以下同じ。

*2　責任開始期が属する日をいいます。以下同じ。

*3　保険金、給付金等の支払いがあるときは、過不足分を支払金額と精算します。

第４条　**（保険料の払込み）**

１．保険料は、振替日*1 *2 に指定口座から保険料相当額を当社の口座に振り替えることによって、当社に払い込んでください。

２．同一の指定口座から２件以上の保険契約の保険料を振り替える場合、保険契約者は当社に対しその振替順序を指定できません。

３．保険契約者は、振替日の前日までに、払込保険料相当額を指定口座に預け入れてください。

４．口座振替によって払い込まれた保険料については、領収証を発行しません。

第５条　**（保険料口座振替ができなかった場合の取扱い）**

１．振替日に第１回保険料の口座振替ができなかった場合は、保険契約者は、第１回保険料を猶予期間内に当社の指定する払込方法(経路)により払い込んでください。この場合、第２条（責任開始期および契約日の特則）１．の取扱いは適用しません。

２．振替日に第２回以後の保険料の口座振替ができなかった場合は、次の表のとおり取り扱います。

（１）月払契約の場合	翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて２か月分の保険料の口座振替を行います。*1
（２）年払契約または半年払契約の場合	振替月の翌月の応当日*2 に再度口座振替を行います。
（３）本表の取扱いによる保険料の口座振替ができなかった場合	保険契約者は、主約款に定める猶予期間内に払込期月が到来している保険料を当社所定の方法により払い込んでください。

第６条　**（諸変更）**

１．保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している金融機関を他の提携金融機関に変更することができます。この場合、あらかじめ当社および当該金融機関に申し出てください。

２．保険契約者が口座振替の取扱いを停止する場合は、あらかじめ当社および当該提携金融機関に申し出て他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。

３．提携金融機関が保険料の口座振替の取扱いを停止した場合は、当社はその旨を保険契約者に通知します。この場合は、保険契約者は、指定口座を他の金融機関に変更するか他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。

４．当社は、当社または提携金融機関の事情により振替日を変更することがあります。この場合、当社はその旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第７条　**（特約の消滅）**

１．次のいずれかの場合は、この特約は消滅します。

（１）保険契約が消滅または失効したとき

（２）保険料が前納されたとき

（３）保険料が一括払込みされたとき

備　考

第４条　備考

*1　第２回以後の保険料は、主約款の定めにかかわらず、払込期月中の当社の定めた日とします。

*2　当社の定めた日とします。ただし、当社の定めた日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日とします。以下同じ。

第５条　備考

*1　指定口座の預入額が２か月分の保険料相当額に不足し、かつ、１か月分の保険料相当額に足りるときは、払込期月の過ぎた１か月分保険料について払込みがあったものとします。

*2　応当日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日とします。以下同じ。

（４）保険料の払込みが不要となったとき
（５）他の保険料の払込方法（経路）に変更したとき
（６）第１条（特約の適用）２．に定める条件に該当しなくなったとき

２．本条１.(３)にかかわらず、保険契約者から保険料の一括払後も引き続きこの特約を適用する旨の申出があったときは、この特約は消滅しません。

第８条　**（主約款の定めの準用）**

この特約に別段の定めのない場合は、主約款に準じて取り扱います。

第９条　**（無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2017)等に付加した場合の特則）**

１．本特則は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2017） 無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2014） 無解約返戻金型がん療養保険（10） がん保険

２．この特約を本条１．の主契約に付加した場合、次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
第２条（責任開始期および契約日の特則）	当社の責任開始日	主約款に定める保険期間の始期

第10条　**（責任開始期に関する特約とあわせて主契約に付加した場合の特則）**

この特約を責任開始期に関する特約とあわせて主契約に付加した場合、次のとおり取り扱います。

（１）責任開始日、保険期間の始期および契約日については、責任開始期に関する特約条項の取扱いによるものとし、第２条（責任開始期および契約日の特則）、第９条（無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2014)等に付加した場合の特則）は適用しません。

（２）第１回保険料から口座振替を行う場合、第１回保険料は、第４条（保険料の払込み）１.および責任開始期に関する特約条項の取扱いにかかわらず、責任開始期に関する特約条項に定める第１回保険料の払込期間中の当社の定めた日を第１回保険料の振替日とし、その日に指定口座から保険料相当額を当社の口座に振り替えることによって、当社に払い込まれるものとします。

（３）第１回保険料から口座振替を行う場合で、第１回保険料の振替日*1 に口座振替ができなかった場合*2 は、第５条（保険料口座振替ができなかった場合の取扱い）１.および本条(２)の取扱いにかかわらず、次の表のとおり取り扱います。

①	月払契約の場合	月払契約の場合、第１回保険料の振替日*1の属する月の翌月の応当日に第１回保険料と第２回保険料を合わせて２か月分の保険料の口座振替を行います。*3
②	年払契約または半年払契約の場合	第１回保険料の振替日*1 の属する月の翌月の応当日に口座振替を行います。
③	本表①または②による口座振替ができなかった場合*2	保険契約者は、責任開始期に関する特約条項に定める第１回保険料の猶予期間満了日までに、第１回保険料および払込期月が到来している第２回以後の保険料を、当社が指定する方法で払い込んでください。

備　考

第10条　備考

*1　責任開始期に関する特約条項に定める第１回保険料の払込期間中に複数の振替日がある場合は、その最終の振替日とします。

*2　提携金融機関に対して第１回保険料の口座振替請求が行われなかった場合を含みます。

*3　指定口座の預入額が２か月分の保険料相当額に満たず、１か月分の保険料の口座振替のみが可能な場合は、１か月分の保険料の口座振替を行い、第１回保険料について払込みがあったものとします。

保険料口座振替特約条項（団体扱・集団扱用）　目次

第１条　特約の締結 ……140
第２条　責任開始期の特則 ……140
第３条　保険料の払込み ……140
第４条　保険料口座振替ができなかった場合の特別取扱い ……140
第５条　特約の失効 ……141
第６条　主約款および特約の定めの準用 ……141
第７条　無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2017）等に付加した場合の特則 ……141

保険料口座振替特約条項（団体扱・集団扱用）

（平成29年４月２日改正）

第１条　**（特約の締結）**

１．この特約は、次の条件をすべて満たす場合に締結します。

（１）当社と団体取扱に関する協定または集団取扱に関する協定を締結した団体または集団（以下「団体等」といいます。）に属する保険契約者が、団体等の指定する金融機関等に口座をもっている場合

（２）本条１．（１）の口座から団体等が定める方法により、団体等の金融機関等の口座への振替により保険料を払い込むことができる場合

２．保険契約者は、本条１．により保険料の振替を行う口座（以下「指定口座」といいます。）を指定してください。

第２条　**（責任開始期の特則）**

第１回保険料から口座振替を行う場合、主約款*1 の定めにかかわらず、第３条（保険料の払込み）１．に定める第１回保険料の振替日を当社の責任開始日*2 とします。

第３条　**（保険料の払込み）**

１．この特約を付加した保険契約の保険料は、団体等が定めた日*1 （以下「振替日*2 」といいます。）に、指定口座から保険料相当額を当社の口座に振り替えることによって、当社に払い込んでください。

２．本条１．の場合、指定口座から振り替えられた保険料が実際に当社に払い込まれるまでの間に、保険契約者の申出によりその振替が取り消された場合は、保険料の払込みがなかったものとします。

第４条　**（保険料口座振替ができなかった場合の特別取扱い）**

１．振替日に第１回保険料の口座振替ができなかった場合は、保険契約者は、第１回保険料を団体等が定める次のいずれかの方法*1 により払い込んでください。

保険料の払込み方法	責任開始期の取扱い
（１）当社の指定する払込方法により払い込む方法	第２条（責任開始期の特則）の定めは適用しません。
（２）第１回保険料の口座振替ができなかった日の翌月の振替日に口座振替により払い込む方法	第２条（責任開始期の特則）の定めにかかわらず、振り替えられた日を当社の責任開始期とします。

２．振替日に第２回以後の保険料の口座振替ができなかった場合は、その保険料を当社所定の方法により払い込んでください。

備　考

第２条　備考

*1　主契約の普通保険約款をいいます。以下同じ。

*2　責任開始期が属する日をいいます。以下同じ。

第３条　備考

*1　第２回以後の保険料は、主約款の定めにかかわらず、払込期月中の団体等の定めた日とします。

*2　振替日が金融機関等の休業日に該当する場合は翌営業日とします。以下同じ。

第４条　備考

*1　本条１.（２）による取扱いは、契約年齢に変更が生じない場合に限ります。

３．本条２．の保険料については、団体等の定めにより、次のとおり取り扱うことがあります。

（１）月払契約の場合	翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて２か月分の保険料の口座振替を行います。
（２）年払契約または半年払契約の場合	払込期月の翌月の応当日*2 に再度口座振替を行います。

第５条　**（特約の失効）**

次の場合は、この特約は効力を失います。

（１）保険契約者が指定口座を解約したとき

（２）団体扱特約Ⅰ、団体扱特約Ⅱまたは集団扱特約が効力を失ったとき

第６条　**（主約款および特約の定めの準用）**

この特約に別段の定めのない場合は、主約款、団体扱特約Ⅰ、団体扱特約Ⅱまたは集団扱特約の定めに準じて取扱います。

第７条　**（無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2017）等に付加した場合の特則）**

１．本特則は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2017） 無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2014） 無解約返戻金型がん療養保険（10） がん保険

２．この特約を本条１．の主契約に付加した場合、次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
第２条（責任開始期の特則）	当社の責任開始日	主約款に定める保険期間の始期

備　考

第４条　備考

*2　応当日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日とします。

団体扱特約条項Ⅰ　目次

第１条　特約の締結 ……143
第２条　契約日の特則 ……143
第３条　保険料率 ……143
第４条　保険料の払込み ……144
第５条　保険料の一括払 ……144
第６条　猶予期間 ……144
第７条　特約の失効 ……144
第８条　無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2017）等に付加した場合の特則 ……145

団体扱特約条項Ⅰ

（平成29年４月２日改正）

第１条　**（特約の締結）**

１．この特約は、官公庁、会社、組合、工場その他の団体(以下「団体」といいます。)において、次の条件をすべて満たすときに締結します。

（１）保険契約者がその団体から給与*1 の支払いを受ける者である保険契約（以下「個人契約」といいます。）であること。ただし、団体が保険契約者であるときは、その団体に所属する者が被保険者である保険契約(以下「事業保険」といいます。)であること

（２）保険契約者または被保険者の数が10名以上であること

２．本条１．の条件を満たす場合は、主約款*2 のほかこの特約を締結して団体年払、半年払、または月払の取扱いをします。

３．本条１．（２)の人数については、年払および半年払の契約を合算して、または月払の契約のみにより、その人数を満たすものとします。

４．本条１．の取扱いを行うときは、当社は団体代表者と協定書を取りかわします。

第２条　**（契約日の特則）**

１．主契約*1 の締結の際に団体月払取扱いを行う保険契約の契約日は、主約款の定めにかかわらず、当社の責任開始日*2 の属する月の翌月１日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。

２．本条１．にかかわらず、当社の責任開始日から契約日の前日までの間に保険金、給付金等の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じたときは、当社は、当社の責任開始日を契約日として保険契約上の責任を負い、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はこの日を基準として再計算します。この場合、すでに払い込まれた保険料に超過分があるときは、当社はこれを保険契約者に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者は当社にこれを払い込んでください。*3

３．保険契約者から申出があり、かつ当社がこれを承諾した場合、本条１．にかかわらず、契約日は当社の責任開始日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。

第３条　**（保険料率）**

１．この特約を適用する半年払または月払の保険契約の保険料率は、次の表のとおりとします。

（１）団体保険料率Ａを適用する場合	① その事業所に個人契約の保険契約者が20名以上あるとき ② その事業所に事業保険の被保険者数が20名以上あるとき ③ その事業所の個人契約の保険契約者数とその事業所の事業保険の被保険者数とが名寄せ合算して20名以上あるとき ④ その事業所の個人契約の保険契約者数または事業保険の被保険者数が20名未満であっても本条１．（１)①から③のいずれかに該当する事業所が他にあるとき

備　考

第１条　備考

*1　役員報酬を含みます。

*2　主契約の普通保険約款をいいます。以下同じ。

第２条　備考

*1　主たる保険契約をいいます。以下同じ。

*2　責任開始期の属する日をいいます。以下同じ。

*3　保険金、給付金等の支払金があるときは、過不足分を支払金と精算します。

（２）団体保険料率Ｂを適用する場合	団体が本条１．（１）の①から④のいずれにも該当しない場合

２．団体保険料率Ａを適用した場合でも、保険契約者または被保険者の数が本条１．（１）に定める人数未満に減少し、その後６か月を経過しても、その定める人数にもどらないときは、当社は、適用する保険料率を団体保険料率Ｂに変更します。

第４条　**（保険料の払込み）**

１．第１回保険料は、団体を経由して払い込むことができます。
２．第２回以後の保険料は、団体の代表者が取りまとめて払い込んでください。
３．本条１．および２．の保険料は、団体の代表者が当社に払い込んだ日をもって払込みのあった日とします。
４．団体の代表者から保険料が払い込まれた場合は、当社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

第５条　**（保険料の一括払）**

団体月払取扱いの場合、団体保険料率Ｂが適用されるときは、保険契約者は、当社の定めるところにより、当月分以後の保険料を一括で支払うことができます。この場合、一括で支払う保険料が３か月分以上あるときは、普通保険料率を基準として、当社所定の割引率で保険料を割引します。

第６条　**（猶予期間）**

１．第２回以後の保険料の払込みについては、次のとおり猶予期間があります。

保険料払込方法（回数）	猶予期間
団体月払	払込期月の翌月初日から末日まで
団体年払または半年払	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約日の応当日まで*1

２．猶予期間中に保険金、年金、給付金等の支払事由が生じたときは、当社は、未払込保険料をそれらの支払金から差し引きます。
３．保険契約を更新する場合は、更新後第１回保険料の払込みについて本条２．に準じます。
４．保険契約を自動変更する場合は、自動変更後第１回保険料の払込みについて本条２．に準じます。

第７条　**（特約の失効）**

１．次の場合は、この特約は効力を失います。
（１）保険契約者が、その所属団体から脱退したとき。ただし、事業保険の場合には、被保険者がその所属団体から脱退したとき
（２）保険契約者または被保険者の数が第１条（特約の締結）（１）および（２）に定める人数未満に減少し、その後３か月*1 を経過しても、その定める人数にもどらないとき
（３）保険金額、年金額または給付金額の減額その他により、保険金額、年金額または給付金額が当社所定の金額を下回るとき
（４）保険料の振替貸付を行ったとき
（５）保険料の前納取扱いをしたとき
（６）保険料の払込みが不要となったとき
（７）当社と団体代表者との協議により、団体年払、半年払または月払の取扱いを廃止したとき

備　考

第６条　備考

*1　契約日の応当日が２月、６月、11月の各末日の場合は、それぞれ４月、８月、１月の各末日まで。

第７条　備考

*1　団体年払または半年払の取扱いの場合はその後６か月とします。

２．本条１．の場合は、個人扱いの年払、半年払または月払の取扱いに変更し、保険料率を将来に向って改めます。
３．団体月払取扱いを個人扱いの年払または半年払の取扱いに変更した場合、その保険年度に対する保険料に未払込分があるときは、その未払込分を一時に払い込んでください。

第８条　**（無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2017）等に付加した場合の特則）**
１．本特則は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2017） 無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2014） 無解約返戻金型がん療養保険（10） がん保険

２．この特約を本条１．の主契約に付加した場合、次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
第２条（契約日の特則）	当社の責任開始日	主約款に定める保険期間の始期

団体扱特約条項Ⅱ　目次

第１条　特約の締結 ……147
第２条　契約日の特則 ……147
第３条　保険料率 ……147
第４条　保険料の払込み ……147
第５条　保険料の一括払 ……148
第６条　猶予期間 ……148
第７条　特約の失効 ……148
第８条　無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2017）等に付加した場合の特則 ……148

団体扱特約条項Ⅱ

（平成29年４月２日改正）

第１条　**（特約の締結）**

１．この特約は、組合、連合会、同業団体その他の団体（以下「団体」といいます。)において、次の条件をすべて満たすときに締結します。

（１）保険契約者は、その団体に所属する者であること。ただし、団体が保険契約者であるときは、その団体に所属する者が被保険者であること（この場合を「事業保険」といいます。）

（２）保険契約者または被保険者の数が10名以上であること

（３）団体を代表する者がいることを必要とし、その代表者によって保険料を一括して徴収することが可能であること

２．本条１．の条件を満たす場合は、主約款*1 のほかこの特約を締結して年払、半年払または月払の取扱いをします。

３．本条１．（２)の人数については、年払および半年払の契約を合算して、または月払の契約のみにより、その人数を満たすものとします。

４．本条１．の取扱いを行うときは、当社は団体代表者と協定書を取りかわします。

第２条　**（契約日の特則）**

１．主契約*1 の締結の際に団体月払取扱いを行う保険契約の契約日は、主約款の定めにかかわらず、当社の責任開始日*2 の属する月の翌月１日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。

２．本条１．にかかわらず、当社の責任開始日から契約日の前日までの間に保険金、給付金等の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じたときは、当社は、当社の責任開始日を契約日として保険契約上の責任を負い、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はこの日を基準として再計算します。この場合、すでに払い込まれた保険料に超過分があるときは、当社はこれを保険契約者に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者は当社にこれを払い込んでください。*3

３．保険契約者から申出があり、かつ当社がこれを承諾した場合、本条１．にかかわらず、契約日は当社の責任開始日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。

第３条　**（保険料率）**

この特約を適用する半年払または月払の保険契約の保険料率は、団体保険料率Ｂとします。

第４条　**（保険料の払込み）**

１．第１回保険料は、団体を経由して払い込むことができます。

２．第２回以後の保険料は、団体の代表者が取りまとめて払い込んでください。

３．本条１．および２．の保険料は、団体の代表者が当社に払い込んだ日をもって払い込みのあった日とします。

４．団体の代表者から保険料が払い込まれた場合は、当社は、払込金額に対する領収証を団体に交付

備　考

第１条　備考

*1　主契約の普通保険約款をいいます。以下同じ。

第２条　備考

*1　主たる保険契約をいいます。以下同じ。

*2　責任開始期の属する日をいいます。以下同じ。

*3　保険金、給付金等の支払金があるときは、過不足分を支払金と精算します。

し、個々の領収証は発行しません。

第５条　**（保険料の一括払）**

団体月払取扱いの場合、保険契約者は、当社の定めるところにより、当月分以後の保険料を一括で支払うことができます。この場合、一括で支払う保険料が３か月分以上あるときは、普通保険料率を基準として、当社所定の割引率で保険料を割引します。

第６条　**（猶予期間）**

１．第２回以後の保険料の払込みについては、次のとおり猶予期間があります。

保険料払込方法（回数）	猶予期間
団体月払	払込期月の翌月初日から末日まで
団体年払または半年払	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約日の応当日まで*1

２．猶予期間中に保険金、年金、給付金等の支払事由が生じたときは、当社は、未払込保険料をそれらの支払金から差し引きます。

３．保険契約を更新する場合は、更新後第１回保険料の払込みについて本条２．に準じます。

４．保険契約を自動変更する場合は、自動変更後第１回保険料の払込みについて本条２．に準じます。

第７条　**（特約の失効）**

１．次の場合は、この特約は効力を失います。

（１）保険契約者が、その所属団体から脱退したとき。ただし、事業保険の場合には、被保険者がその所属団体から脱退したとき

（２）保険契約者または被保険者の数が第１条（特約の締結）１．（１）および（２）に定める人数未満に減少し、その後３か月*1 を経過しても、その定める人数にもどらないとき

（３）保険金額、年金額または給付金額の減額その他により、保険金額、年金額または給付金額が当社所定の金額を下回るとき

（４）保険料の振替貸付を行ったとき

（５）保険料の前納取扱いをしたとき

（６）保険料の払込みが不要となったとき

（７）当社と団体代表者との協議により、団体年払、半年払または月払の取扱いを廃止したとき

２．本条１．の場合は、個人扱いの年払、半年払または月払の取扱いに変更します。

３．団体月払取扱いを個人扱いの年払または半年払の取扱いに変更した場合、その保険年度に対する保険料に未払込分があるときは、その未払込分を一時に払い込んでください。

第８条　**（無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2017）等に付加した場合の特則）**

１．本特則は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2017） 無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2014） 無解約返戻金型がん療養保険（10） がん保険

備　考

第６条　備考

*1　契約日の応当日が２月、６月、11月の各末日の場合は、それぞれ４月、８月、１月の各末日まで。

第７条　備考

*1　団体年払または半年払の取扱いの場合はその後６か月とします。

２．この特約を本条１．の主契約に付加した場合、次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
第２条（契約日の特則）	当社の責任開始日	主約款に定める保険期間の始期

保険料クレジットカード払特約条項　目次

第１条　特約の締結 ……151
第２条　責任開始期および契約日の特則 ……151
第３条　保険料率 ……151
第４条　保険料の払込み ……151
第５条　他の保険料の払込方法（経路）への変更 ……152
第６条　特約の消滅 ……152
第７条　主約款の定めの準用 ……152

保険料クレジットカード払特約条項

（平成29年４月２日改正）

第１条　**（特約の締結）**

１．この特約は保険契約締結の際または保険料払込期間中において、保険契約者から、当社の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）により保険料を払い込む旨の申出があり、かつ、当社がこれを承諾した場合に締結します。

２．本条１．のクレジットカードは、保険契約者が、当社の指定するクレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）との間で締結された会員規約等（以下「会員規約等」といいます。）に基づき、カード会社より貸与されまたは使用を認められたものに限ります。

３．当社は、この特約の締結に際して、カード会社にクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認（以下「有効性等の確認」といいます。）を行うものとします。

４．当社は、保険契約者がカード会社の会員規約等に基づいて、保険料の払込みにクレジットカードを使用した場合に限り、この特約に定める取扱いを行います。

第２条　**（責任開始期および契約日の特則）**

保険契約締結の際にこの特約を付加する場合は、次のとおり取り扱います。

（１）この特約が適用される月払の保険契約の契約日は、主約款*1 の定めにかかわらず、当社の責任開始日*2 *3 の属する月の翌月１日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。

（２）当社の責任開始日から契約日の前日までの間に、当社が主約款および特約の定めに基づく保険金等の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じたときは、本条(１)にかかわらず、当社の責任開始日を契約日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はその日を基準として再計算します。この場合、すでに払い込まれた保険料に超過分があるときは、当社はこれを保険契約者に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者は当社にこれを払い込んでください。*4

（３）保険契約者から申出があり、かつ当社がこれを承諾した場合、本条(１)および(２)にかかわらず、契約日は当社の責任開始日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

第３条　**（保険料率）**

１．この特約を適用する月払の保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。

２．本条１．にかかわらず、当月分以後の保険料が３か月分以上一括払されたときは、普通保険料率を適用します。この場合、当社所定の割引率で保険料を割引します。

第４条　**（保険料の払込み）**

１．第１回保険料*1 をクレジットカードにより払い込む場合は、当社がクレジットカードの有効性等

備　考

第２条　備考

*1　主契約の普通保険約款をいいます。以下同じ。

*2　無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2017）、無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2014）、無解約返戻金型がん療養保険（10）またはがん保険に付加した場合は、保険期間の始期。以下同じ。

*3　責任開始期の属する日をいいます。以下同じ。

*4　保険金、給付金等の支払いがあるときは、過不足分を支払金額と精算します。

第４条　備考

*1　第１回保険料相当額を含みます。以下同じ。

の確認を行った上で、クレジットカードによる保険料の払込みを承諾した時*2 に、当社が第１回保険料を受け取ったものとします。

２．本条１．の場合、当社が、保険契約の申込みを承諾したときは、当社の責任開始日を保険契約者に通知します。

３．第２回以降の保険料をクレジットカードにより払い込む場合は、その保険料は、主約款の定めにかかわらず、当社がクレジットカードの有効性等の確認を行った上で、払込期月中の当社の定めた日に、当社に払い込まれるものとします。

４．保険契約者は、カード会社の会員規約等にしたがい、保険料相当額をカード会社に支払うものとします。

５．当社がクレジットカードの有効性等の確認を行った後でも、次のすべてを満たす場合には、その払込期月中の保険料*3 については、本条３．（第１回保険料の場合は本条１．）の取扱いは適用しません。

（１）当社がカード会社より保険料相当額を領収できないこと

（２）保険契約者がカード会社に対して、保険料相当額を支払っていないこと

６．本条５．の場合、当社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。

第５条　**（他の保険料の払込方法（経路）への変更）**

保険契約者は、あらかじめ当社に申し出ることにより、クレジットカードによる保険料の払込みを中止して、他の保険料の払込方法（経路）に変更することができます。

第６条　**（特約の消滅）**

１．次のいずれかの場合には、この特約は消滅します。

（１）保険契約が消滅または失効したとき

（２）保険料が前納されたとき

（３）保険料が一括払込みされたとき

（４）保険料の払込みが不要となったとき

（５）他の保険料の払込方法（経路）に変更したとき

（６）当社がカード会社より保険料相当額を領収できないとき

（７）当社がクレジットカードの有効性を確認できなかったとき

（８）カード会社がクレジットカードによる保険料払込みの取扱いを停止したとき

２．本条１．（３）にかかわらず、保険契約者から保険料の一括払込み後も引き続きこの特約を適用する旨の申出がなされたときは、この特約は消滅しません。

３．本条１．（６）から（８）までの場合、当社はそれぞれの事由によりこの特約が消滅することを保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、他の保険料の払込方法（経路）に変更してください。

第７条　**（主約款の定めの準用）**

この特約に別段の定めがない場合には、主約款に準じて取り扱います。

備　考

第４条　備考

*2　当社所定のクレジットカード利用票を使用する場合は、当社がクレジットカード利用票を作成した時とします。

*3　第１回保険料を含みます。